



第1次胎内市総合計画 (基本構想・基本計画)



平成18年12月

新潟県胎内市

ごあいさつ



胎内市は、平成17年9月1日、中条町と黒川村が合併し、誕生した新しい市であります。

この度、「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念に、この新たな市を運営していく上での、基本指針となる「第1次胎内市総合計画」を策定いたしました。

この総合計画は、合併協議の際に作成しました「新市建設計画」をその母体とし、新市の進むべき方向について、より具体的、詳細に定めたものです。

現在、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、急速に進行する少子・高齢化や、高度情報化社会の進展、地球環境問題に加え、地方分権の進展や三位一体の改革などにより大きく変化しており、その影響は本市行財政の抜本的見直しを迫るものであり、今後もこの影響は続くものと予想されます。

このような厳しい状況の中、市民の皆様が安心して働き、学び、そして暮らしていける魅力あるまちづくりを実現するためには、今まで以上に、戦略的な思考をもって市政全般の運営にあたらなければなりません。

本計画を推進していくにあたり、市民の参画と協働によるまちづくりを基本とし、地域の均衡ある発展と市民の一体感の早期醸成を図り「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」の実現に邁進する決意でございます。

新生「胎内市」はまだ誕生したばかりではありますが、私たちの住んでいるこの地域には、豊かな自然と産業の基盤、合併前の両町村が培ってきた歴史と伝統があります。

今まで以上に魅力や活力にあふれ、そして他の地域に誇れるようなまちづくりが実現することを望んでやみません。

おわりに、この計画を策定するにあたりまして貴重なご意見、ご提案をいただきました多数の方々及び多方面にわたり熱心なご審議をいただきました審議会の委員の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年12月

胎内市長 吉田和夫

第1次胎内市総合計画目次

～自然が生きる、人が輝く、交流のまち～

I 基本構想編

序 章

はじめに	1
1 総合計画策定の趣旨	2
2 総合計画の構成と期間	3
3 総合計画の位置づけ	4

第1章 胎内市の概況

1 沿革	5
2 地勢と自然環境	6
3 人口と世帯	7
4 産業構造	8

第2章 基本構想

1 まちづくりの基本理念	9
(1) 「水」と「緑」の恩恵	
(2) 自然を活かす「自然共生型」のまちづくり	
(3) 「三位一体」の推進体系	
2 将来人口	11
(1) 人口と世帯の推計	
(2) 目標人口	
3 まちづくりの施策大綱	13
(1) 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち	
(2) 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち	
(3) 活力と希望を生み、交流を育むまち	
(4) 新しいしくみにも対応できるまち	
4 参加・参画・協働を基本としたまちづくり	15
5 施策の体系	16

II 基本計画編

第1章 基本計画のあらまし

- 1 基本計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 目標・指標のとらえかた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第2章 施策の体系別基本計画

- 1 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち
 - (1) 水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり・・・・・・・・ 22
 - (2) 緑のステージで、いきいきした子供たちと未来を育むまちづくり・・・・・・・・ 30
 - (3) 歴史と文化を再発見し、新しい情報発信と国際交流を推進するまちづくり・・ 38
 - (4) 自然と親しむ生涯学習、自然を満喫できる生涯スポーツのまちづくり・・ 44
- 2 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち
 - (1) 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり・・・・・・・・ 50
 - (2) 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり・・・・・・・・・・・・ 58
 - (3) 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - (4) 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり・・・・・・・・・・・・ 74
 - (5) 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 82
- 3 活力と希望を生み、交流を育むまち
 - (1) 農・工・商業の基盤整備とネットワーク化を促進するまちづくり・・・・・・・・ 94
 - (2) 自然と観光事業を一体的に考え、ツーリズムの拠点となるまちづくり・・ 100
 - (3) 新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり・・・・・・・・ 106
 - (4) 農村環境を地域間交流に活用し、活力と定住を生むまちづくり・・・・・・・・ 114
- 4 新しいしくみにも対応できるまち
 - (1) 新市の計画を推進するための行政基盤を備えたまちづくり・・・・・・・・ 120
 - (2) 新制度や住民ニーズに対応するため、更なる行政改革を推進するまちづくり
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
 - (3) 積極的な情報提供と市民参加型（パートナーシップ）行政によるまちづくり・・ 132

第3章 総合計画の推進について

- 1 計画推進のための基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
 - 2 総合計画の実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
 - 3 総合計画の進行管理と行政評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138

I 基本構想編

序 章

はじめに

本市は、平成 17 年 9 月に旧中条町と旧黒川村が合併し、「胎内市」として誕生しました。合併後の新市においては、まちづくりを進めていくための新しい指針が求められるところです。

このため、これまでの両町村のまちづくりの成果を生かし、新たな視点による総合的で計画的なまちづくりを実施するため、新市の進むべき方向を定めた総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を策定するものです。



1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、合併し県北の中核的な都市となった「胎内市」が、新市をとりまく社会経済情勢の変化や地域の特性、発展の可能性などを踏まえて、新市の将来像と施策の大綱を定め、その実現に向けて市民と行政とが協働し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくための指針であり、新たな時代のまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、市政運営の方向性を示すものです。

この計画に掲げるまちづくりの基本理念及び都市像は、本市が自立した都市として発展していくための基本的な運営指針であるとともに、併せて市民や企業の諸活動のよりどころとなるものです。

また、国や県などの関係機関に対しては、本市のまちづくりの方向性に対する理解を得ながら、積極的な支援と協力を求める役割を併せ持つものです。



2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念と市が目指すべき将来像を明らかにし、これを達成するための基本的な施策の大綱を定めたものであり、基本計画、実施計画の基礎となるものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定められた市の将来像を実現するため、施策の大綱に基づき必要諸施策を具体的に体系化し作成するものです。

計画期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年とします。

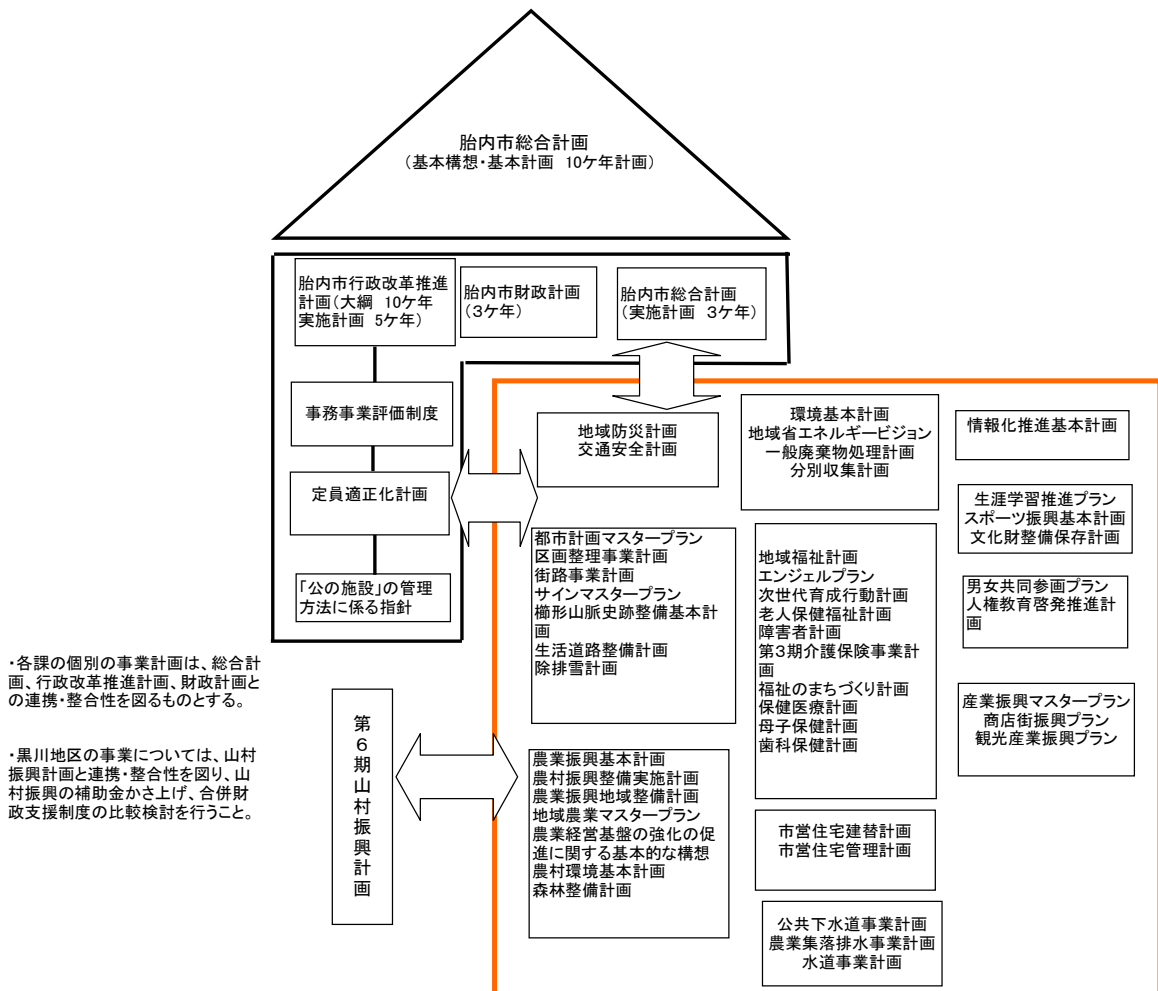
(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた諸施策を実現するための具体的な事業計画及び財政計画を定めたものであり、社会経済情勢や住民ニーズの変化や財政状況などに対応していくため 3 年間を計画期間と定め、ローリング方式による定期的な見直しを行うものです。

3 総合計画の位置づけ

総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）は、まちづくりにおける最上位計画として市政運営の根幹をなすものであり、行政改革推進計画、財政計画、各課の個別の事業計画等との連携・整合性を確保しなければなりません。また、市民と行政が協働して総合計画を基本とした市政運営を計画的に行っていくための指標となるものです。

胎内市総合計画のスキーム



第1章 胎内市の概況

1 沿革

中世のこの地域は、「奥山荘」といわれる一つの荘園により発展してきました。この地域には今も城氏やその血縁の女武将・板額御前にまつわる史跡や逸話が多く残り、郷土の誇りとして語り継がれています。

鎌倉時代には、当時の地頭・和田氏が支配し、その後財産分与により領地は分割され、地域の中央を「中条（中条氏）」、北側を「北条（黒川氏）」と呼ぶようになります。



明治22年、「市制町村制」を施行され、旧中条町の区域は、中条町、柴橋村、本条村、乙村、横田村、松塚村、築地村、堀切村に、旧黒川村の区域は黒川村、鼓坂村、坪江村となりました。

明治34年、いわゆる明治の大合併により旧黒川村地区は現在の区域になりました。同年、旧中条町も柴橋村、本条村と合併しています。

旧中条町は金塚村の一部を編入した後、昭和31年には乙村（明治期に横田村と合併）と合併しています。

昭和39年には旧中条町・黒川村を含む5か町村により「中条地区町村合併協議会」が発足したものの、昭和41年の「7.17 水害」で協議は中断し、水害から免れた築地村が旧中条町と合併し、旧中条町は現在の区域になりました。しかし、翌42年にも両地域を含む下越地方は「8.28 水害」に見舞われ、旧町村の復興を第一として、以来合併協議は立ち消えとなりました。

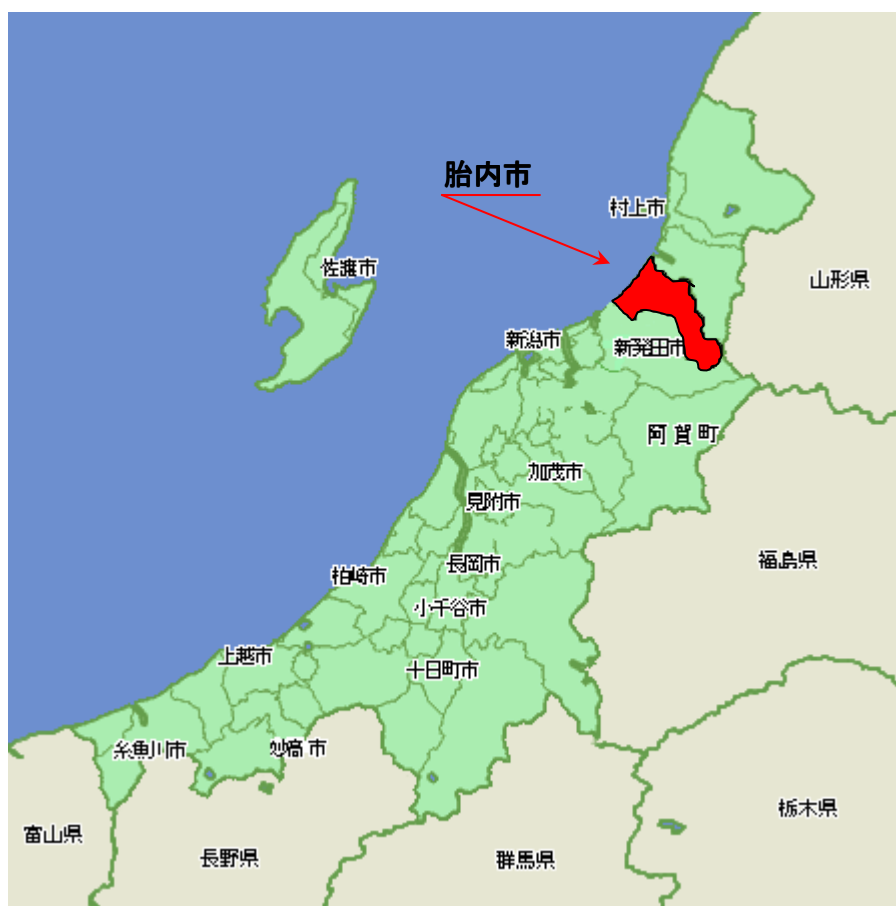
平成15年11月になり、旧中条町・黒川村両町村長、議員による「中条町・黒川村合併研究会」が設置され、程なく「中条町・黒川村合併対策室」が旧中条町役場内に設置されました。同年12月25日に「中条町・黒川村任意合併協議会」が設置され、平成16年9月17日に「中条町・黒川村合併法定協議会」へ移行し、いくつかのハードルを越えながらも、両町村の合併の合意が形成され、平成17年9月1日に胎内市が誕生しました。

2 地勢と自然環境

本市は、新潟県の北東部に位置しており、東には飯豊連峰（1,887m）が山形県境に接し、西には日本海が広がり、総面積は265.18㎢となっています。

県都・新潟市までは約40kmの位置にあり、平成14年秋に開通した「日本海東北自動車道」により、この地域にも高速交通社会が訪れました。

四季折々の美しい自然に彩られるこの地域は、飯豊連峰を源とする母なる川・胎内川を中心に生活域を形成しています。15kmに及ぶ海岸線には砂丘と松林、胎内川扇状地には緑の優良農地が広がっています。地域の中央には南北に楡形山脈・蔵王山塊が連なり、平野部と山間部を分けています。

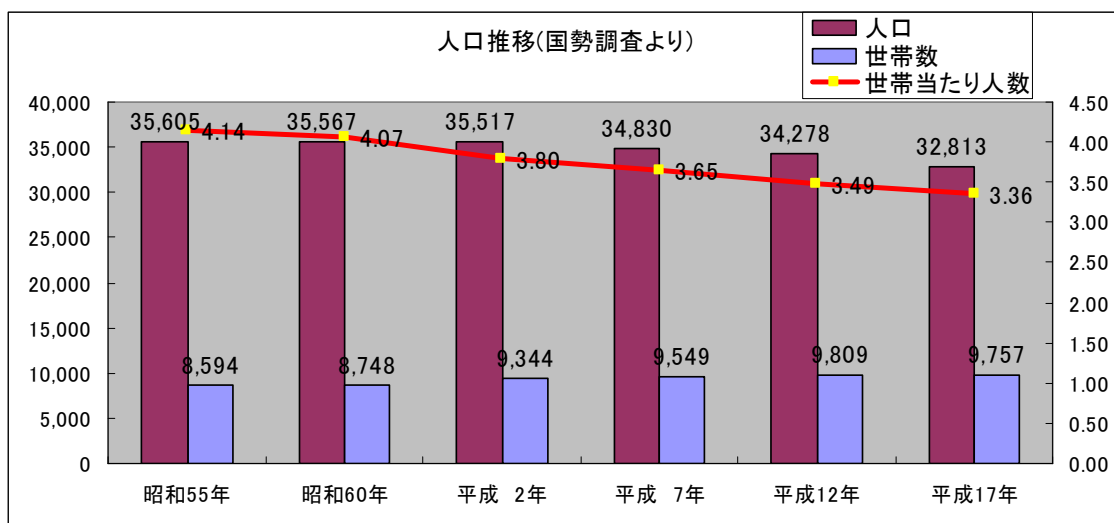


3 人口と世帯

本市の人口は、平成 17 年国勢調査における人口は 32,813 人、平成 18 年 4 月の住民基本台帳では 33,273 人となっており、平成 2 年ころまでは減少傾向にはなかったが、それ以降は減少傾向が加速し、平成 12 年に比して 4.5 ポイントの減少となっています。

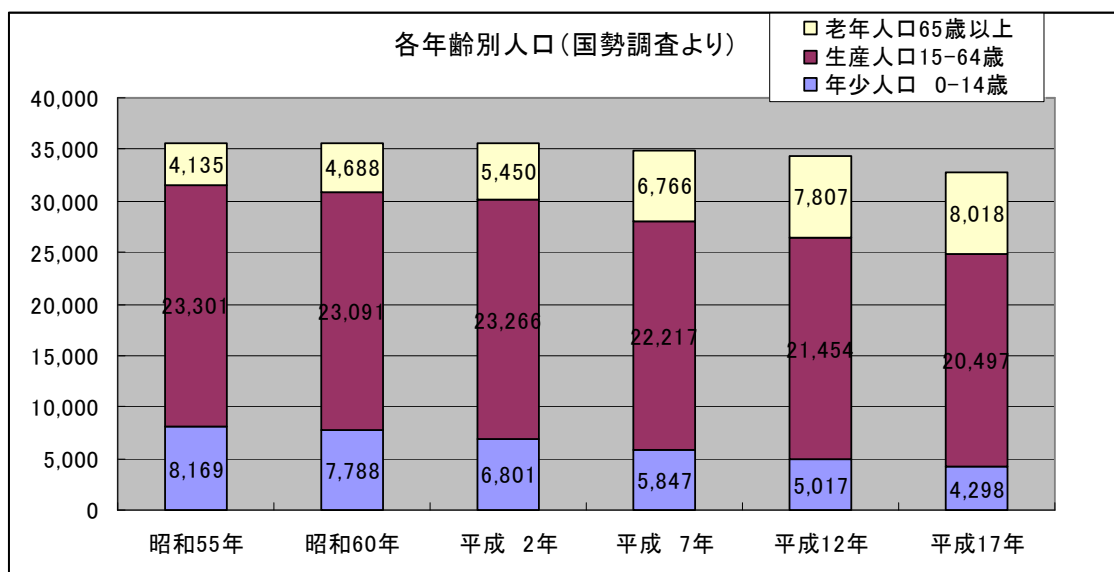
加えて、人口動態での増減をみた場合、転出による社会的要因の減少のほか、出生率の低下による自然減少が顕著にあらわれています。

【人口推移】



世帯数の推移は、増加傾向にあります。世帯当たりの人数は減少しています。これは、核家族化が進んでいることに原因があります。

【年齢3区分別人口推移】



年齢3区分別人口で見ると、年少人口及び生産人口の減少の反面、老年人口の増加が進んでいることがうかがえます。

4 産業構造

本市の農業は「コシヒカリ」をはじめとする稲作を基幹に、チューリップ（球根）や葉たばこ、ねぎ、大豆等、肉用牛などを取り入れた複合化が進んでいます。

工業については、昭和 30 年代に大手企業の進出が相次ぎ、近年中核工業団地が造成されるなど、県北の工業都市としての基盤を確立しました。

商業については、国道 7 号線沿いの大型店進出も相まって、独立した商業圏域を形成しつつあります。

観光については、昭和 40 年、国設胎内スキー場が完成したのをきっかけに、豊かな自然環境を生かしたスキー場、ホテル、ゴルフ場など施設整備を行い、観光客の入り込み数は、平成 6 年度に過去最高の 96 万人に達しましたが、景気の低迷による節約ムードや低価格競争などの影響により、全国的な傾向とはいえ観光収入面では厳しい状況にあります。

また、長池公園で毎年開催されるチューリップフェスティバルが、県内外からも観光客を集め、入込数も微増の状況にあります。



第2章 基本構想

1 まちづくりの基本理念

(1) 「水」と「緑」の恩恵

水は命の源であり、特に本市のエリアに胎内川水系の全てが含まれることを考えると、正に母なる川「胎内」が新市のシンボルになると言えます。

この胎内川の清流が豊かな自然と深い歴史を育んできました。地形に見る稀な特徴や豊富な地下資源、水害と戦ってきた先人の偉業なども、胎内川がもたらしたこの地域独特の恩恵と言えます。

この地域のエリア内には、磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園、自然環境保全地域などの指定があり、特に胎内溪谷の新緑・紅葉は、県内外の多くの人々を魅了するとともに、河岸段丘上の平地や広大な扇状地に広がる緑の水田は、先祖から受け継いだ活力と恵みを今も変わらず与えてくれます。

(2) 自然を活かす「自然共生型」のまちづくり

他の地域のまちづくりにおいても、自然を基調とするところは少なくありません。

本市の豊かで特徴的な自然に着目しながら、ここでしかできない産業や交流に活用し、住む人にやさしく、かつ快適で、また訪れる人にも潤いを提供するという、自然と人との特色ある関わり方ができるかが大きなポイントとなります。

「日々恩恵を受けている自然だからこそ、大切にしていこう」という意識を高めながら、自然とそこで生活する人々が「共生」するためのまちづくりを進めていかなければなりません。

(3) 「三位一体」の推進体系

新市建設計画の住民アンケートでは「自然環境」、「産業振興」、「福祉・保健」に対して大きな期待が寄せられていることがわかります。

「自然環境」を守り育むには、郷土の歴史や文化や貴重な地形、生態系を知り、その後のまちづくりに活用するために想像力を養わなければなりません。

そのためには教育環境を充実させ、生涯学習を盛り込み、住民の多くが親しみと理解を得るための施策を取り入れることが不可欠です。

「産業振興」は、雇用問題と深く関わりがあります。自然や地域の特性を活かした観光産業をはじめ、地場産業や複合的産業の育成・振興、周辺環境にこだわりを持つ起業者を支援することなどにより、地域の魅力をアピールしながら就労の機会を拡大し、活性化を進めなくてはなりません。

「福祉・保健」は、安全・安心・快適という言葉に結びつくことから、自然を活用した憩いの場づくりをはじめ、生活都市基盤の整備や情報通信技術を活用したサービス網の整備推進、防災・防犯対策などを含めて一体的に考えることができます。

これらは、まちづくりの基本計画を策定する上で「三位一体」で推進されるべきものですし、施策体系を考えたときの方向性を示すものといえます。

このように本市は、四季の変化に富んだ櫛形山脈、飯豊連峰の山並みや清らかな源流を集めて流れる胎内川などの豊かな自然に恵まれ、先人たちが築きあげてきた歴史・文化を背景に、さまざまな社会基盤を形成してきました。

この市民共有の財産を大切に活かし、新たな時代をみすえて

自然が活きる、 人が輝く、 交流のまち

を基本理念と定め、まちづくりに責任を持ち自ら参加・参画する市民と、開かれた行政との協働によって、地域の特性を尊重した自立都市の実現をめざします。



2 将来人口

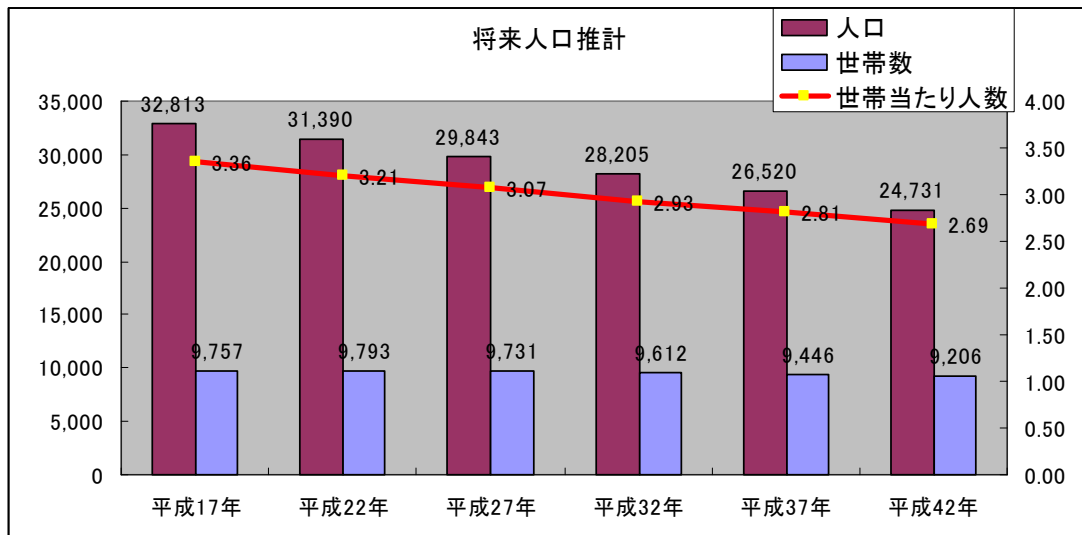
(1) 人口と世帯の推計

本市の将来人口を推計すると、平成 42 年までに合計で 24,731 人となり、平成 17 年に比べると 8,082 人が減少し、約 25%の減少が見込まれます。

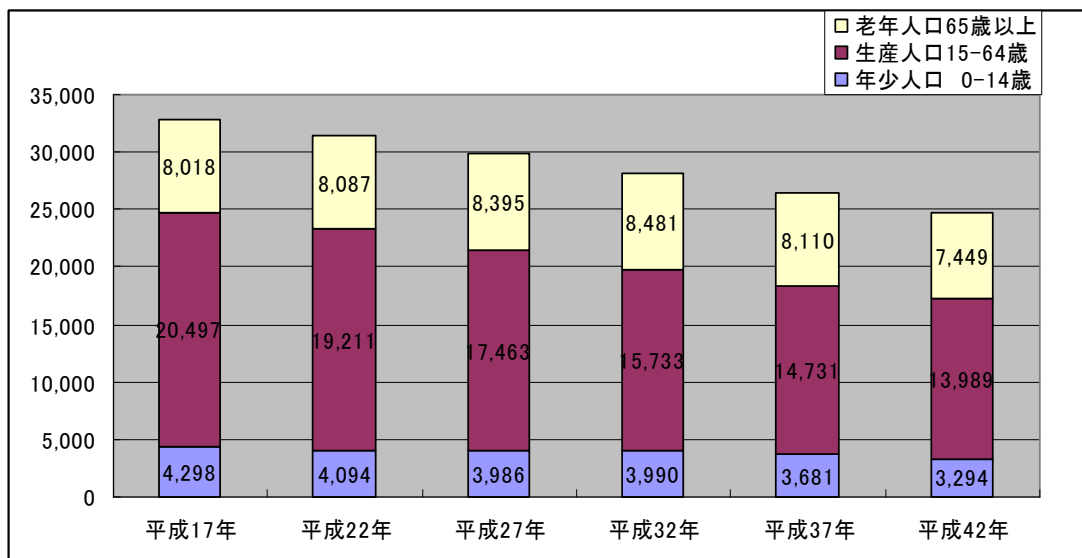
世帯数については、平成 22 年までは僅かではありますが、増加傾向を示しますが、平成 27 年には減少に転じ、9,206 世帯となる見込みです。

一世帯当たりの構成人数は、2.69 人となり、平成 17 年より 0.67 人の減少が見込まれ、益々核家族化が進むものと見込まれます。

【人口推計】



【年齢3区分別人口推移】



年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口比率は、平成 17 年より 5.7 ポイント増加し、人口は 569 人減少する見込みです。これは市全体の人口が減少することに伴

って老年人口も減少している影響と考えられます。

平成 42 年には約 3 人に 1 人 (30.1%) まで高齢化が進むことが見込まれます。

一方、14 歳以下の年少人口比率は 0.2 ポイント減少し、人口は 1,004 人の減少となる見込みです。

また、15～64 歳の生産年齢の人口比率は 5.9 ポイント減少し、人口は 6,508 人が減少する見込みとなっています。

(2) 目標人口

人口は、あらゆる計画の基礎資料となり、都市の成長の指標となります。

全国のほとんどの市町村で人口が減少しており、少子高齢化が早急に進行するなか、本市においては、まちづくりの基本目標として平成 27 年の常住人口を **30,000** 人と設定し、行政と住民そして民間の協働体制のもと全力でまちづくりを進め、その実現を目指します。

3 まちづくりの施策大綱

まちづくりの基本理念に基づき、水と緑、山、川、海、その中に育まれた深い歴史と文化を活用しながら、快適で安心して暮らすための施策や基盤等の整備が必要です。

また、自然と産業の連携を模索し、創造性の高い地域を目指すことが要求されていることなどを一体的に考え、まちづくりの基本施策を次のとおりとします。

【基本施策】

- (1) 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち
- (2) 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち
- (3) 活力と希望を生み、交流を育むまち
- (4) 新しいしくみにも対応できるまち

(1) 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

地球規模での環境問題に関心が高まるなか、本市の多様な自然を共有の財産と先人たちが築きあげてきた歴史・文化を次代に引き継いでいくために、環境と共生し、歴史・文化を継承しながら、未来を創造するまちづくりをめざします。

【主な施策の方向】

- ①水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり
- ②緑のステージで、いきいきとした子供たちと未来を育むまちづくり
- ③歴史と文化を再発見し、新しい情報発信と国際交流を促進するまちづくり
- ④自然と親しむ生涯学習、自然を満喫できる生涯スポーツのまちづくり

(2) 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

歴史・文化や自然環境などによって育まれた地域ごとの個性を尊重するとともに、地域が有する特長をいかした土地利用を進め、環境と共生した安全で快適に暮らせるまちづくりをめざします。また、生涯現役社会を形成するため、一人ひとりの状況に応じた健康・医療・福祉施策の充実につとめます。

【主な施策の方向】

- ①自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
- ②憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

- ③心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり
- ④元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり
- ⑤防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

(3) 活力と希望を生み、交流を育むまち

市内に蓄積された多様な産業資源をいかし、これらを相互に関連させながら、産業構造の転換に対応した既存産業の振興をはかります。

また、新たな産業の創出を支援し、地域経済の発展と豊かな暮らしを実現する職住近接のまちづくりにつとめます。

【主な施策の方向】

- ①農・工・商業の基盤整備とネットワーク化を促進するまちづくり
- ②自然と観光事業を一体的に考え、ツーリズムの拠点となるまちづくり
- ③新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり
- ④農村環境を地域間交流に活用し、活力と定住を生むまちづくり

(4) 新しいしくみにも対応できるまち

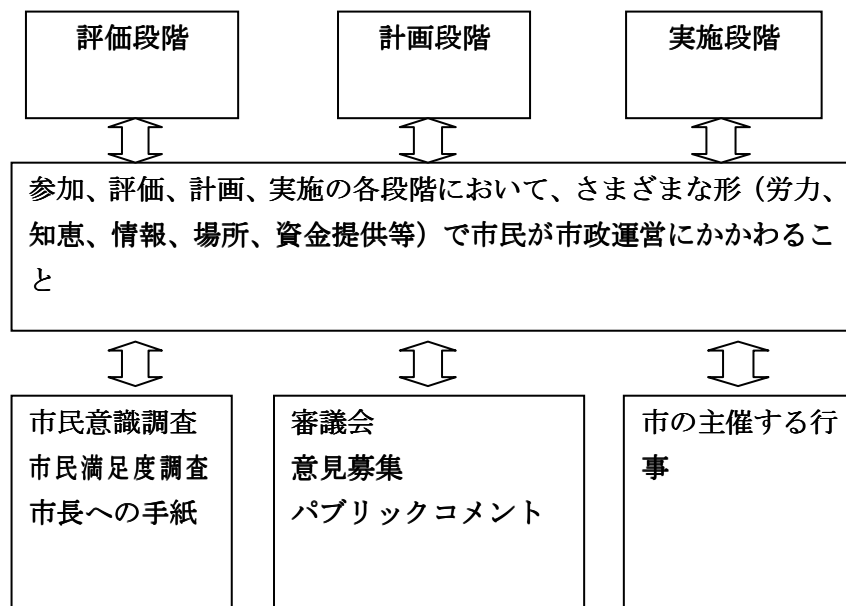
当市は、市民との協働によるまちづくりをめざします。このため住民自治の推進と地方主権の確立ならびに行財政改革の推進につとめるとともに、市民と行政が相互理解を深め、対等な立場に立ち、それぞれの役割と責任でまちづくりを計画的にすすめていきます。

【主な施策の方向】

- ①新市の計画を推進するための行政基盤を備えたまちづくり
- ②新制度や住民ニーズに対応するため、更なる行政改革を推進するまちづくり
- ③積極的な情報提供と市民参加型（パートナーシップ）行政によるまちづくり

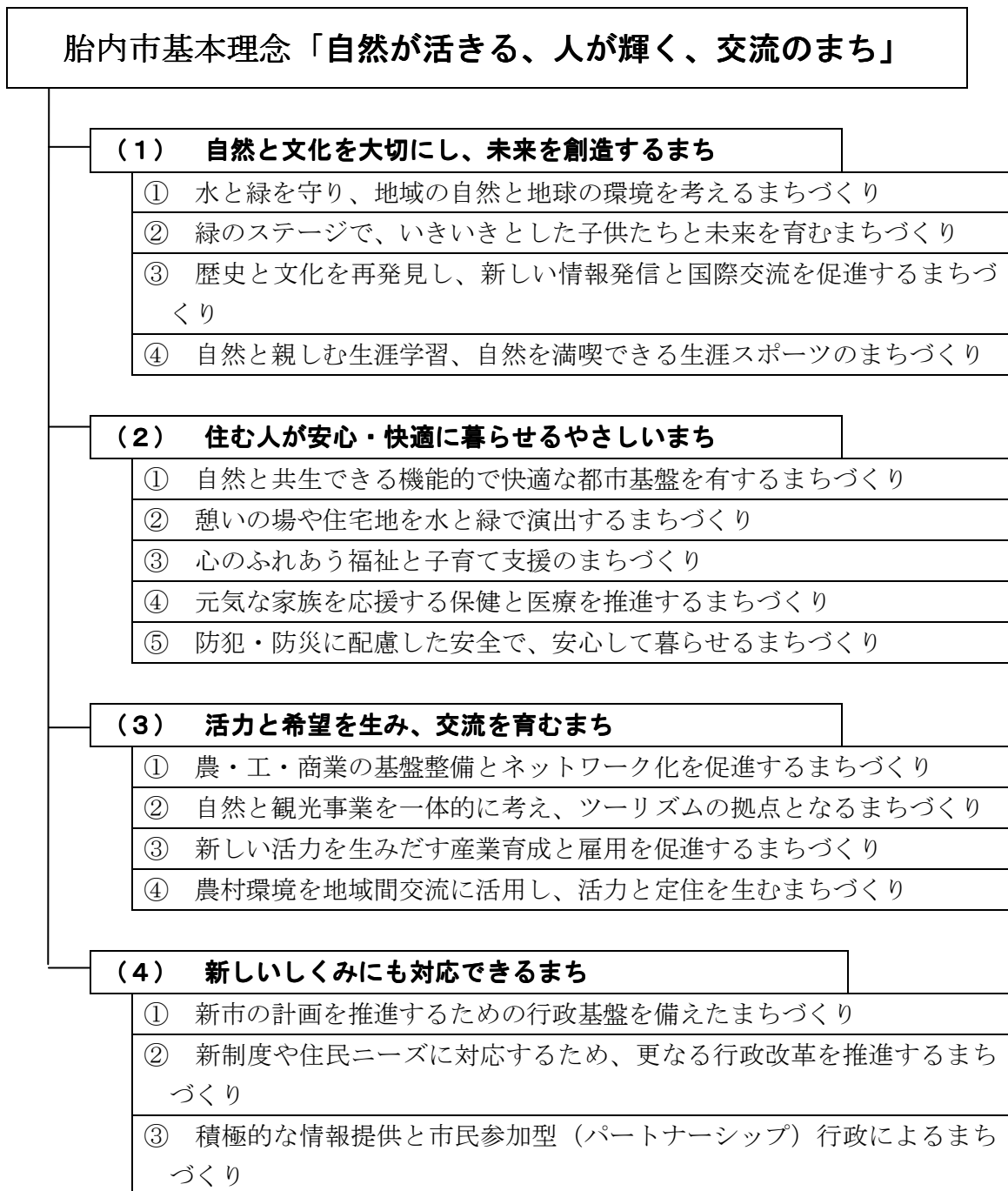
4 参加・参画・協働を基本としたまちづくり

これからの市政運営においては、参加・参画・協働・共生といった考え方を欠かすことはできません。そして総合計画の基本目標を実現するためにも必要不可欠です。図は、そうした考え方を政策過程の段階と、市民と行政とのかかわりの観点からとらえたものです。



5 施策の体系

胎内市総合計画の基本目標（都市像）体系図



Ⅱ 基本計画編

第1章 基本計画のあらまし

1 基本計画の構成

基本計画は基本構想をより具体的にしたもので、基本構想で定めた「まちづくりの大綱」を実現するため、基本構想で示した「主な施策の方向」に基づき、施策体系ごとにまとめています。

各施策については施策の目的である「目指す方向」を定め、これまでの取り組み状況や現状そして市民の声を把握した上で施策の課題を抽出し、目的を達成するため施策の展開（各事務事業）を掲げています。

具体的な施策展開に対しては「目指す方向」に対応した施策目標を設定しています。

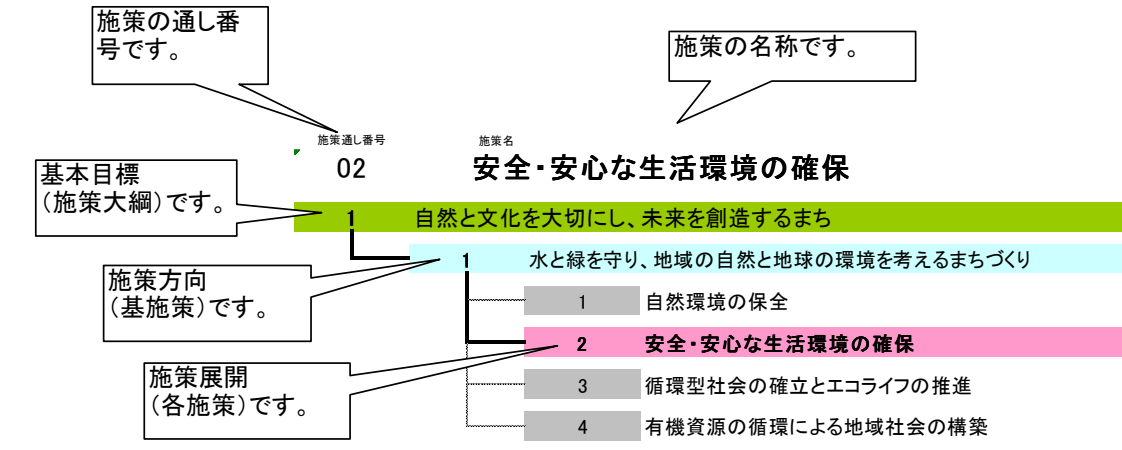
2 目標、指標のとらえかた

施策の目標設定にあたっては、本来あるべき水準や本来行うべき量を目標として設定することが望ましいが、施策によっては必ずしもそのとおり目標を設定できない場合があることから、過去の水準や前年度実績、他の自治体の値、全国平均、県内平均、国、県の基準などを利用してその施策の目標を設定しています。

指標のとらえ方としては、施策の成果について「市民の感じる満足度」を直接的に数値として測ることのできる指標が望ましいが、直接的に測ることができない場合は、施策の成果を間接的な指標によりなるべく数値化して測ることのできる指標を設定しています。

第2章 施策の体系別基本計画

計画の見方



めざす方向(施策の目的)
市民が良好な環境のもとで健康に暮らすことができる安全な環境づくりを目指す。

施策の目指す方向 (施策の目的) です。

施策に対するこれまでの取組状況です。

■ これまでの取り組み
・河川の水質検査
・地下水検査
・中条測定局における各種大気汚染物質常時観測
・大気汚染定点監視12地点

■ 現状
法律・条例等に基づき、市民の安全と健康の確保のため規制・指導及び環境監視に努めている。

■ 市民の声
・事業所、行政、市民等の相互協力による環境づくり
・環境保全のための公的融資や補助金制度の充実
・環境規制や行政の環境関連施策に関する情報提供、環境教育の実施
・有害物質に対する立入検査等、監視体制の強化
・危機管理体制の強化

■ 課題
・監視・測定体制の充実
・環境関連施策に関する情報提供、環境教育の実施

施策に対する現在の状況です。

施策に対する市民の声や、要望などです。

施策を実行する上での課題などです。

施策を実現するための具体的な手段です。

■ 施策の展開

- ・法律・条例に基づき、工場・事業所に対する規制指導や環境監視の強化
- ・生活排水対策の充実による河川の水質汚濁の改善
- ・市民及び事業者への環境保全意識の啓発

【関連施策】

- ・居住地域の環境整備

施策の成果を測定するための指標です。

成果指標の将来目標値です。

施策に対する成果指標の説明で、指標の意図や考え方などです。

施策に対する目標

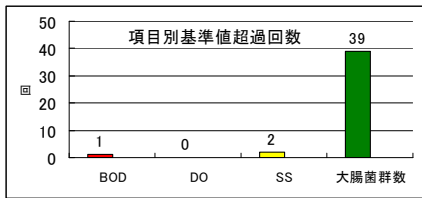
指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
環境基準(河川)超過回数	回	42	20	6	0	年間基準超過回数0を目標とする

参考となるデータや将来目標のグラフなどを載せています。

■ データ

○環境基準(河川)超過回数(平成15年度)

検査項目	基準超過回数
BOD(※1)	1
DO(※2)	0
SS(※3)	2
大腸菌群数	39



※1 BOD(生物化学的酸素要求量)とは、好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。

※2 DO(溶存酸素)とは、水中に溶解している酸素のことで、一般にDOが2mg/リットル以下になると悪臭が発生するといわれている。

※3 SS(浮遊物質)とは、水中に懸濁し、水にごりの原因となる物質のこと。

専門的な用語などの説明です。

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

施策
通し番号



1	水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり	
1	自然環境の保全	01
2	安全・安心な生活環境の確保	02
3	循環型社会の確立とエコライフの推進	03
4	有機資源の循環による地域社会の構築	04
2	緑のステージで、いきいきとした子供たちと未来を育むまちづくり	
1	学校教育環境の充実	05
2	地域の食材を提供する学校給食	06
3	明日を担う青少年の健全育成	07
4	幼児教育の充実	08
3	歴史と文化を再発見し、新しい情報発信と国際交流を促進するまちづくり	
1	郷土の歴史と文化の保存・継承	09
2	国際交流の推進	10
3	文化芸術活動の振興	11
4	自然と親しむ生涯学習、自然を満喫できる生涯スポーツのまちづくり	
1	生涯学習事業の推進	12
2	生涯スポーツ事業の推進	13

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

1 水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり

1 自然環境の保全

2 安全・安心な生活環境の確保

3 循環型社会の確立とエコライフの推進

4 有機資源の循環による地域社会の構築

めざす方向(施策の目的)

市が誇れる豊かな自然や環境を将来へ引き継ぐため、河川や海岸環境、山間地も含めた自然環境の保全を図る。

■ これまでの取り組み

- ・白砂青松事業
- ・海岸侵食対策
- ・海岸の清掃・美化活動
- ・松くい虫対策

■ 現状

当市は、自然環境保全地域の指定もある14.8kmの海岸を有し、山側には県立自然公園や国立公園もあり、多くの自然に恵まれています。この豊かな自然を保全し利活用するため、様々な取り組みが行われています。

■ 市民の声

- ・海岸に漂着するごみの処理を行政で実施してもらいたい

■ 課題

- ・不法投棄防止
- ・海岸の漂着ごみの処理
- ・生態系の保全

■ 施策の展開

- ・白砂青松の保護（白砂青松事業）
- ・海岸環境の保全、清掃、美化活動（海岸侵食対策事業）
- ・森林の保全
- ・生態系の保護・保全

【関連施策】

- ・水辺や山麓に憩いの場の整備
- ・観光の拠点化の推進

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
環境保全活動参加者数(ボランティア)	人	220	250	300	500	市民団体による環境保全活動の状況
市内の不法投棄苦情受付件数	件	15	13	10	5	自然環境の保全状況と関連する

■ データ

○自然環境保全地域指定箇所(※1)

地域名	所在地	保全対象	地区面積		指定年月日
宮久	宮久ほか	植物(ハンノキ、ミズバショウ)	1.76	ha	S51.3.31
桃崎浜	桃崎浜	海岸	16.52	ha	S59.3.30

※1 県内の優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、県自然保護条例に基づき指定された地域のこと。

○自然公園

胎内二王子県立自然公園

磐梯朝日国立公園

市内の不法投棄苦情受付件数	H15	H16	H17
件	22	28	15

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

- 1 水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり
 - 1 自然環境の保全
 - 2 **安全・安心な生活環境の確保**
 - 3 循環型社会の確立とエコライフの推進
 - 4 有機資源の循環による地域社会の構築

めざす方向(施策の目的)

市民が良好な環境のもとで健康に暮らすことができる安全な環境づくりを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・河川の水質検査
- ・地下水検査
- ・中条測定局における各種大気汚染物質常時観測
- ・大気汚染定点監視12地点

■ 現状

法律・条例等に基づき、市民の安全と健康の確保のため規制・指導及び環境監視に努めている。

■ 市民の声

- ・事業所、行政、市民等の相互協力による環境づくり
- ・環境保全のための公的融資や補助金制度の充実
- ・環境規制や行政の環境関連施策に関する情報提供、環境教育の実施
- ・有害物質に対する立入検査等、監視体制の強化
- ・危機管理体制の強化

■ 課題

- ・監視・測定体制の充実
- ・環境関連施策に関する情報提供、環境教育の実施

■ 施策の展開

- ・法律・条例に基づき、工場・事業所に対する規制指導や環境監視の強化
- ・生活排水対策の充実による河川の水質汚濁の改善
- ・市民及び事業者への環境保全意識の啓発

【関連施策】

- ・居住地域の環境整備

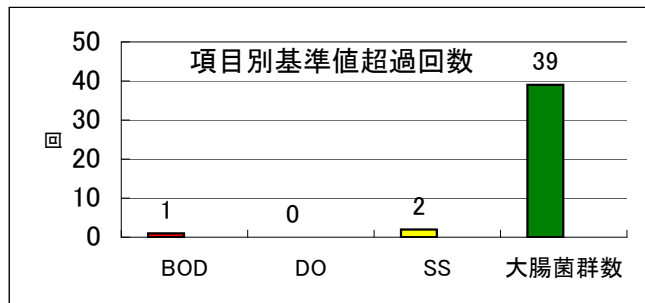
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
環境基準(河川)超過回数	回	42	20	6	0	年間基準超過回数0を目標とする

■ データ

○環境基準(河川)超過回数(平成15年度)

検査項目	基準超過回数
BOD(※1)	1
DO(※2)	0
SS(※3)	2
大腸菌群数	39



※1 BOD(生物化学的酸素要求量)とは、好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。

※2 DO(溶存酸素)とは、水中に溶解している酸素のことで、一般にDOが2mg/リットル以下になると悪臭が発生するといわれている。

※3 SS(浮遊物質)とは、水中に懸濁し、水のにごりの原因となる物質のこと。

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

- 1 水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり
 - 1 自然環境の保全
 - 2 安全・安心な生活環境の確保
 - 3 **循環型社会の確立とエコライフの推進**
 - 4 有機資源の循環による地域社会の構築

めざす方向(施策の目的)

市民・事業所・市が協働し、廃棄物の排出抑制と再利用・再資源化の推進を図るとともに、省エネルギー対策や地球温暖化対策の実施により、地球環境にやさしい循環型社会を構築する。

■ これまでの取り組み

- ・平成12年度に家庭ごみ有料化導入
- ・分別収集(13分類)の実施
- ・生ごみ処理機等購入補助金の交付
- ・資源ごみ回収団体への奨励金の交付
- ・胎内市地域省エネルギービジョンの策定

■ 現状

ごみの排出量は有料化直後に大幅に減少したが、以降は微増している。

■ 市民の声

- ・ISO14001の認証取得など、行政の率先実行
- ・省エネルギー機器導入時の補助金制度の設置

■ 課題

- ・資源ごみ回収率の向上
- ・一人ひとりの生活様式の見直し
- ・地球環境保全に向けた市民・事業者・行政の連携
- ・不法投棄の防止

■ 施策の展開

- ・廃棄物対策の基本である3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化))を軸に市ぐるみでの行動。
- ・省エネルギービジョンの重点プログラムの実行・点検・見直し。
- ・地球温暖化対策実行計画の策定及び実行

【関連施策】

- ・バイオマスタウン構想

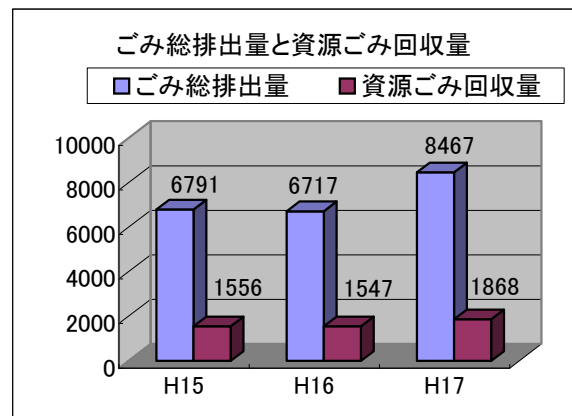
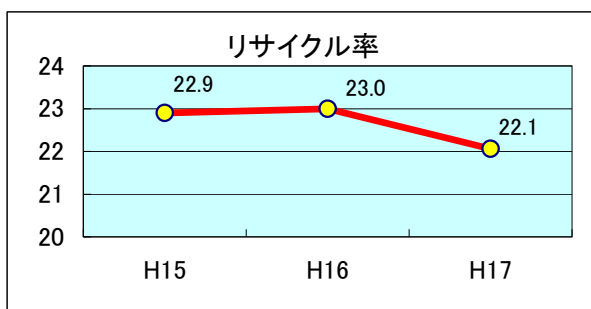
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
ごみ排出量	t	8,467	6,350	5,926	5,503	年間ごみ排出量の推移
リサイクル率	%	22.1	25	30	35	資源ごみ回収率目標値
省エネルギー目標(※1)	%		2010年で-7.1とする(※1)			

■ データ

○ごみの排出量、資源ごみ回収量、リサイクル率

区分	H15	H16	H17
ごみ総排出量(t)	6,791	6,717	8,467
資源ごみ回収量(t)	1,556	1,547	1,868
リサイクル率(%)	22.9	23.0	22.1



※1 胎内市地域省エネルギービジョンに掲げられている目標で、2010年のエネルギー消費量を原油換算で2000年のレベルを維持するための目標値。

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

- 1 水と緑を守り、地域の自然と地球の環境を考えるまちづくり
 - 1 自然環境の保全
 - 2 安全・安心な生活環境の確保
 - 3 循環型社会の確立とエコライフの推進
 - 4 **有機資源の循環による地域社会の構築**

めざす方向(施策の目的)

バイオマス(※1)の利活用により地域農業の持続的発展を図るとともに、資源循環型の地域社会を構築する。

■ これまでの取り組み

- ・平成17年度より国の交付金を活用し、バイオマス利活用技術確立に向けて産学官連携の実証を進めるとともに、市民の理解醸成に向けての取組を進めてきた。
- ・バイオマスタウン構想

■ 現状

現状においては、まだまだバイオマスが積極的に利活用されていない状況の中、3ヶ年の事業計画の中間年にあたる18年度において、本格的なステップアップが求められる。

■ 市民の声

地域内の持続的農業の発展、自然環境保全、新たな企業創生は、潜在的ながらも確実に要望が高まってきているものと推察される。

■ 課題

より高度のバイオマス変換技術の確立、バイオマスの収集運搬システム構築、実用段階における収支バランス調整等が将来的な課題として浮上してきている。
また、バイオマスの循環は農業への還元が主となるが、現在の地域農業は農産物価格の低迷や後継者不足等深刻な問題を含んでいるため、それらを含めた推進手法が必要となってくる。

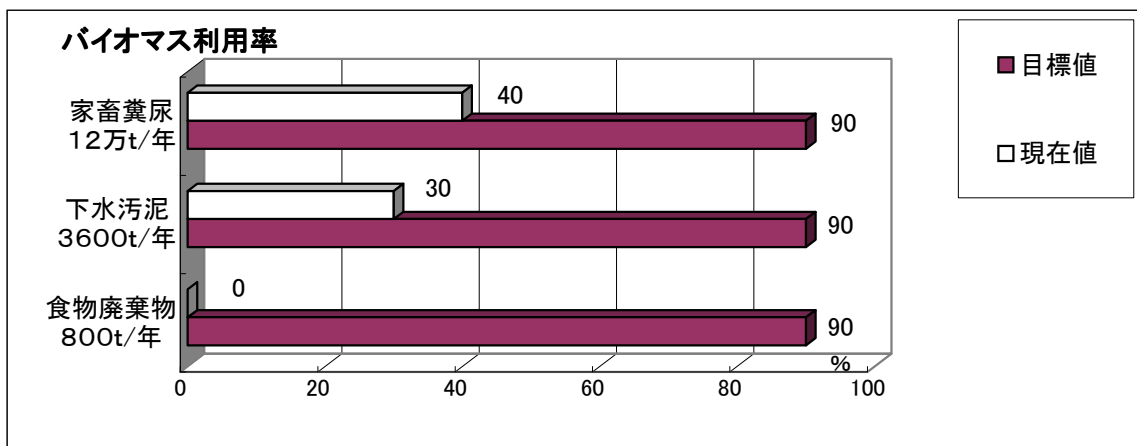
■ 施策の展開

- ・バイオマス利活用推進のための啓発
- ・バイオマス変換施設整備
- ・バイオマス変換技術の実証評価
- ・既存堆肥センターの有効活用とストックヤードの整備

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
廃棄物系バイオマス利活用率	%	20	50	70	90	森林残さ等の未利用バイオマスを除いた廃棄物系バイオマスの利活用推進

■ データ



※1 バイオマスとは、生物資源(バイオ/bio)のかたまり量(マス/mass)をあらわし、さまざまな製品やエネルギー源として 再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のことです。また、燃料として見た場合、石油や石炭などの化石資源と対比して、「生きた燃料」ともいわれています。

第1節 自然と文化を大切に、未来を創造するまち

2 緑のステージで、いきいきとした子供たちと未来を育むまちづくり

1 学校教育環境の充実

2 地域の食材を提供する学校給食

3 明日を担う青少年の健全育成

4 幼児教育の充実

めざす方向(施策の目的)

未来を担う子供たちが豊かな緑の中で、生き生きと学べる教育環境を整備し、自然環境や地域性を重視した教育カリキュラムを積極的に導入し、郷土の明日を担う人材の育成に努める。

■ これまでの取り組み

・教育施設の計画的改築整備

■ 現状

順次計画的に学校の統合整備を実施してきており、平成19年度からは、柴橋・本条小学校の統合整備事業を計画している。
また、竣工後かなり年数が経過した校舎については、今後耐震改修等が必要である。

■ 市民の声

・安全・安心な教育環境の整備
・小中学校の施設改修

■ 課題

新耐震基準(※1)以前の建物は、今後耐震診断と改修補強が必要である。
児童生徒数の減少に伴う教育施設の適正な管理と整備統合

■ 施策の展開

- ・統合小学校整備事業
- ・小・中学校大規模改造事業

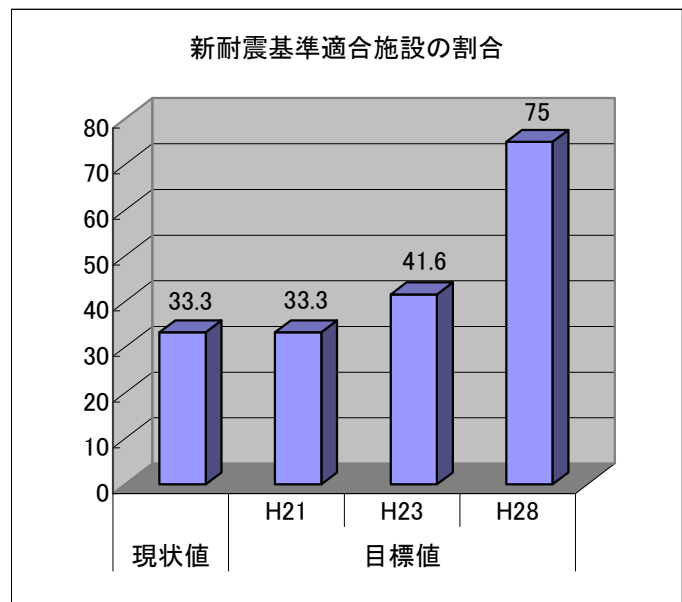
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
新耐震基準適合施設の割合	%	33.3	33.3	41.6	75.0	安全・安心な教育環境の整備状況

■ データ

○耐震改修の必要な学校

竣工年月	学校名
昭和37年12月	大長谷小学校
昭和47年 5月	中条中学校
昭和50年 7月	鼓岡小学校
昭和54年 2月	築地中学校
昭和54年 4月	黒川中学校
昭和54年11月	中条小学校
昭和55年 7月	黒川小学校



※1 新耐震基準とは、建物が震度6程度の地震によっても倒壊しない強度の基準を言い、昭和56年(1981年)6月よりこの基準が施行された。

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

2 緑のステージで、いきいきとした子供たちと未来を育むまちづくり

1 学校教育環境の充実

2 地域の食材を提供する学校給食

3 明日を担う青少年の健全育成

4 幼児教育の充実

めざす方向(施策の目的)

地元産の米飯、米粉パン、野菜等を学校給食に供給することにより、食習慣を形成する重要な時期である児童生徒に、生産者との関わりの中で食に関する指導を推進し、児童生徒の健全な育成に努め、地産地消の推進を図る。

■ これまでの取り組み

- ・米飯給食について平成17年度まで、旧中条町で実施しており、平成18年度からは胎内市全域で実施。
- ・米粉パンは旧黒川村で実施。
- ・野菜等は青果物組合に依頼し、出来るだけ地元産のものを納品させている。

■ 現状

米粉パンなど地元産の野菜をできるだけ食材に取り入れるようにし、地産地消に努めている。

■ 市民の声

生産者としては地産地消の拡大を図るため、できるだけ地元産で生産者がわかる食材を使ってほしい。安全で安心して食べられるものを食材に使用してもらいたい。

■ 課題

地元産の食材供給は、センター方式の場合、食数が多く、数量、規格の問題がある。収穫時期の関係で、食材によって提供できる時期が限られている。

■ 施策の展開

- ・米飯給食の提供は現状を維持し、米粉パンの提供を全学校給食に取り入れ、米の消費拡大を図る。
- ・地産地消を推進するため、生産者と市内農協が、地場産の野菜等を学校給食に提供できるよう連携していく。
- ・統合学校給食センター建設事業

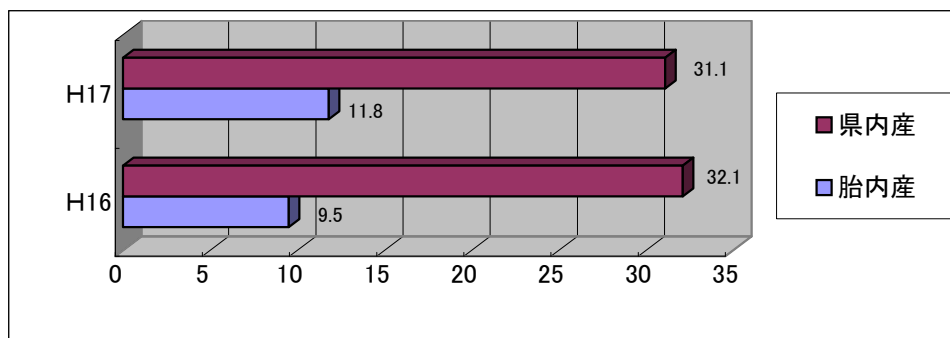
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
米粉パンの給食導入率	%	33.3	100.0	100.0	100.0	米粉パンの給食導入状況
野菜の地元産割合	%	11.8	12.8	13.0	13.2	地元産野菜の消費割合

■ データ

- 米飯給食は平成18年度から週3回全学校給食で提供している。
- 米粉パンは黒川地区学校給食で月1回提供している。
- 野菜等地元産の提供状況(年間使用量割合)

産地区分	H16	H17
県内産(%)	32.1	31.1
胎内産(%)	9.5	11.8



第1節 自然と文化を大切に、未来を創造するまち

2 緑のステージで、いきいきとした子供たちと未来を育むまちづくり

1 学校教育環境の充実

2 地域の食材を提供する学校給食

3 明日を担う青少年の健全育成

4 幼児教育の充実

めざす方向(施策の目的)

生涯必要な学力の習得と体力の向上を図り、教職員の資質向上により教育環境の充実に努めます。地域の人々と連携し、地域の特色を生かし、創意工夫による教育課程を編成し、信頼と特色ある開かれた学校づくりを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・心の教育
- ・特別支援教育(※1)
- ・障害児教育
- ・国際教育
- ・学校評価(※2)

■ 現状

心の教育などにより「いじめ」や「不登校」の解消に取り組んでいるが、学校教育の場だけでは充足できない。

■ 市民の声

- ・不登校児童、生徒の解消
- ・放課後の児童育成の充実
- ・地域の意見を反映させた開かれた学校づくり
- ・充実した指導体制の確立

■ 課題

特色ある教育の実践
 学校評価の実践
 教育環境の整備
 いじめ問題や不登校児童、生徒への対応

■ 施策の展開

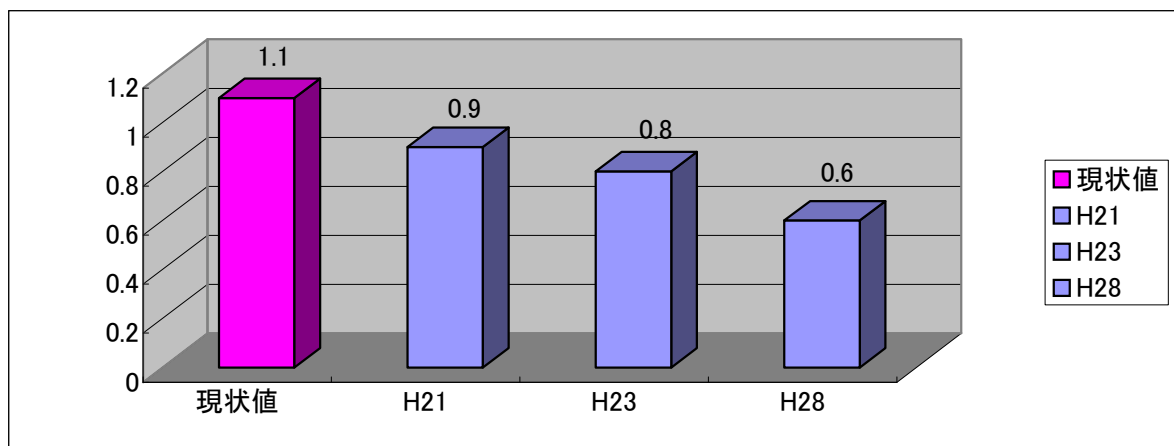
- ・学校評価の継続実施
- ・特別支援教育
- ・教育環境の整備
- ・教職員の資質・指導力の向上
- ・小中連携事業の強化
- ・適応指導の強化(※3)

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
不登校生徒、児童の割合	%	1.1	0.9	0.8	0.6	青少年の健全な育成状況に関連する

■ データ

○不登校生徒、児童の割合 (%)



※1 特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症をふくめて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うこと。

※2 学校評価とは、学校自らが取り組みを自己点検したり、保護者や生徒の方のチェックによる、学校ごとの診断のこと。

※3 適応指導とは、不登校気味の小学生・中学生に対して、最終的には学校復帰を目指した指導を行うこと。

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

2 緑のステージで、いきいきとした子供たちと未来を育むまちづくり

1 学校教育環境の充実

2 地域の食材を提供する学校給食

3 明日を担う青少年の健全育成

4 幼児教育の充実

めざす方向(施策の目的)

幼児の意欲的で自発的な活動を促し、基本的な生活習慣、態度を育て、健全な心身の基礎を培うように努める。

■ これまでの取り組み

幼稚園と家庭、地域、小学校が一層の相互理解を深め、連携・協力を努めている。

■ 現状

家庭、地域、小学校が連携し相互理解を深めるよう努めているが、子育てに対する不安などがいまだに存在する。

■ 市民の声

- ・地域に開かれた幼児教育施設の提供
- ・子育てをめぐる不安解消
- ・子育てに対しての相談体制の充実

■ 課題

幼児生活の連続性を図るため、幼稚園と小学校の交流や連携の推進と子育て支援の推進。

■ 施策の展開

- ・地域に開かれた幼児教育施設づくりを進め、子育てをめぐる不安などの問題に対しての相談体制の充実など子育てを支援します。
- ・幼児の自発的な活動を促し、発達に必要な体験を重ねることのできる環境の整備。
- ・市内の文化教育施設・屋外施設等、園内で経験できない多様な経験を自然の中で教育する。

【関連事業】

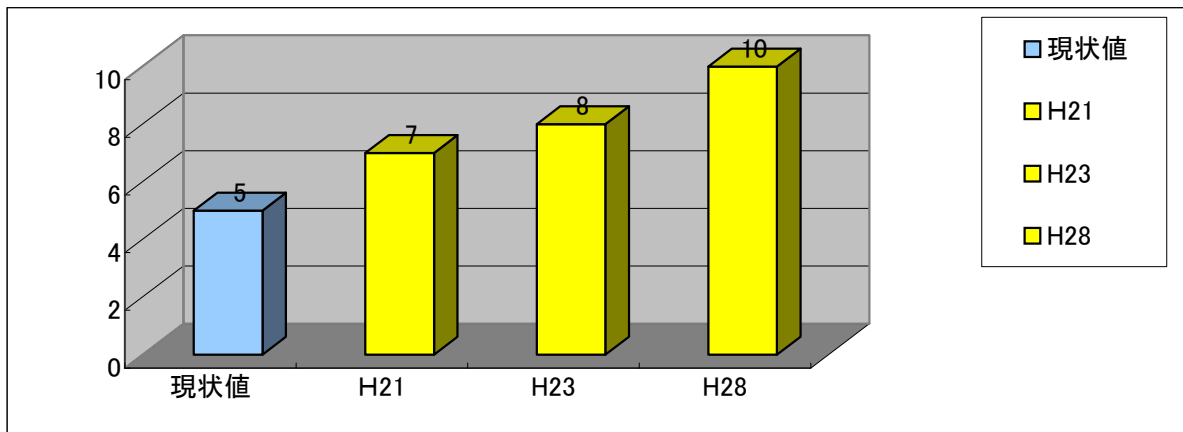
- ・保育園・幼稚園統合施設整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
園外保育の回数 (※1)	回	5	7	8	10	多様な経験の回数

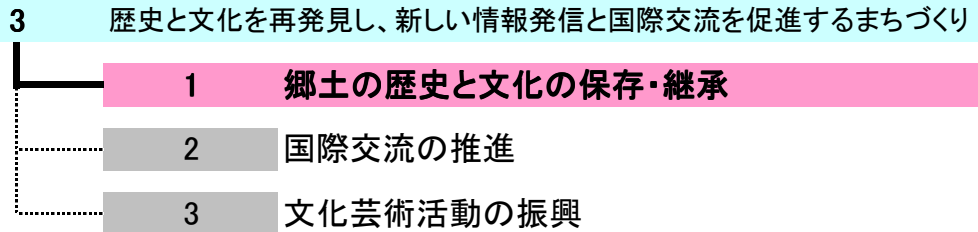
■ データ

○園外における多様な経験の回数



※1 園外保育とは、保育園の敷地の外において行う保育活動のことで、多様な経験を自然の中で教育することを目的としています。

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち



めざす方向(施策の目的)

市民が地域の歴史や文化に日頃から愛着と誇りを持ち、保存・活用を図りながら、地域の伝統文化・芸能を時代に継承していける環境づくりを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・国指定史跡奥山荘城館遺跡整備事業
- ・史跡公園整備事業(奥山荘歴史館建設)
- ・ほ場整備等に伴う遺跡発掘調査
- ・郷土芸能文化保存団体への助成
- ・郷土芸能発表会の開催

■ 現状

市内には国指定奥山荘城館遺跡をはじめとする歴史・文化的な価値の高い数多くの遺産があり、それらの遺産に親しみ、市内外の方から関心を持ってもらえるよう、郷土芸能・歴史文化を保存・伝承していく環境を整えることが必要となっている。

■ 市民の声

- ・文化財の保存・継承のための補助金要望
- ・史跡・文化財等の案内看板等の整備

■ 課題

文化財・郷土芸能の保存・継承・活用及び市内外への啓発活動の推進。

■ 施策の展開

- ・保存・管理・整備・活用に関する方針を定めた「文化財整備保存計画」を策定し、その方針に基づき歴史・文化関係団体等とともに計画的に事業を推進する。
- ・歴史・文化関係団体や、小・中・高校との連携を通じて、地域の歴史・文化や伝統芸能を保存・継承するため、啓発活動を行い、市民意識の高揚をはかる。
- ・地域の自然、歴史・文化的遺産などの環境全体を保存整備し、それらの展示や活用を通して地域が発展できる史跡公園(エコミュージアム)を整備する。
- ・史跡奥山荘城館遺跡整備事業
- ・文化財整備保存計画の策定
- ・伝統芸能を保存・継承するための啓発活動

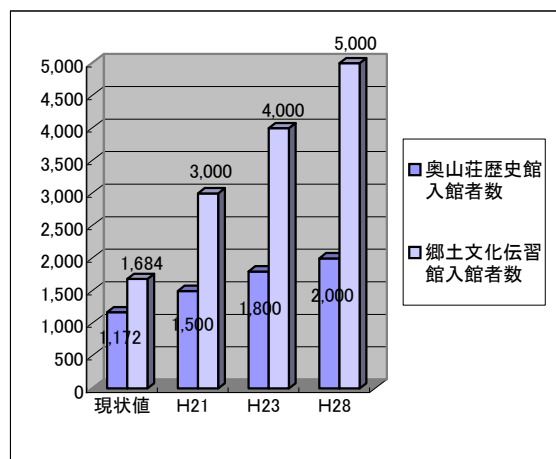
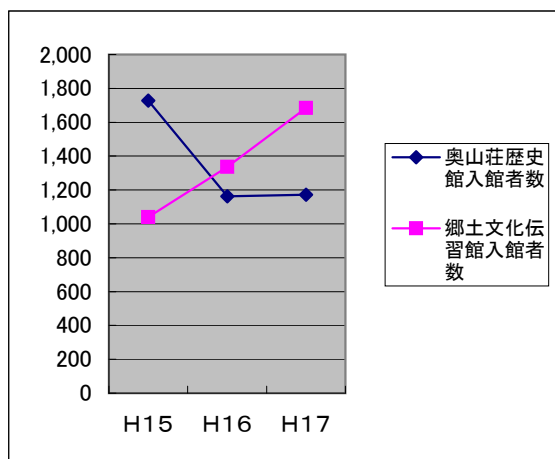
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
奥山荘歴史館入館者数	人	1,172	1,500	1,800	2,000	歴史・文化等の市内外への啓発活動の効果の度合い
郷土文化伝習館入館者数	人	1,684	3,000	4,000	5,000	

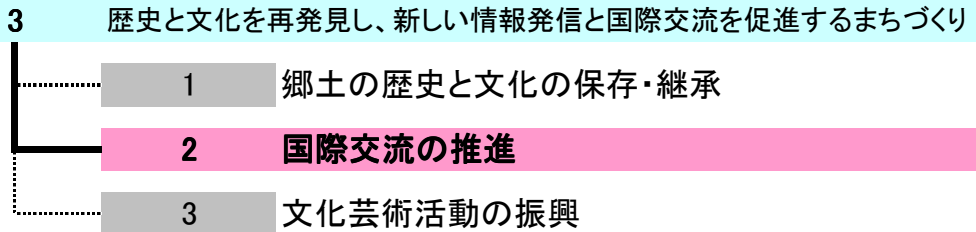
■ データ

○文化・歴史施設入館者数

	H15	H16	H17
奥山荘歴史館入館者数	1,727	1,162	1,172
郷土文化伝習館入館者数	1,039	1,336	1,684



第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち



めざす方向(施策の目的)

日常生活のあらゆる面で国際的ななかかわりが増大するなか、語学教育はもとより、文化交流の内容の高度化・多様化を図るとともに、国際文化の醸成や外国人との相互理解を深めるため、多様な分野での国際交流を推進するとともに、市民による国際交流活動への支援や国際理解への学習の充実を推進する。

■ これまでの取り組み

- ・英会話教室受講者補助金交付事業
- ・姉妹都市使節団派遣事業
- ・英語講師派遣事業

■ 現状

毎年小中学生の代表者でホームステイによる姉妹都市との交流を行ってきたことや、英会話教室の充実などにより園児、児童、生徒の英会話能力、国際理解度が向上し、子供たちを通じた国際交流の輪が広がってきている。

■ 市民の声

- ・海外留学、ホームステイ等の情報提供

■ 課題

- 庁内国際化推進体制の整備
- 国際交流団体等の設立及び拠点づくり

■ 施策の展開

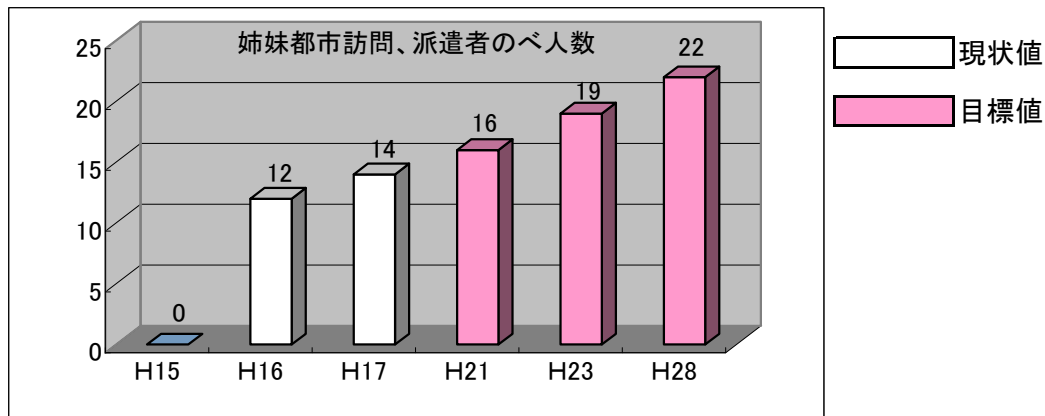
- ・国際協力・国際貢献の推進
- ・姉妹都市との交流推進
- ・多文化共生社会の推進
- ・英会話能力の向上と英語教育の推進

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
姉妹都市訪問、派遣者のべ人数	人	14	16	19	22	姉妹都市間の教育、文化交流の度合い

■ データ

○姉妹都市との教育・文化交流者数

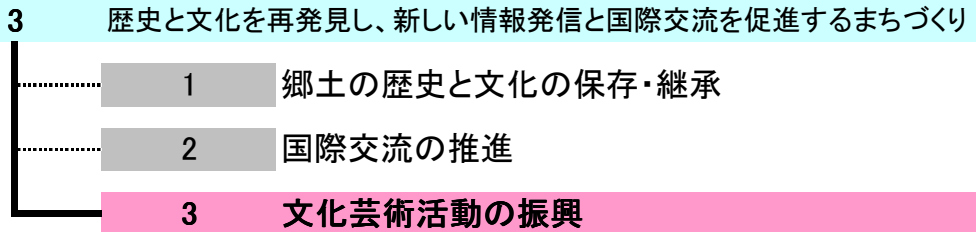


○姉妹都市カーボンデール

サザン・イリノイ・ユニバーシティ新潟校の開校を契機として、1988年7月、胎内市(旧中条町)と米国イリノイ州のカーボンデール市は姉妹都市となり、さまざまな交流を通して友好関係を築いてきました。その友情は太平洋を渡る平和と文化の架け橋となっています。

外国人登録者数 (平成18年8月31日現在)	143人
---------------------------	------

第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち



めざす方向(施策の目的)

文化芸術活動に参加できる機会を拡充することにより、市民が文化に親しむとともに、優れた芸術文化にふれる機会の拡大や芸術活動への支援をすすめ、市民文化芸術活動の振興を図る。

■ これまでの取り組み

- ・生涯学習フェスティバル(リップルフェスタ)の開催
- ・各種コンサートの開催
- ・各種展覧会の開催
- ・文化芸術団体への活動場所の提供

■ 現状

心の豊かさを求める市民の意識が高まる中、人生に豊かさと潤いをもたらすものとして、文化芸術に対する関心が高まっている。芸術文化は広範多岐にわたり、市民ニーズも多種多様である中、文化芸術活動を支援する方向に拡大していく必要性が生じている。

■ 市民の声

一流アーティストのコンサートの開催

■ 課題

- ・芸術文化活動拠点の整備・拡充
- ・公民館と連携した生涯学習拠点施設の整備
- ・魅力ある催事の開催(産業文化会館自主事業の回収率の向上)
- ・産業文化会館ほか施設利用率の向上

■ 施策の展開

- ・市民文化に関する情報提供をすすめ、文化に対する市民意識の高揚をはかる。
- ・市民が芸術文化にふれる機会を拡大するとともに、市民が芸術・文化活動を行う拠点の整備及び公民館と連携した生涯学習拠点の整備を行う。
- ・生涯学習展覧施設の共通利用券(共通利用料)を設定し、施設利用率の向上を図る。

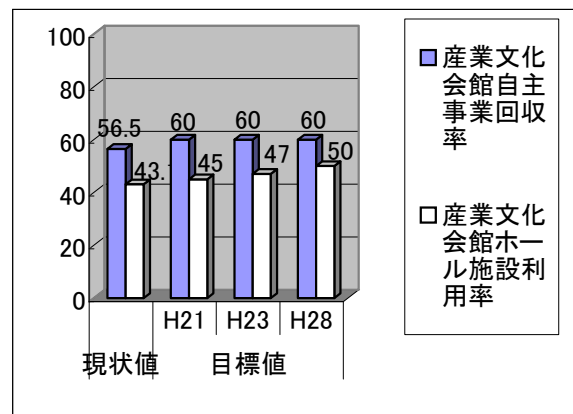
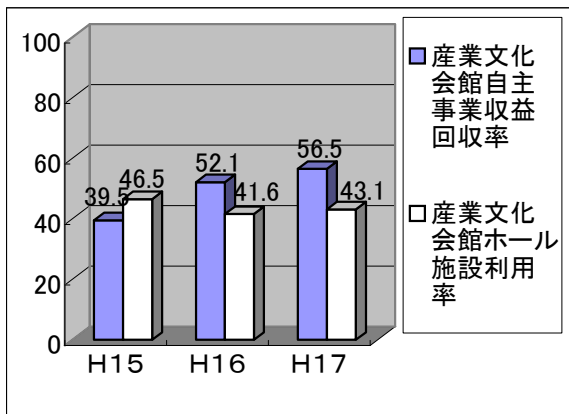
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
産業文化会館自主事業収益回収率	%	56.5	60	60	60	魅力ある自主事業の開催の度合い
産業文化会館ホール施設利用率	%	43.1	45	47	50	文化振興団体等の活動の度合い

■ データ

○文化・歴史施設入館者数

	H15	H16	H17
産業文化会館自主事業収益回収率(%)	39.5	52.1	56.5
産業文化会館ホール施設利用率(%)	46.5	41.6	43.1



第1節 自然と文化を大切にし、未来を創造するまち

4 自然と親しむ生涯学習、自然を満喫できる生涯スポーツのまちづくり

1 生涯学習事業の推進

2 生涯スポーツ事業の推進

めざす方向(施策の目的)

市民の生涯にわたる学びを支援するため、自然や歴史といった身近なものをもとに、多彩なプログラムの提供に努めるとともに生涯学習の拠点施設の整備を目指す。

■ これまでの取り組み

多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題への対応、生涯にわたる自主的・自発的活動を支援するための学習環境の整備・充実に向け、取り組んでいます。

■ 現状

生涯学習メニューと称して、各種グループの紹介をし、学習希望者との相談、調整を行っている。時代の変化に対応できる生涯学習計画を策定するとともに、図書館などの関係施設の整備・利便性の向上をはかる必要があります。

■ 市民の声

- ・生涯学習施設の整備
- ・多種多様な学習機会の提供

■ 課題

- ・生涯学習施設の整備(生涯学習センター・図書館)
- ・生涯学習情報の提供
- ・ネットワークの形成と活用
- ・市民意識の高揚

■ 施策の展開

- ・新たな「生涯学習推進計画」を策定し、その方針に基づき生涯学習活動を推進するとともに関係団体との連携をはかり、市民が希望する学習機会の提供を図る。
- ・生涯学習活動の拠点となる生涯学習センター及び老朽化している図書館の整備を図る。
- ・広報やインターネット等の情報媒体を活用し、市民に有効な学習情報の提供を進める。
- ・図書館情報システムを導入し、図書館のネットワークをはかるとともに、インターネットによる図書検索等を推進する。
- ・生涯学習センター整備事業
- ・生涯学習関連施設改修整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
1年間の学習経験者の割合	%	-	45.0	50.0	60.0	生涯学習活動の充実度
図書館における貸出冊数	冊	74,564	76,000	78,000	80,000	魅力ある図書館の利用度合

■ データ

○図書館利用状況

図書館貸出冊数調	H15	H16	H17
年間貸出冊数	58,570	73,115	74,564



○生涯学習意識調査

		H6	H13
過去1年間に学習経験者の割合(%)	ある	37.6	43.7
	ない	55.8	41.2
したかったができなかった(%)			13.1

第1節 自然と文化を大切に、未来を創造するまち

4 自然と親しむ生涯学習、自然を満喫できる生涯スポーツのまちづくり

1 生涯学習事業の推進

2 生涯スポーツ事業の推進

めざす方向(施策の目的)

生涯スポーツを通じて心身の健康づくりを実践し、市民の健康意識、スポーツ意識の向上と、市民参加形のスポーツレクリエーション活動の普及を図る。

■ これまでの取り組み

現有施設の有効利用を図り、体育協会やスポーツ少年団の活動支援や各種スポーツ教室等を開催し、健康づくりやレクリエーション活動を推進してきている。

■ 現状

市民の健康づくりを各種スポーツ施設を利用し多角的に展開してきているが、老朽化した施設が多く、今後廃止や大規模改修が必要となってくることは避けられない。現在は修繕等によって現有施設を有効に利用しながらスポーツレクリエーション活動を行っている。

■ 市民の声

- ・総合体育館の建設など施設整備の拡充
- ・指導者の育成、学校との連携、及び社会体育指導者の活用

■ 課題

- ・健康づくりの推進
- ・現有施設の有効活用
- ・老朽施設の廃止

■ 施策の展開

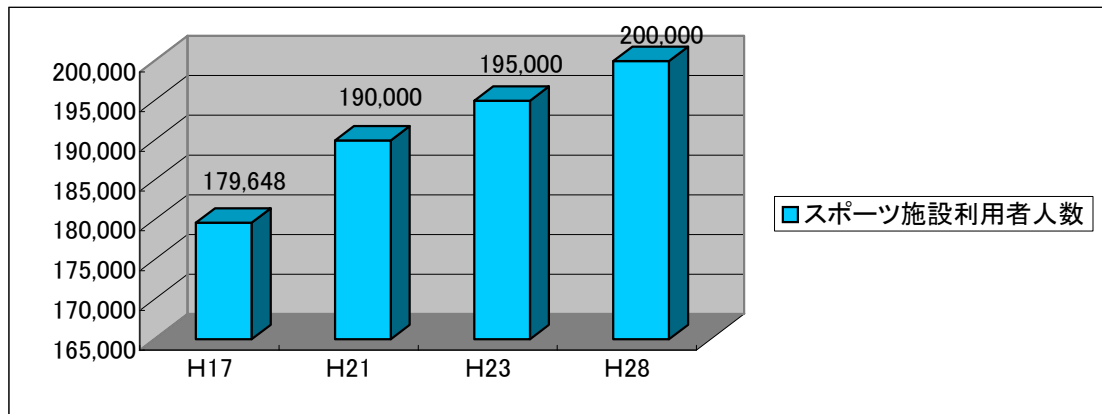
- ・市民のニーズに合わせた社会体育施設、スポーツ施設の整備及び生涯学習施設予約システムの導入
- ・健康づくりやスポーツレクリエーション活動の推進
- ・スポーツ関係団体との連携
- ・2009年開催の第64回新潟国体におけるゴルフ競技、ライフル競技、グランドゴルフ競技の推進
- ・社会体育施設整備事業(黒川地区総合体育館)
- ・スポーツ施設整備事業(多目的広場照明施設)

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
スポーツ施設利用者人数(年間延人数)	人	179,648	190,000	195,000	200,000	生涯スポーツの推進状況

■ データ

○生涯スポーツ施設利用者目標(年間延人数)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

施策
通し番号



1	自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり	
1	快適生活をサポートする道路管理	14
2	居住地域の環境整備	15
3	公共交通網の利便性向上	16
4	情報通信基盤の整備	17
2	憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり	
1	緑の居住空間整備	18
2	水辺や山麓に憩いの場の整備	19
3	居住の安定を図る公営住宅整備	20
3	心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり	
1	高齢者福祉の充実	21
2	障害福祉の充実	22
3	地域で支える介護予防活動の推進	23
4	生活支援体制の推進	24
5	子育て支援事業の推進	25
4	元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり	
1	健康づくりの推進	26
2	介護予防で、はつらつ80推進事業	27
3	高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立	28
4	医療関係機関との連携	29
5	防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり	
1	防災対策	30
2	防犯対策	31
3	交通安全対策	32
4	人権意識の高揚	33
5	男女共同参画体制の推進	34

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり

1 快適生活をサポートする道路管理

2 居住地域の環境整備

3 公共交通網の利便性向上

4 情報通信基盤の整備

めざす方向(施策の目的)

安全で余裕のある生活行動ができる道路交通機能の形成を図る。

■ これまでの取り組み

市街地、公共施設周辺地域での安全施設、消雪パイプ等の設置を進めてきた。

■ 現状

初期の消雪施設等の老朽化により、井戸の揚水量不足、施設の機能修繕が多くなっている。既存の歩道等交通安全施設は進む高齢化社会の中、バリアフリー化が多く望まれている。

■ 市民の声

- ・消雪施設の設置要望
- ・歩道の整備、老朽化した歩道のバリアフリー化等の整備
- ・対面交通可能な道路整備
- ・除雪要望

■ 課題

- ・地下水位の低下
- ・歩道設置可能な道路幅員への改良
- ・除雪作業の効率化を図れる道路施設の整備

■ 施策の展開

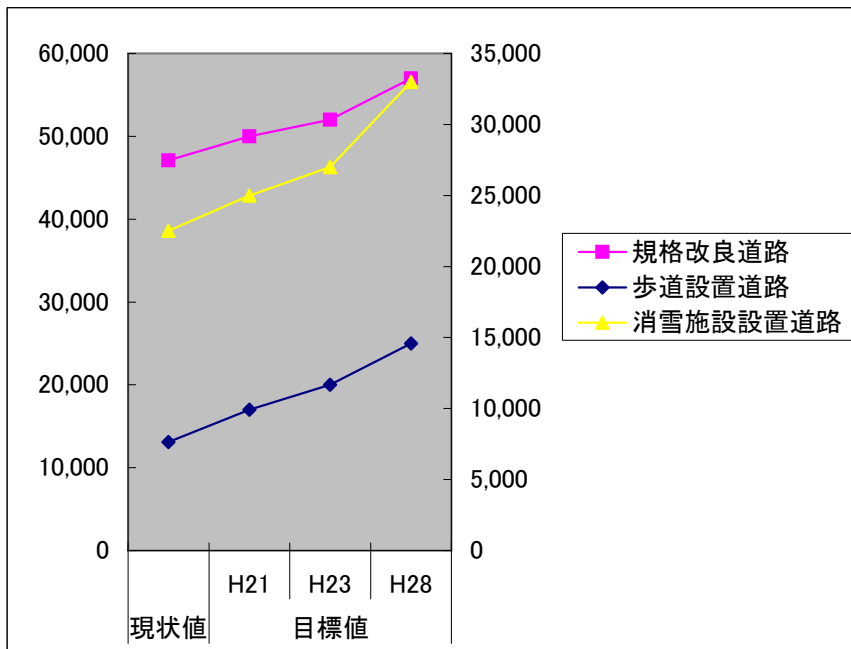
- ・規格改良道路整備(市道整備事業、県道整備事業)
- ・歩道の整備(歩道整備事業)
- ・融雪(消雪パイプ)計画の作成、整備(消雪パイプ整備事業)
- ・除雪車整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
規格改良道路延長	m	47,105	50,000	52,000	57,000	規格改良道路整備の状況
歩道設置道路延長	m	13,114	17,000	20,000	25,000	歩道整備の状況
消雪施設設置道路延長	m	22,517	25,000	27,000	33,000	消雪施設の整備の状況

■ データ

○規格改良道路等の今後の整備目標(m)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
 - 1 快適生活をサポートする道路管理
 - 2 **居住地域の環境整備**
 - 3 公共交通網の利便性向上
 - 4 情報通信基盤の整備

めざす方向(施策の目的)

四季の自然環境に対応した、安心で安全な居住地域の環境整備と快適性の向上を図る。

■ これまでの取り組み

- ・道路、河川等のパトロールによる巡視
- ・排水路改修
- ・雨水対策処理
- ・都市下水路整備

■ 現状

これまで排水路改修及び雨水処理対策などを実施してきたが、大雨による冠水被害等が発生している。
また、河川の破損、決壊後による補修、修繕整備を随時実施している。

■ 市民の声

- ・浸水、冠水等による、行政対応への不満

■ 課題

- ・市全体の雨水処理計画の設定
- ・計画に沿った処理対策事業の実施
- ・多種多様な開発計画における適切なる開発指導

■ 施策の展開

- ・中条市街地の雨水処理計画(排水路改良事業、雨水対策事業)
- ・乙大日川への雨水処理計画
- ・築地地区附廻・堀川への雨水処理計画
- ・黒川市街地の雨水処理計画
- ・櫛形山麓の河川対策
- ・高坪山麓の河川対策
- ・胎内地区の河川対策(胎内川総合開発事業)
- ・広域基幹河川改修事業

【関連事業】

公共下水道事業、農業集落排水事業
上水道拡張事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
居住地域の冠水被害箇所数	箇所	3	2	2	0	居住地域の環境整備の状況に関連する

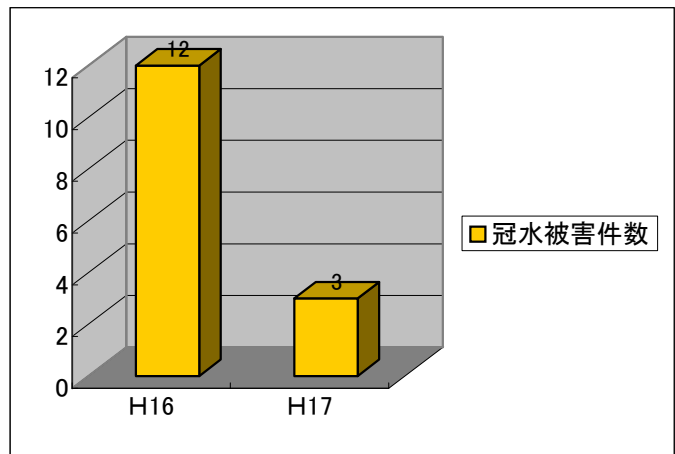
■ データ

○過去における冠水等被害件数調査

	H16	H17
冠水被害件数	12	3

○昭和41年7月17日水害

○昭和42年8月28日水害(8.28水害)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
 - 1 快適生活をサポートする道路管理
 - 2 居住地域の環境整備
 - 3 公共交通網の利便性向上
 - 4 情報通信基盤の整備

めざす方向(施策の目的)

自動車・二輪車等と、鉄道・路線バス等公共交通機関の連携の強化を図り、住民の利便性の向上を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・中条駅前広場整備事業
- ・中条駅前自転車駐輪場整備事業

■ 現状

中条駅周辺の自動車駐車場が少ないことから、公共交通機関への連携がスムーズではない状況にある。

■ 市民の声

- ・駐車場の早期整備と西口の整備
- ・中条駅付近の踏切交差点の渋滞緩和

■ 課題

- ・西口整備におけるJRとの協議及び用地買収等

■ 施策の展開

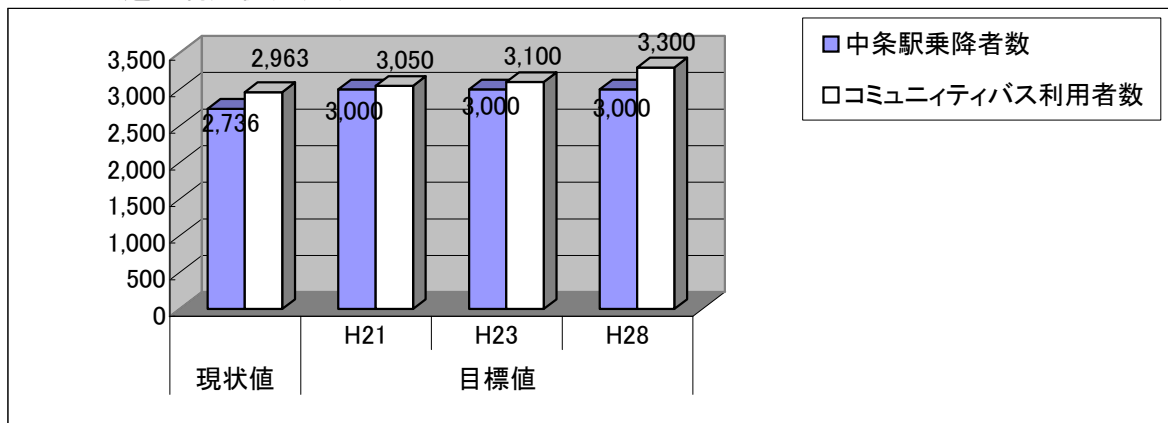
- ・中条駅西口整備事業
- ・パークアンドライドの推進(※1)

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
中条駅乗降者数	人	2,736	3,000	3,000	3,000	パークアンドライドの推進状況
コミュニティバス利用者数	人	2,963	3,050	3,100	3,300	公共交通網の利用状況

■ データ

○公共交通の利用状況(人)



※1 パークアンドライドとは自宅から最寄りの駅等に近い駐車場までマイカーに乗り、駐車(パーク)して、電車など公共交通機関に乗って(ライド)通勤する方法のこと。

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 1 自然と共生できる機能的で快適な都市基盤を有するまちづくり
 - 1 快適生活をサポートする道路管理
 - 2 居住地域の環境整備
 - 3 公共交通網の利便性向上
 - 4 **情報通信基盤の整備**

めざす方向(施策の目的)

ICT(情報通信技術※1)の積極的な活用などにより、迅速性と利便性を高め、多様な質の高いサービスの提供に努める。

■ これまでの取り組み

国は、平成12年度に電子政府を目指した「e-japan 戦略」を策定した。それを受けて、市民の生活利便性の向上や行政運営の効率化・迅速化を目的に「情報化推進基本計画」を策定し、電子自治体構築の方向性を定めた。

■ 現 状

平成18年度に「胎内市情報化推進基本計画」を策定し、毎年見直すローリング式とする。

■ 市民の声

市内全域が平等な情報通信を受けられる基盤整備を促進するため、空白地域(黒川地区の一部)へのブロードバンド誘致。

■ 課 題

- ・ICT(情報通信技術)の進歩と社会情勢の変化への対応
- ・市民ニーズと費用対効果に基づく情報化の推進
- ・災害に強い情報システムの構築

■ 施策の展開

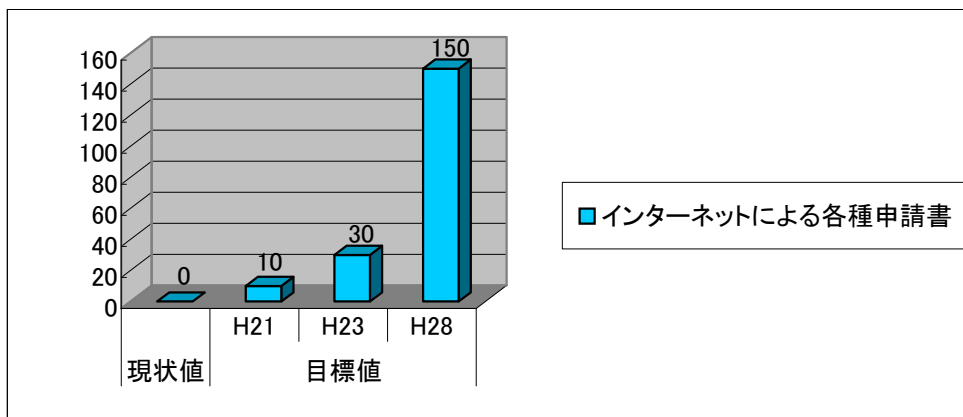
- ・ICT化による市民サービスを推進し、市民の利便性の向上を図る
- ・業務への、ICT活用による事務の効率化を図る
- ・企業が進出しやすい環境を作るため、工業団地内に安価な光ファイバーサービスを誘致する

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
インターネットによる各種申請件数	件	0	10	30	150	パソコンで申込できるシステム 情報基盤整備の度合い

■ データ

○インターネットによる各種申請件数(件)



○平成18年度末ブロードバンド整備状況 93.3%

※1 ICTとは、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology: 情報技術)の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

2 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

1 緑の居住空間整備

2 水辺や山麓に憩いの場の整備

3 居住の安定を図る公営住宅整備

めざす方向(施策の目的)

新市の定住促進を図るため、住む人が潤いを感じる緑地の配置や周辺環境に配慮した住宅地の開発を推進し、居住環境の改善・公共用水域の水質の保全を図る。

■ これまでの取り組み

坊城地区土地区画整理事業により住宅地を整備し、また東牧地区において宅地造成を行った。水道及び下水道の整備を実施してきた。

■ 現状

これまで一定規模以上の宅地開発では市の指導により環境整備や緑地を配置するようにしているが、小規模の開発では緑地の配置や周辺環境の整備が完全ではない場合がある。また、水道、下水道の整備されていない地区が残存している。

■ 市民の声

- ・道路整備とともに、宅地造成の要望がある。
- ・下水道の早期整備

■ 課題

- ・黒川地区において、ほ場整備事業に伴う宅地造成と東牧地区における宅地造成
- ・下水道整備後の水洗化率の向上
- ・水道加入率の促進

■ 施策の展開

- ・宅地開発事業
- ・公共下水道事業
- ・農業集落排水事業
- ・上水道拡張事業
- ・水洗化の促進

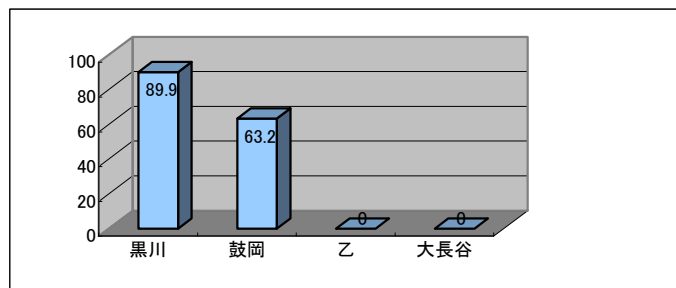
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
水洗化率	%	67.1	70.0	75.0	80.0	下水道への接続状況
水道普及率	%	96.0	96.0	100.0	100.0	水道の整備状況

■ データ

○ 農業集落排水事業水洗化率(%)

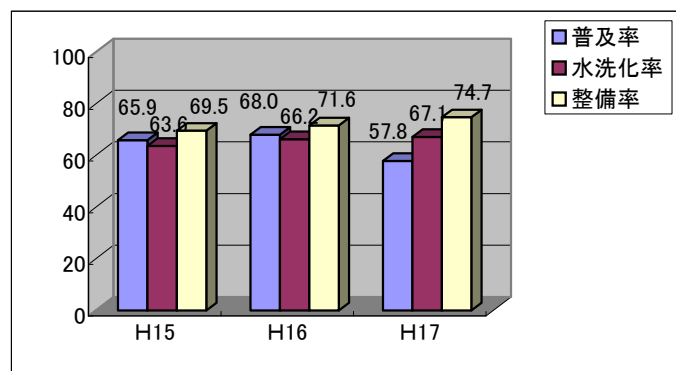
黒川	89.9
鼓岡	63.2
乙	0
大長谷	0



○ 公共下水道整備状況等(%)

	H15	H16	H17
普及率	65.9	68.0	57.8
水洗化率	63.6	66.2	67.1
整備率	69.5	71.6	74.7

※普及率は人口、整備率は面積



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

2 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

1 緑の居住空間整備

2 水辺や山麓に憩いの場の整備

3 居住の安定を図る公営住宅整備

めざす方向(施策の目的)

自然豊かな土地柄を活かした市民の憩いの場の整備と、櫛形・蔵王の山麓を活用した山里の保全に努め、併せて史跡整備と連携した公園整備を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・各公園の整備と保全事業の実施
- ・サイクリングロード整備
- ・リバーサイドパークの整備

■ 現 状

公園や憩いの場は市内各所に数多く存在するが、山里の保全や活用がなされていない現状にある。

■ 市民の声

- ・公園の機能の充実

■ 課 題

- ・櫛形、蔵王の山麓の活用や山里の保全

■ 施策の展開

- ・胎内川リバーサイドパーク整備事業
- ・櫛形山脈登山道整備事業
- ・既存施設の充実や適切な維持管理および保全
- ・市民への施設PRと自然保全などの啓発活動

【関連事業】

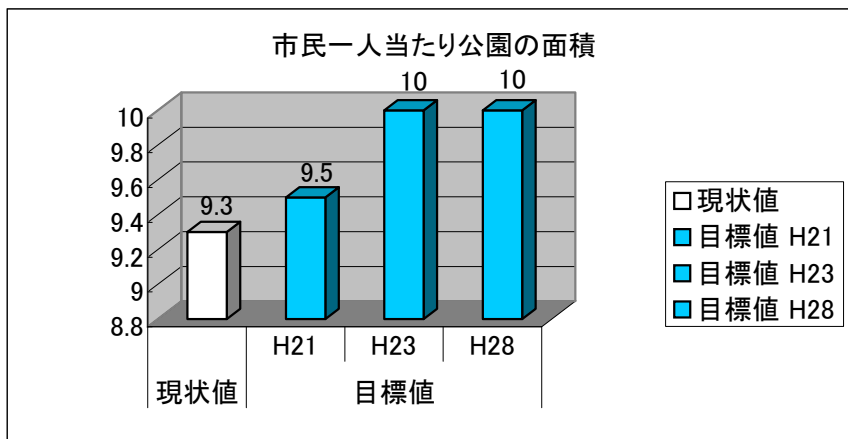
- ・史跡公園整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
市民一人当たり公園の面積	m ²	9.3	9.5	10.0	10.0	憩いの場の整備状況に関連する

■ データ

○市民一人当たりの公園面積(m²)



一人当たり公園面積の県平均値 6.6 m²

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

2 憩いの場や住宅地を水と緑で演出するまちづくり

1 緑の居住空間整備

2 水辺や山麓に憩いの場の整備

3 居住の安定を図る公営住宅整備

めざす方向(施策の目的)

年次計画的に公営住宅の建設・改築を行うことで、居住の安定を図り誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・平成5年に国の建替承認を得て平成17年度までに県営住宅4棟54戸・市営住宅7棟108戸の整備が済んだ。
- ・特定公共賃貸住宅については、平成7年度から整備をすすめ平成17年度までに53棟の整備が済んだ。

■ 現状

市営住宅については、今後平成29年度までに5棟72戸の整備をする予定である。
また、特定公共賃貸住宅については、平成20年度までに11戸の整備をする予定である。

■ 市民の声

- ・建物の老朽化及び狭小化、間取り・設備の改善

■ 課題

- ・入居希望者への対応

■ 施策の展開

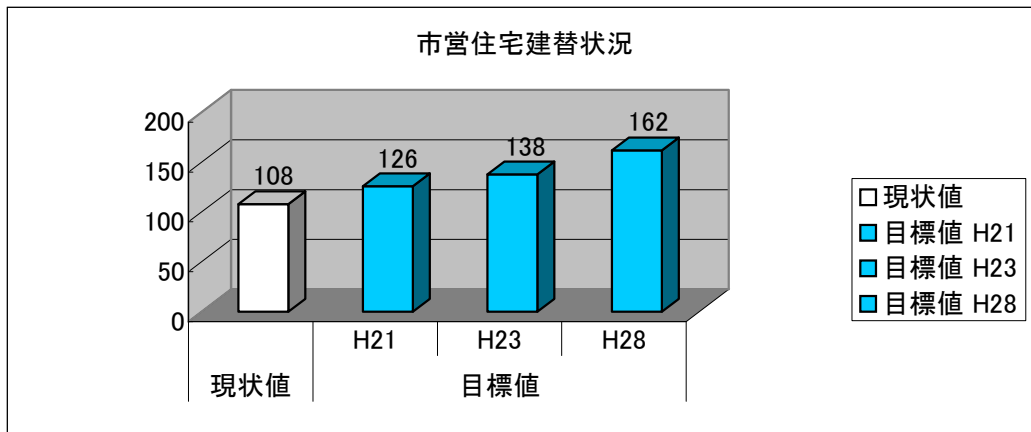
- ・総合的な居住水準の向上
- ・快適な居住環境の形成
- ・良好なコミュニティの育成
- ・公営住宅等建設・改築事業
- ・特定公共賃貸住宅建設事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
市営住宅建替戸数	戸	108	126	138	162	快適な居住空間の整備状況

■ データ

○市営住宅建替え状況(戸)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

1 高齢者福祉の充実

2 障害福祉の充実

3 地域で支える介護予防活動の推進

4 生活支援体制の推進

5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることが出来るように自助・共助・公助で支えあう地域支援のシステムづくりとともに高齢者の多様なニーズに対応するサービスの充実を図る。

■ これまでの取り組み

- ・一人暮らし高齢者の寝具乾燥消毒サービス
- ・寝たきり・認知症の人に対する紙おむつ・尿とりパットの支給
- ・一人暮らしの高齢者で設置が適切とされた方に緊急時対応のための緊急装置の無料貸与の実施
- ・一人暮らしの高齢者に代表される要介護世帯を対象に、日常生活の中で自力で困難な仕事

■ 現状

- ・一人暮らし高齢者の生活の衛生面の向上と要介護状態の高齢者の在宅生活の一助となっている
- ・要介護世帯の高齢者が無理なく要介護状態を招くことが予防されている

■ 市民の声

- ・自宅に閉じこもりがち、日中一人で過ごすことが多い高齢者に対して、レクリエーションや趣味の活動をとおして人と交流する場の各地域での提供

■ 課題

- ・高齢者が社会参加できるような環境整備
- ・要介護高齢者への支援

■ 施策の展開

- ・ディサービスセンターでの生きがいづくりの推進
- ・在宅福祉の充実
- ・情報提供・相談体制の確立

【関連事業】

- ・黒川地区総合福祉センター(仮称)整備事業

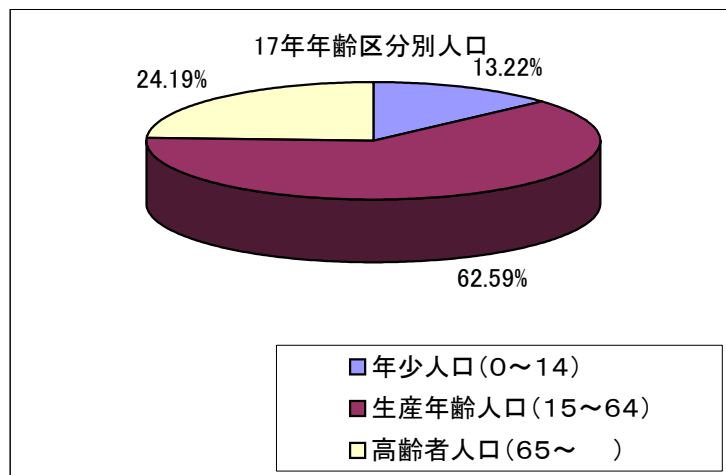
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
ディサービスセンターでの生きがい活動支援の満足度	%	-	70	80	90以上	超高齢化社会を迎える中、10年後には生活するうえでの満足度が9割以上になることを目標にする。

■ データ

○平成17年年齢区分別人口(人)

年少人口 (0～14歳)	4,414
生産年齢人口 (15～64歳)	20,905
高齢者人口 (65～)	8,079
合 計	33,398



○市民の4人に1人が高齢者である。

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

1 高齢者福祉の充実

2 **障害福祉の充実**

3 地域で支える介護予防活動の推進

4 生活支援体制の推進

5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

地域の特徴を生かしたサービス体制づくりや、障害者が地域社会で自立した生活が積極的にできる社会的条件を整備し、ノーマライゼーション(※1)の理念に基づき、障害者が家庭や地域で、ともに支えあった生活ができるまちづくりを目指す。

■ これまでの取り組み

ノーマライゼーションという言葉については、一般市民にはまだまだ深く浸透していないことが考えられることから、啓発・広報部門において障害と障害者に対する正しい理解と認識を促進している。

■ 現状

平成18年度から障害者自立支援法が施行されて身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害者種別ごとに分かれていた制度を一本化し共通の福祉サービスが地域において受けられ、複雑に組み合わさっていた福祉サービスがひとつになり、総合的に障害者の地域での自立した生活を支援している。

■ 市民の声

・市民一人ひとりが、障害者の福祉問題を自分のものとして理解と認識をし、障害を持つ人持たない人とが相互に協力できる心の通った障害福祉の基盤整備
 ・ユニバーサルデザイン(※2)を取り込んだまちづくりを進めるなど、安心して生活や外出が出来るバリアフリー環境(※3)の整備が求められている

■ 課題

・障害者福祉施設の充実
 ・障害者の社会参加の促進
 ・相談体制の充実

■ 施策の展開

- ・障害者の様々な相談や、情報提供の支援充実
- ・障害者の社会参加の促進

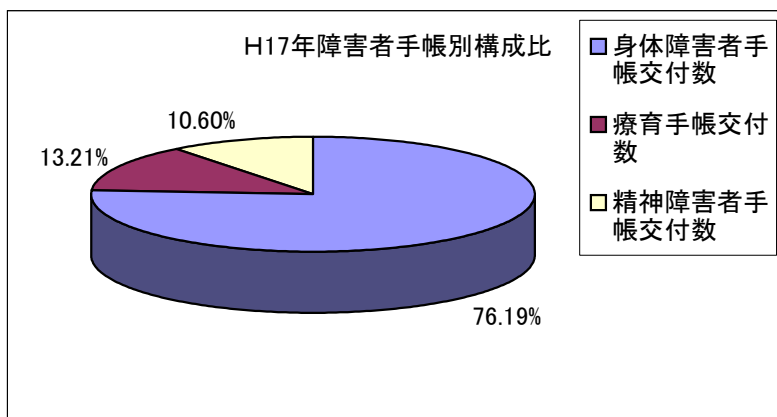
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
障害者の外出した際の満足度	%	-	65.0	70.0	75.0	ノーマライゼーション社会の形成度合いで10年後には75%を目標
相談体制の満足度	%	-	50.0	60.0	70.0	障害者の相談機能の充実により10年後には70%を目標

■ データ

○平成17年障害者手帳別構成比(人)

身体障害者手帳交付数	1,107
療育手帳交付数	192
精神障害者手帳交付数	154
合計	1,453



※1 ノーマライゼーションとは、高齢者や知的障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念のこと。

※2 ユニバーサルデザインとは、できるかぎり、使う人すべてのためにデザインすること。

※3 バリアフリー環境とは、障害者とそうでない者の間にある障壁を解放し、障害を持つ人々に配慮した環境づくりのこと。

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

1 高齢者福祉の充実

2 障害福祉の充実

3 地域で支える介護予防活動の推進

4 生活支援体制の推進

5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

高齢者が参加しやすい身近な地域に活動の場をつくり、地域の人とのふれあいを持ち、楽しく介護予防に取り組めるようにする。

■ これまでの取り組み

- ・生きがいと健康づくり事業
- ・サロン・お茶の間活動の支援

■ 現状

現在、愛広苑(菅田・富岡地区)と農協(築地・八幡地区)に委託し、4箇所(菅田・富岡地区)にホームヘルパー、介護福祉士等の指導員を派遣して活動している。新たな地区として、並槻・竹島・苔実・北成田地区等にも活動を普及する予定にしている。サロンとして自主的な活動をしている地域が23箇所ある。

■ 市民の声

- ・地域の集まりの場に行くだけでもよい運動になる
- ・仲間と話ができて楽しいし、生活のはりになっている
- ・指導員が来てくれるとレクができて楽しい、いろいろ学べる
- ・家の仕事を早く終わらせて参加している
- ・畑など家の仕事があって参加できないときもある

■ 課題

「地域の茶の間」など地域の高齢者が定期的集う場所の確保と地元住民の理解と協力(地域の集会所の解放、地域住民の見守り・支え合い)が必要。また、活動拠点の拡大と併せて、最終的に地域住民による自主的な活動へ移行を図るためには、地域の組織(民生委員、保健推進員等)、ボランティア等の地域の指導者育成も兼ね、指導員を派遣し軌道に乗るまで長期的に支援していくことが必要。長い目で継続していくには、地域の色々な年代の人を巻き込み、ボランティア等も参加者と一緒に楽しめる活動が望まれる。

■ 施策の展開

・地域住民による自主的な活動へ移行を図り「地域の茶の間」の活動を市全体に普及を図る。

・高齢者が身近な地域で活動に参加できる環境を整え、ふれあいと仲間づくりを誘導し、元気な高齢者を増やし介護予防へ繋げる。

・認知症の人や特定高齢者施策事業等(※1)の教室の卒業生、要介護・要支援から自立へ移行した高齢者の受け皿づくりの場として「サロン・地域の茶の間」を活用する。

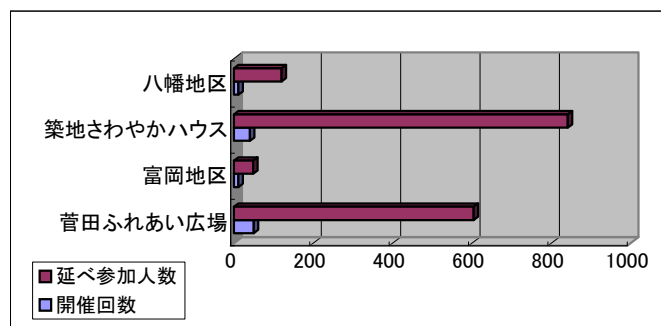
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
生きがいと健康づくり事業開催	箇所	4	10	12	16	地域で支える介護予防活動の推進度合い
サロン、お茶の間団体箇所数	箇所	27	31	37	39	

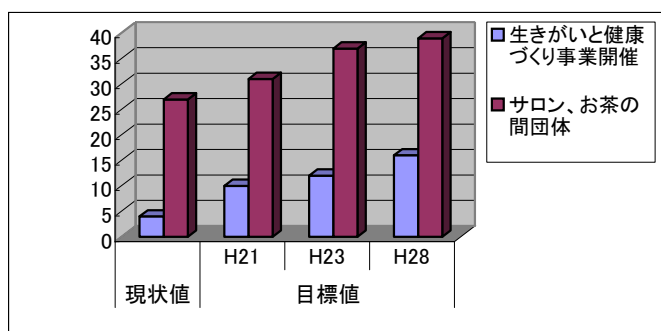
■ データ

○平成17年度介護予防活動状況

	開催回数	延べ参加人数
菅田ふれあい広場	50	604
富岡地区	11	48
築地さわやかハウス	40	841
八幡地区	11	120



※1 特定高齢者施策事業とは、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象とし、対象者一人一人の状況に応じたきめ細やかな事業を行うこと。



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 障害福祉の充実
- 3 地域で支える介護予防活動の推進
- 4 **生活支援体制の推進**
- 5 子育て支援事業の推進

めざす方向(施策の目的)

適正な生活保護の実施につとめ、対象者の生活の安定を図るとともに、相談、指導業務を拡充し対象世帯の自立を目指す。

■ これまでの取り組み

平成17年9月1日の市制施行により福祉事務所を設置

■ 現状

所長、査察指導員、現業員3名体制で実施。当市の保護率は平成8年に上昇に転じこの傾向は現在も続いている。保護世帯を類型的に見ると高齢者、心身障害者、傷病者世帯等の要援護世帯の占める割合が高く、長期受給世帯が多くなっている。

■ 市民の声

- ・不公平感の生じない、公正な保護の実施
- ・保護開始決定時の調査の徹底と早期決定

■ 課題

- ・生活保護業務実施体制の強化
- ・関係機関との連携強化
- ・査察指導員・現業員のスキルアップ
- ・生活保護システムの導入による事務の簡素化

■ 施策の展開

・生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な運用をはかるとともに、就労相談業務などきめの細かい相談業務の充実で被保護世帯の自立を促進します。

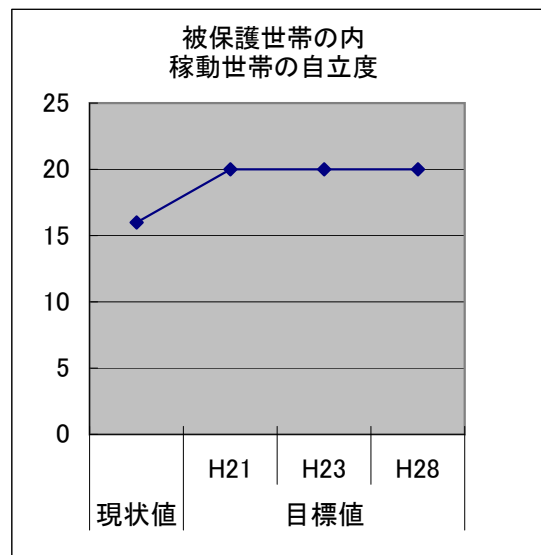
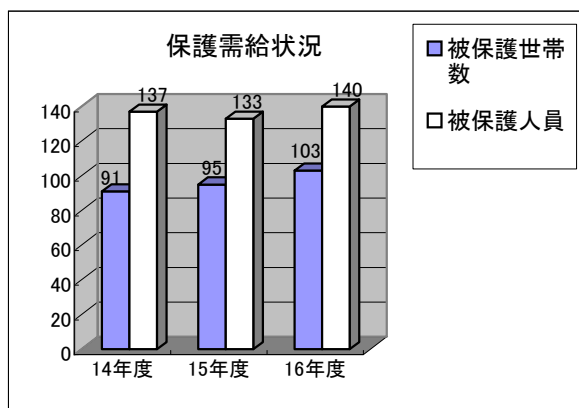
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
被保護世帯の内、稼働世帯の自立度	%	16	20	20	20	稼働世帯の自立を図る指数 10年後には20%の自立を目標とする。

■ データ

○生活支援体制の状況

	H14	H15	H16
被保護世帯数	91	95	103
被保護人員	137	133	140



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

3 心のふれあう福祉と子育て支援のまちづくり

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 障害福祉の充実
- 3 地域で支える介護予防活動の推進
- 4 生活支援体制の推進
- 5 **子育て支援事業の推進**

めざす方向(施策の目的)

子どもが心身ともに健やかに育つよう保育サービスの充実や多様なニーズに対応した子育て支援施策を家庭、地域、行政が一体となって推進し、児童福祉の充実を図る。

■ これまでの取り組み

- ・幼児医療の対象年齢拡充
- ・第3子以降入園児の保育料軽減
- ・延長・休日・一時保育等の保育サービス
- ・子育て支援センターの設置
- ・第3子以降出生者への健康母子手当支給

■ 現状

少子化に伴い入園児数は減少傾向となっているが、保護者の就労形態の多様化に伴い早朝・延長保育及び未満児保育が増えてきており、受け入れ体制の整備を行って対応している。また、安心して生み育てられる環境の整備が望まれている。

■ 市民の声

- ・早朝・延長保育及び未満児保育の充実
- ・安心して生み育てられる環境の整備

■ 課題

- ・子育て支援の充実
- ・地域での子育ての支援体制づくり
- ・保育と幼稚園教育の一元化

■ 施策の展開

- ・子育て不安と負担の軽減
- ・地域での子育て支援
- ・子育て環境の整備
- ・中条地区保育園・幼稚園統合施設整備事業

【関連事業】

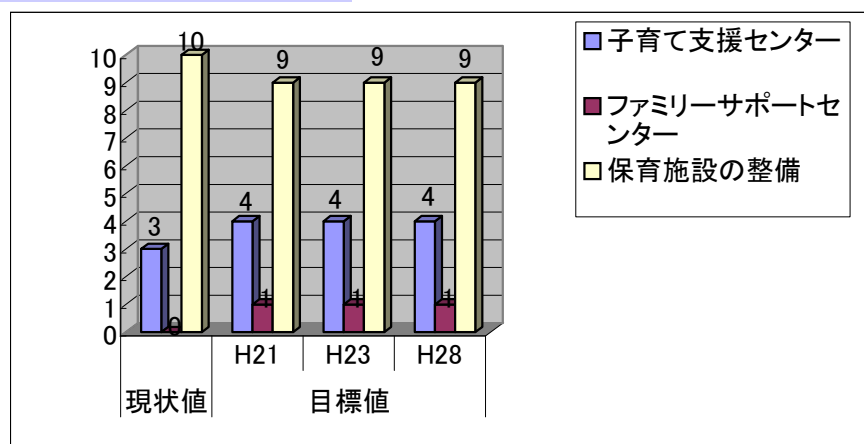
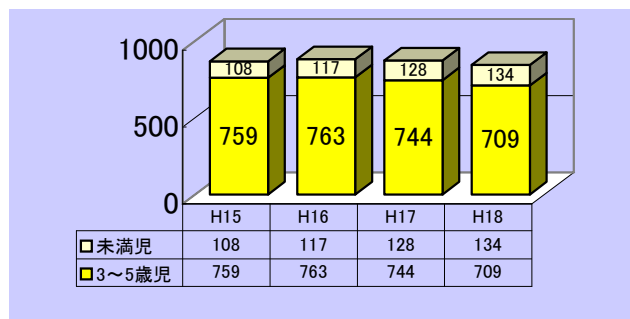
- ・こころとことばの相談室施設整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
子育て支援センター	箇所	3	4	4	4	子育て支援の充実度
ファミリーサポートセンター	箇所	0	1	1	1	
保育施設の数	施設	10	9	9	9	保育サービスの充実度

■ データ

○ 保育所入所状況



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり

1 健康づくりの推進

2 介護予防で、はつらつ80推進事業

3 高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立

4 医療関係機関との連携

めざす方向(施策の目的)

疾病予防に取り組むとともに、市民一人一人が自分らしく豊かな人生を送ることを目標にQOL(生活の質)を重視した健康づくりを行う。
働きかけの方向としては、市民が家庭や住み慣れた地域の中で自己表現ができ、人とのふれあいや分かち合いを楽しみ、生きがいや目標を持って生活できるように支援する。

■ これまでの取り組み

- ・疾病対策:乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診、健康教育・相談、訪問等の保健サービスの実施
- ・元気対策:人づくり会、食生活改善推進委員等の地区組織の育成とともに、住民参加型の健康づくり事業の実施

■ 現状

多様化する市民の健康意識に合わせて健診の種類も増え、疾病の早期発見につながっている。栄養・運動等健康づくりへの関心が高くなっており、その要望は多様化している。
また、元気づくりにつながる人とのふれあいや仲間づくりの輪が広がってきている。

■ 市民の声

- ・世代をこえた人と人のつながりの醸成
- ・健康的な生活習慣の体得
- ・活躍の場の創出
- ・安心して暮らせる体制の充実

■ 課題

- ・次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つための環境整備や支援体制の整備
- ・生活習慣病等、疾病予防対策の推進
- ・元気づくりの支援

■ 施策の展開

○疾病予防対策の推進

・乳幼児から高齢者までのライフステージに合わせた疾病予防につとめるとともに各種健診内容の充実、多様化、対象者の拡大などすすめていきます。

○元気対策の推進

・市民参加型の事業を展開し、保健事業全体に対して生きがい・ふれあいづくりや元気づくり活動をすすめていきます。

・黒川地区総合福祉センター(仮称)整備

【関連事業】

・こころとことばの相談室施設整備事業

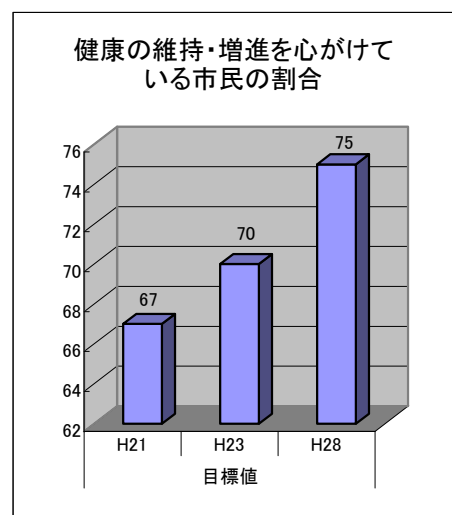
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
健康の維持・増進を心がけている市民の割合	%	-	67	70	75	市民の4人中3人の人が意識して行動することを目標とします。

■ データ

がん検診受診者数(人)			
	H15	H16	H17
肺がん	6,323	6,158	5,898
胃がん	2,012	1,962	1,888
大腸がん	1,845	1,950	2,020
子宮頸がん	1,480	1,409	1,370
乳がん	1,057	966	932
前立腺がん	—	122	143

主な元気づくり事業プログラム	
・ふれあいガーデニング	・ほっとHOT料理教室
・胎内サラダ記念日	・ふれあいキルト
・元気会	・四季の飾り
・元気茶や	



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり
 - 1 健康づくりの推進
 - 2 **介護予防で、はつらつ80推進事業**
 - 3 高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立
 - 4 医療関係機関との連携

めざす方向(施策の目的)

高齢者が自分に合った運動・栄養・口腔機能の維持・向上のための方法を身につけ、要支援・要介護状態にならずに、はつらつとした80歳の市民が増えることを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・介護予防普及啓発事業
- ・運動栄養口腔機能向上事業
- ・介護予防リーダー育成事業

■ 現状

虚弱高齢者を対象に、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を中心として運動栄養口腔機能向上事業(以下、「すこやかしあわせ教室」)を実施し、専門的指導を個別に行っている。
また、一般高齢者に「スマイル体操」を普及するための介護予防リーダーを養成している。

■ 市民の声

すこやかしあわせ教室では「週1回の外出が張り合いになった」「身体が軽くなった」「舌磨きを教えてもらって食事が美味しくなった」などの前向きな言葉が聞かれる。介護予防リーダー養成講座では「地域の集まりで体操を紹介したい」「自分のためにもしっかり覚えたい」という意見の他、「人前で指導するためにしっかりと知識を身につけたい。もう少し回数を増やして教室を開催してみてもはどうか」という意見も聞かれた。

■ 課題

今後、高齢者人口の増加に伴い介護予防事業を拡大していくためには専門職やボランティアの増員が必要となるものと思われる。
理学療法士の増員や管理栄養士、歯科衛生士の確保、また地域で介護予防の普及活動を行うための、ある一定のレベルを有したリーダーを育成していくことが重要であると思われる。

■ 施策の展開

虚弱高齢者に対しては、専門的な支援を行うことにより介護予防の効果をあげていく。教室終了後も継続できるように地域に集える場を作り、介護予防リーダーが指導者として活躍する。また、介護予防リーダーを増やすことにより、地域に体力を維持した元気な高齢者が増えていく。

- ・介護予防普及啓発事業
- ・運動栄養口腔機能向上事業
- ・介護予防リーダー育成事業

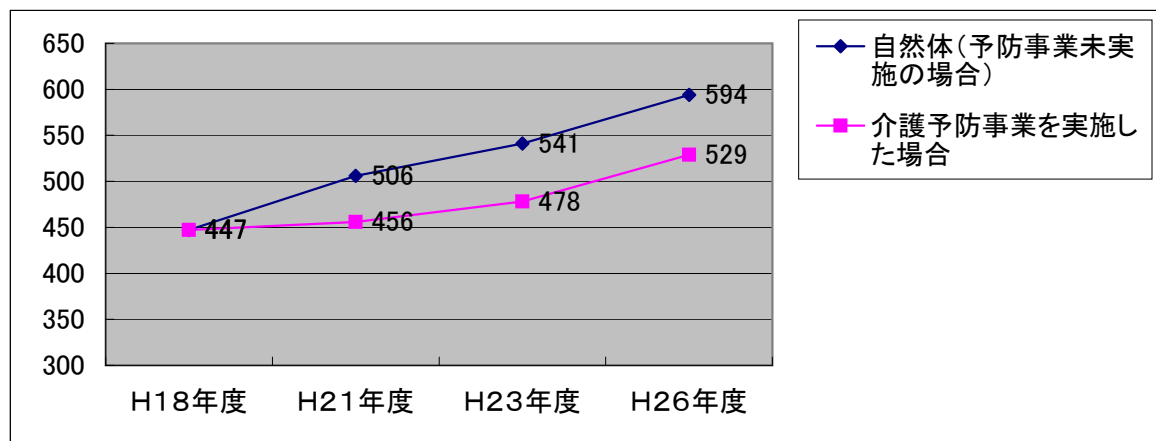
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
介護予防リーダー認定者数	人	19	60	100	200	介護予防リーダー養成状況
すこやかしあわせ教室参加者数	人	13	50	100	100	介護予防普及啓発の度合い

■ データ

○介護予防事業実施の効果

	H18	H21	H23	H26
自然体の要介護1、要支援1・2の認定者数の推移	447	506	541	594
事業推進による要介護1、要支援1・2の認定者数の推移	447	456	478	529



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

- 4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり
 - 1 健康づくりの推進
 - 2 介護予防で、はつらつ80推進事業
 - 3 **高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立**
 - 4 医療関係機関との連携

めざす方向(施策の目的)

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で地域社会との良好な関係を持続し、尊厳ある日常生活の継続が実現できる介護体制の確立を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・地域密着型サービスの創設
- ・サービス事業所・介護支援専門員等に対する研修
- ・事例検討会、地域ケア会議等の開催
- ・在宅介護支援センターによる支援

■ 現状

介護支援専門員の慢性的な不足により、サービスを受けられない市民が発生する可能性がある。訪問リハビリテーション、認知症対応型通所介護など市内に事業所がなく利用できないサービスや事業所不足により利用者が選択できないサービスが多い現状にある。

■ 市民の声

- ・住み慣れた地域で生活していきたい
- ・身近な地域で状態の維持向上に向けた機能訓練に関する介護サービスや医療系のサービスが受けられるよう事業の拡充を望む声が多い

■ 課題

- ・民間主導型の介護サービス基盤の整備・充実
- ・行政の積極的な支援と環境整備、医療機関等の関係機関との密接な連携及び計画的な整備・促進を図ることが必要である

■ 施策の展開

○身近な地域において利用者の選択と個々の状態に見合った多様な介護サービスを提供できる介護体制の整備・促進

・介護サービス事業所の運営法人に対する積極的な働きかけと行政との連携による持続可能な体制づくり、環境づくり等の措置を行う。

・介護サービス利用者及び一般住民に対する入所型施設への依存志向からの脱却を図るための啓蒙活動の推進を図る。

○質の高い介護サービスの提供

・介護サービス事業者と保健・医療・福祉の密接な連携を図り、一貫性のある適切なサービスが提供できるよう関係機関による連絡支援体制を確立する。

・医療機関等への働きかけにより居宅療養管理指導の一層の推進を図ることで、通常の介護サービスと一体的に医学的見地による総合的かつ個別的なケアを充実し介護の質を高める。

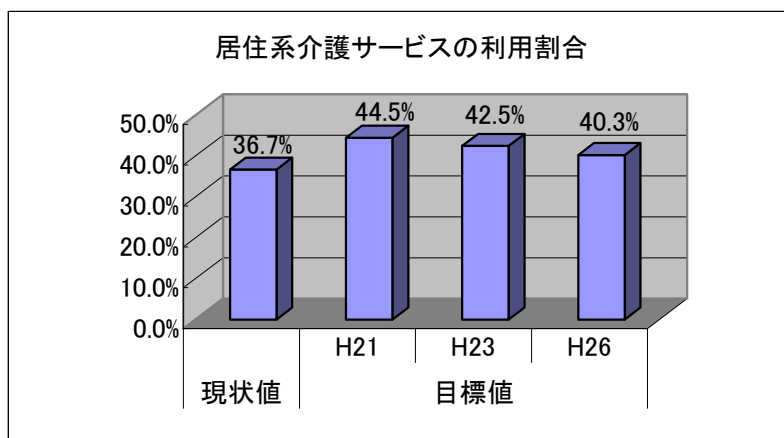
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H26	
居住系介護サービスの利用割合(%)	%	36.7	44.5	42.5	40.3	国の政策で施設入所も含め介護サービスの利用率を抑える(要介護者の減少)

■ データ

【施策の目標値】

- ・訪問リハビリテーション事業所の創設(現在0→H23年2箇所)
- ・特定施設入所者生活介護事業所の創設[外部サービス利用型を除く](現在0→H23年2箇所)
- ・認知症対応型通所介護事業所の創設(現在0→H23年1箇所)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所の創設(現在1→H23年4箇所)
- ・夜間対応型訪問介護事業所の創設(現在0→H23年1箇所)
- ・市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の増員(現在17人→H19年20人)
- ・居宅療養管理指導の利用促進(現在ごく少数の利用者を5年後には述べ300人の利用を目指す)
- ・訪問介護事業所の増設(現在2→H23年3箇所)



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

4 元気な家族を応援する保健と医療を推進するまちづくり

1 健康づくりの推進

2 介護予防で、はつらつ80推進事業

3 高齢者の尊厳と自立を支える介護体制の確立

4 医療関係機関との連携

めざす方向(施策の目的)

地域の医療関係者、福祉関係者、教育関係者、企業及び事業所との連携を深めながら保健事業に取り組む。さらに、地区・町内会、ボランティアグループ、自主サークル等を巻き込み、成果のあがる活動になるようにネットワークづくりを推進し、目標を共有しながら連携を取り合って活動をしていく。

■ これまでの取り組み

- ・中条中央病院との継続看護打合せ会の実施
- ・計画づくりや保健事業実施については、医療機関や関係機関と連携し、協力しながら実施
- ・健康問題解決にあたり医療機関や保健所・福祉事務所などの関係機関と連絡・連携を密にしながら支援を実施

■ 現状

医療機関や関係機関と連携・協力しながら各種保健サービスを提供しているが、住民のニーズや健康問題が多様化し、関係機関も多種多様化・専門分化してきているため、連絡・連携が煩雑になってきている。

■ 市民の声

- ・専門的医療が身近に受けられるといい
- ・耳鼻咽喉科診療の設置を望む
- ・高齢者など通院困難な人のために在宅医療の充実

■ 課題

- ・医療関係の機能分化が進められる中、地域内の医療機関や関係機関などの連携システムづくり
- ・救急医療の充実
- ・在宅介護体制の充実

■ 施策の展開

○医療機関や関係機関との連携システムづくり

・市民一人ひとりがかかりつけ医を持ち、必要に応じて質の高い専門的医療が受けられるように、各医療機関や関係機関との連携をはかりながら、市民にわかりやすい医療情報の提供や相談体制づくりをすすめる。

○救急医療の充実

・中条中央病院や県立病院、地域医師会との連携をはかり、市民が適切な救急医療サービスが受けられる体制づくりをすすめる。

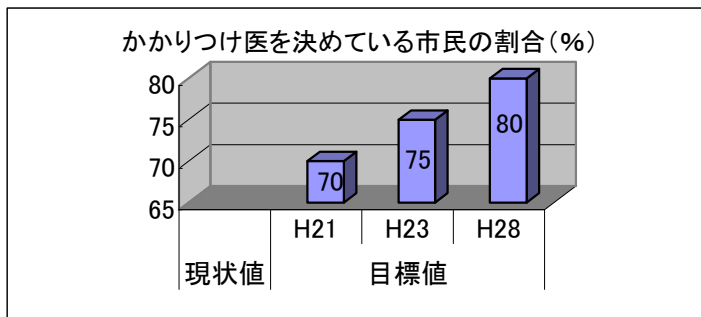
○在宅介護体制との連携

・在宅での介護・看護を希望する市民が適切なサービスを受けられるよう、医療関係者と在宅介護関係者との連携を図る。

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
かかりつけ医を決めている市民の割合	%	-	70.0	75.0	80.0	診療に対する信頼度をあらゆるもので5人中4人まで増やすことを目標とします。

■ データ



胎内市の医療施設数

平成18年3月31日現在

病 院		一 般 診 療 所				歯 科 診 療 所
施設数	病床数	施設数	有 床 診 療 所		無 床 診 療 所	施設数
			施設数	病床数		
2	396	22	3	26	19	14
一般 1 精神 1	一般 122 精神 274(一般5床含む)					

第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

地震や風水害などの災害から人々の生命と財産、都市の社会的資産を守り、市民生活や都市活動の安全性を確保するとともに、被災時の速やかな復旧を図る体制を整備するなど、災害に強いまちづくりを推進していく。

■ これまでの取り組み

- ・地域防災計画の作成
- ・自衛消防組織への助成
- ・浸水、土砂災害などを防止するため道路、公園、市街地整備等の事業に合わせ災害に強いまちづくりを実施してきた。

■ 現状

近年の災害の態様は複雑化・多様化しておりこれらの状況に対応するための対策は十分とはなっていない。
地域防災計画の見直しを図る必要がある。
また、災害に強いまちづくりを実施しているが、更なる取り組みが必要。

■ 市民の声

- ・自主防災組織への助成
- ・災害時における早期情報提供

■ 課題

- ・災害時における早期情報収集及び伝達手段の確保

■ 施策の展開

- ・防災行政無線整備事業
- ・防災マップ等の作成
- ・新地域防災計画策定

【関連施策】

- ・中条市街地の雨水処理計画
- ・乙大日川への雨水処理計画
- ・築地地区附廻・堀川への雨水処理計画
- ・黒川市街地の雨水処理計画

【関連事業】

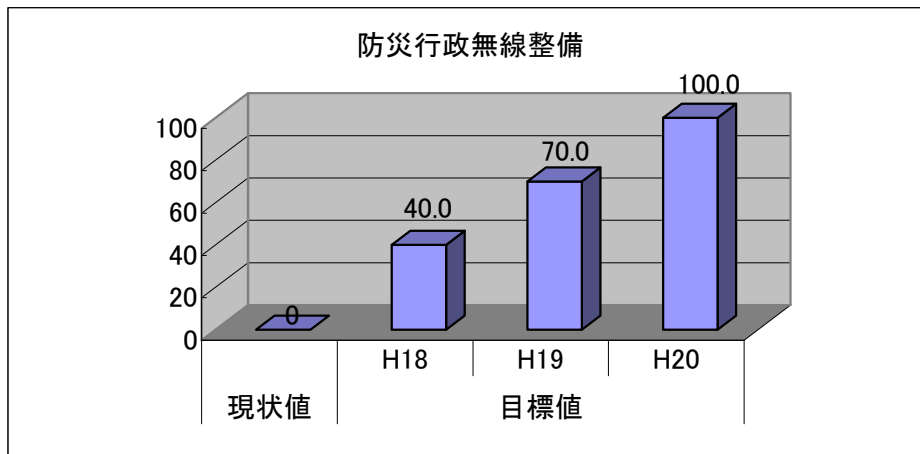
- ・雪崩対策事業
- ・砂防事業(養老沢ほか)

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H18	H19	H20	
防災行政無線整備	%	-	40.0	70.0	100.0	年間整備率(事業費割)

■ データ

○防災無線整備状況



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 **防犯対策**

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

「安全で安心なまちづくり」を推進し、将来を担う人々が安心して暮らせるまちを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・胎内市防犯組合・胎内市防犯組合連合会をはじめ、胎内市子ども見守りタイ等を設立し、市内全域で取り組んでいる。
- ・防犯灯の設置に補助するなど積極的に進めている。

■ 現状

防犯パトロールなどを実施しているが、不審者情報が寄せられるなど新たな防犯対策を講じる必要がある。

■ 市民の声

- ・不審者情報や子どもたちへのいたづら等が、後をたたないための対策
- ・防犯灯の設置要望

■ 課題

- ・防犯に対する社会全体の理解と協力。

■ 施策の展開

- ・胎内市防犯組合、胎内市防犯組合連合会等を通じ、誰もが住みたくなる安全な地域づくりと防犯灯の設置等による、地域に密着した防犯対策を講じていく。
- ・警察、教育機関、地域住民と連携した防犯啓発活動の推進
- ・防犯灯設置事業

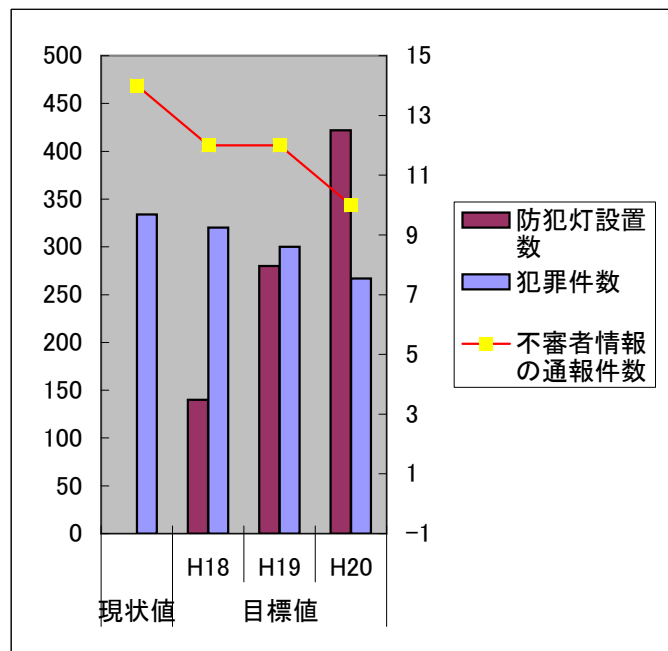
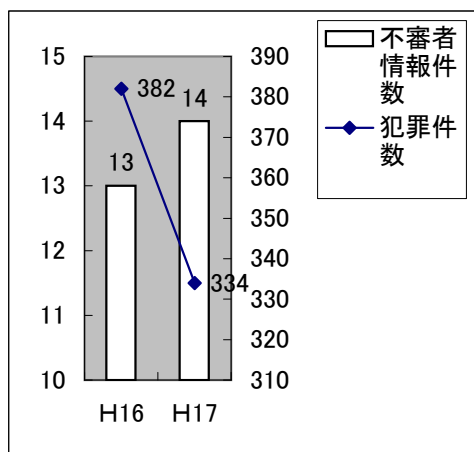
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
防犯灯設置数	箇所	-	140	280	422	安全・安心なまちの度合い
犯罪件数	件	334	320	300	267	防犯対策の推進状況
不審者情報の通報件数	件	14	12	12	10	

■ データ

○不審者情報件数

	H16	H17
不審者情報件数	13	14
犯罪件数	382	334



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

車社会に適応した「安全で安心なまちづくり」のため、人と車が融合したゆとりある交通安全対策の構築を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・交通指導員の充実や高齢者・幼児・小中学生等に対する交通安全教育の実施
- ・交通安全施設の整備拡充

■ 現状

高齢化により交通弱者である高齢者の事故が増加傾向にある。

■ 市民の声

- ・交通安全施設の充実による事故防止対策

■ 課題

- ・交通事故発生抑制
- ・交通安全施設の整備

■ 施策の展開

- ・全市民へ交通安全の啓蒙
- ・交通安全施設の整備
- ・交通安全教育

【関連事業】

- ・歩道整備事業
- ・規格改良道路整備

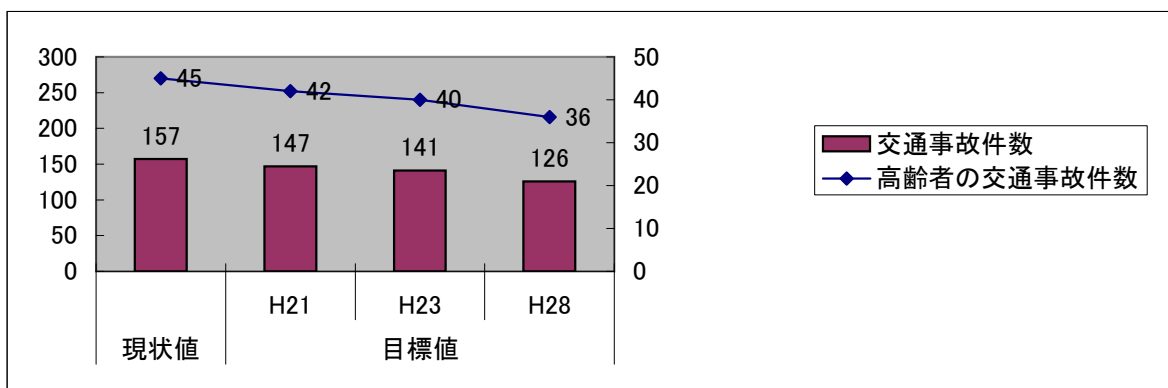
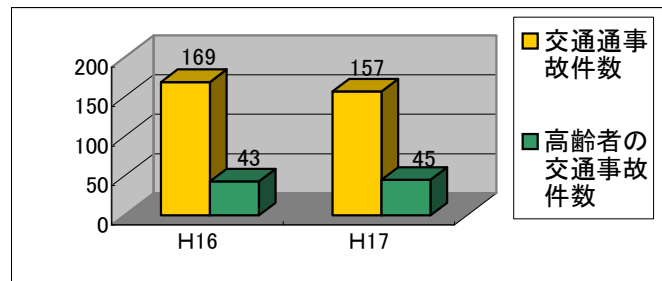
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
交通事故件数	件	157	147	141	126	交通安全の度合い
高齢者の交通事故件数	件	45	42	40	36	

■ データ

○交通事故の状況

	H16	H17
交通事故件数	169	157
高齢者の交通事故件数	43	45



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

全市民が、社会的身分、門地、人種、信仰又は性別による不当な差別などのない地域社会を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・人権講演会の実施
- ・人権研修会の開催
- ・人権啓発の実施

■ 現状

人権講演会や人権研修会を開催しているが、同和問題をはじめ障害者、高齢者などへの差別意識と偏見がいまだに市民の中に残留している。

■ 市民の声

- ・人権が尊重されていない
- ・人権侵害を受けたことがある
- ・高齢者の暮らし易いまちづくりができていない
- ・障害者に対する人々の理解が不十分
- ・同和地区住民への誤解した考え方が根強い

■ 課題

- ・市民の中に同和問題をはじめ障害者、高齢者などへの差別意識と偏見の解消

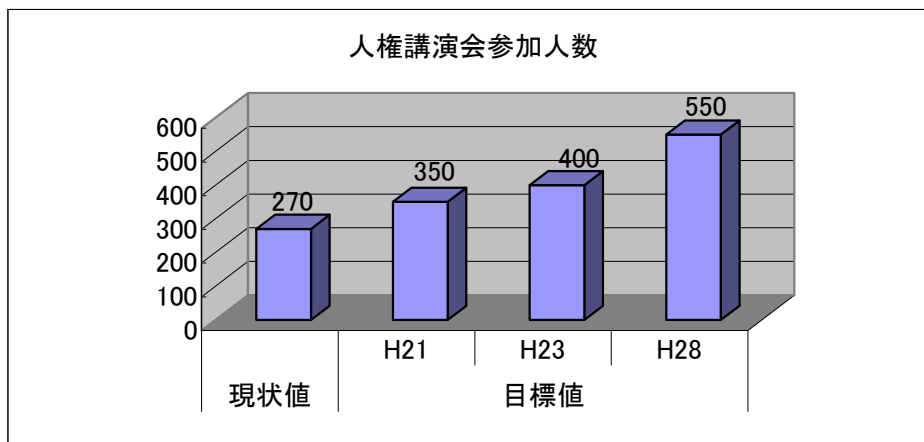
■ 施策の展開

・胎内市人権教育・啓発推進計画に基づき全行政分野で人権啓発活動などを実施する。

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
人権講演会参加人数	人	270	350	400	550	人権意識の度合い

■ データ



第2節 住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

5 防犯・防災に配慮した安全で、安心して暮らせるまちづくり

1 防災対策

2 防犯対策

3 交通安全対策

4 人権意識の高揚

5 男女共同参画体制の推進

めざす方向(施策の目的)

男女が社会の対等の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ共に責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指す。

■ これまでの取り組み

平成12年旧中条町において「女と男共働プランなかじょう」を策定(平成12年～平成16年)し、取り組みを実施した。

■ 現状

旧態依然とした男女という観念論が強く、施策の目的の達成のため、家庭、地域社会、職場、学校などのほか、男女それぞれの意識改革と企業、団体などへの男女平等に対する理解を得るための行動計画の策定が必要。

■ 市民の声

- ・育児中にも仕事ができるような環境づくり
- ・女性が進出しやすいような環境づくり
- ・家庭における家事・育児・介護に女性への負担が大きい

■ 課題

旧態依然とした男女という観念論を多くの市民が持っており、20代の男女を除く全ての年代で女性は家事や育児、男性は仕事という観念論があり、女性が結婚や出産の時期に職場から退職をせざるを得ないことなど、社会のあらゆる分野で男女が平等とは言い難い現代社会となっている。

■ 施策の展開

- ・男女共同参画社会の形成に向けた市民活動の拡大促進
- ・旧態依然とした男女という観念論を解消させるための啓発活動や広報活動などの推進
- ・女性が社会参画するための子育て支援の関係機関との連携
- ・胎内市女性行動計画の策定

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
各種審議会等の女性委員の割合	%	-	現状より女性委員の登用割合を上げる			女性の社会参画の度合い(注1)

■ データ

○男女共同参画体制の計画策定状況

平成12年「女と男共働プランなかじょう」の策定

平成18年「胎内市女性行動計画」の策定

○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が公布・施行された。男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくことを目的としたものである。

(注1)平成18年策定の胎内市女性行動計画の中で具体的な指標および目標を設定する。

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

施策
通し番号



1	農・工・商業の基盤整備とネットワーク化を促進するまちづくり	
1	農業基盤の整備	35
2	工場誘致の推進	36
3	機能的な商業スペースの確保	37
2	自然と観光事業を一体的に考え、ツーリズムの拠点となるまちづくり	
1	観光の拠点化の推進	38
2	イベントによる観光振興	39
3	観光宣伝及び誘客の企画	40
3	新しい活力を生みだす産業育成と雇用を促進するまちづくり	
1	雇用の促進と安定化	41
2	観光事業と地域産業の連携	42
3	商業の活性化	43
4	新産業の育成・支援	44
4	農村環境を地域間交流に活用し、活力と定住を生むまちづくり	
1	グリーンツーリズムの推進	45
2	地域資源を活かした農林業の振興	46

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

- 1 農・工・商業の基盤整備とネットワーク化を促進するまちづくり
 - 1 農業基盤の整備
 - 2 工場誘致の推進
 - 3 機能的な商業スペースの確保

めざす方向(施策の目的)

農業基盤整備及び農村環境整備を継続的に推進すると共に、特産品の開発やブランド化を進め、後継者育成と農業経営体の強化を図り、他産業との連携を積極的に進め安定した農業経営の基盤を整備する。

■ これまでの取り組み

- ・ほ場の大区画化、用排水施設、幹線・支線農道整備及び大型機械の導入
- ・経営規模の拡大や組織化など担い手への集積を図り生産性の向上に努めてきた

■ 現状

ほ場の大区画化が完了した地区は、生産性の向上と土地の有効利用が図られているが、未整備地区は、同じ平野部でも生産性等に格差がある。

■ 市民の声

事業採択後かなり年数が経過しているが、工事が未着工の地区があり、各事業における工事の早期着工及び完了が望まれる。

■ 課題

- ・各事業の進捗状況の差が生産性への格差に繋がっているため、計画的な事業遂行

■ 施策の展開

新たな経営所得安定化対策に対応した農業生産法人や集落営農組織への移行を推進する。

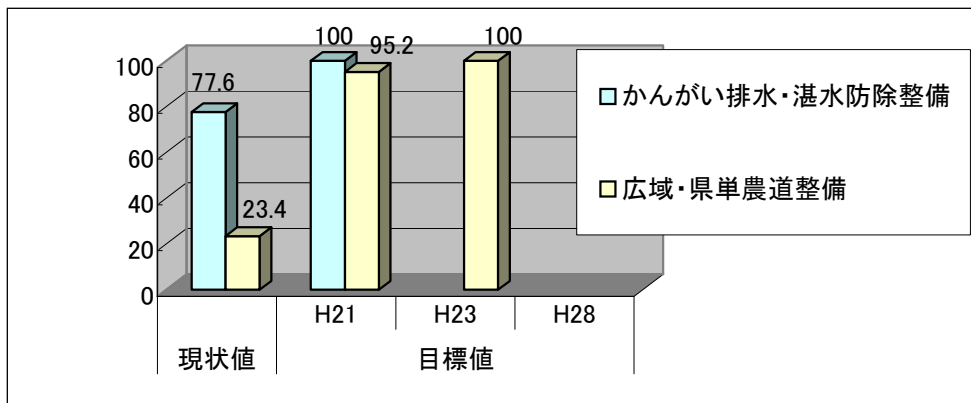
- ・ほ場整備事業
- ・かんがい排水事業
- ・湛水防除事業
- ・広域、県単農道整備
- ・経営体育成基盤整備事業

施策に対する目標

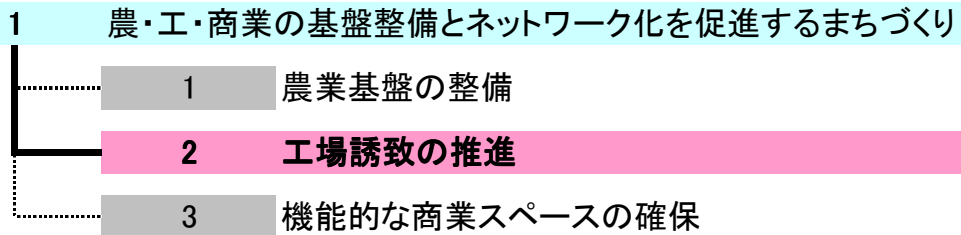
指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
かんがい排水・湛水防除整備	%	77.6	100.0			農業基盤の整備状況
広域・県単農道整備	%	23.4	95.2	100.0		

■ データ

○ 農業基盤の整備状況(%)



第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち



めざす方向(施策の目的)

新潟中条中核工業団地及び市営工業団地の特長を活かした企業誘致活動を展開し、研究開発型企業を始めとした成長型企業の誘致を推進することにより、活力と希望のあるまちを目指す。そのため、関係機関や地域内企業への訪問による情報収集により誘致活動を展開し、地域産業と経済の活性化を図る。

■ これまでの取り組み

企業誘致促進協議会を発足して誘致活動を行い、新聞広告やホームページ等による宣伝活動、アンケート調査等をもとにした企業訪問を行う。

■ 現状

長引く景気低迷により企業の設備投資が抑えられ、また、コストダウン等を目的とした海外進出などにより企業立地件数は少ない状況にある。また、企業は本社機能等が多い関東周辺の運送コストのかからない土地への立地希望が多い。

■ 市民の声

新規企業の立地及び既存企業の新分野進出により、地域の活性化が図られるとともに雇用機会の拡大と財政基盤の強化が望まれている。

■ 課題

- ・新規立地企業の誘致による活性化
- ・域外企業への新しいアピールポイント(優遇制度等)の確立と更なるインフラの整備
- ・域内企業における技術者の育成及び発掘と確保
- ・市内企業を中心に職業研修及び体験等、産業を活性化させるネットワークの構築

■ 施策の展開

○企業誘致に関する専門機関の設置

- ・有識者等から組織する誘致委員会の設置
- ・行政が組織する専門機関の設置
- ・専門機関による積極的な活動と情報の収集・集積
- ・活動結果及び集積情報の分析により、新しいセールスポイントの発掘と確立（優遇制度、インフラ整備）

○ネットワークづくりの推進

- ・技術者及び雇用の確保を目的として市内企業を中心とした域内企業の人材ネットワークを形成
- ・立地企業への継続的フォローを目的とした支援制度等を確立

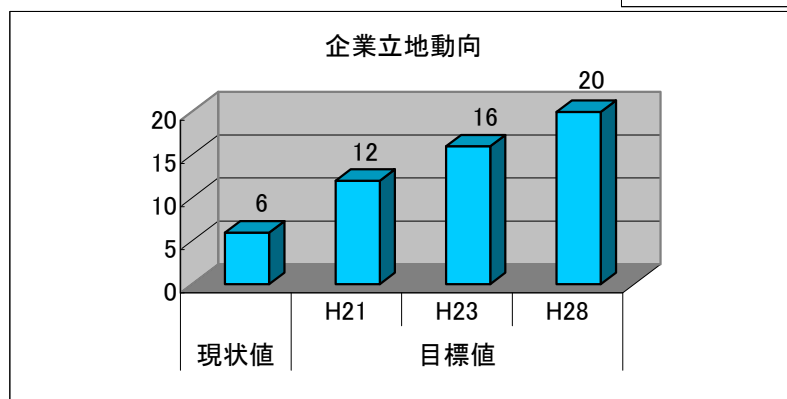
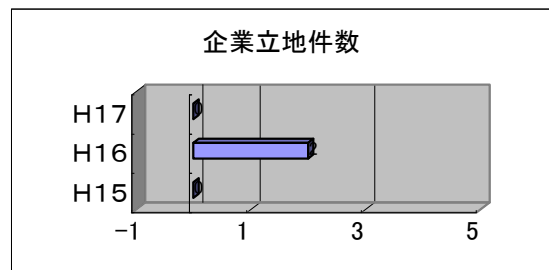
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
企業立地動向	件	6	12	16	20	1年間に2件程度の立地を目標とする

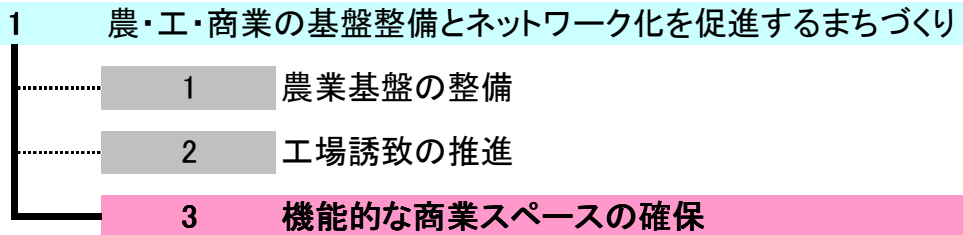
■ データ

○企業立地動向

	H15	H16	H17
企業立地件数	0	2	0



第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち



めざす方向(施策の目的)

活力ある商業ゾーンの形成を目指し、商業地の基盤整備を実施することにより、周回する買い物客の利便性を向上させ、回遊性にあふれ、全ての人にとって楽しく飲食や買物のできる空間整備に努める。また、中心市街地への求心力を高め、市外への購買流出を防ぐ。

■ これまでの取り組み

本町の上町・中町は沿区事業により道路の拡幅等整備された。

■ 現状

本町通りは指定方向外進入禁止を解除し、通行できるようになっているが、道路が狭く路上駐車があり、交通の流れはスムーズとはいえず機能的な商業スペースとなっていない。

■ 市民の声

- ・下町地区の道路拡幅
- ・街路事業の早期着手

■ 課題

- ・国道沿線の大型店と既存の商店街の連携
- ・観光産業と連携した商業スペースの確保

■ 施策の展開

・街路整備事業

【関連事業】

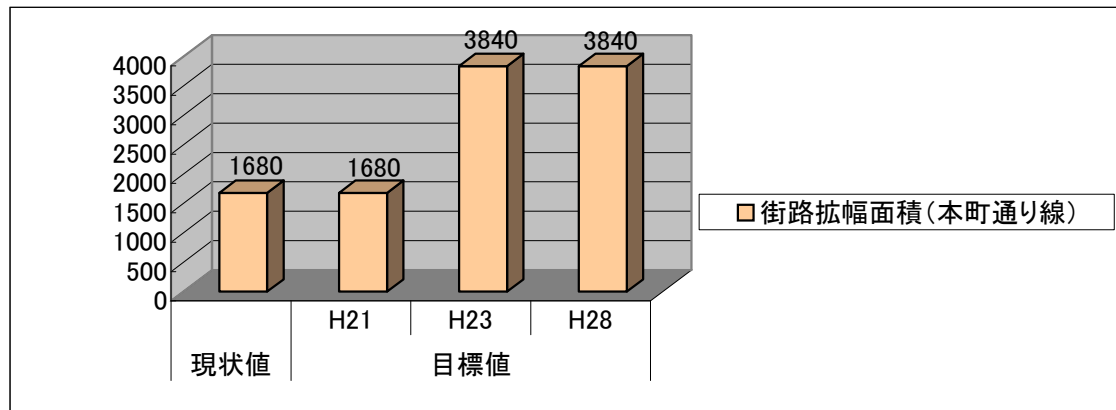
- ・道路整備事業
- ・歩道整備事業
- ・中条駅西口整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
街路拡幅面積 (本町通り線)	m ²	1,680	1,680	3,840	3,840	機能的商業スペースの確保状況

■ データ

○街路拡幅面積(本町通り線)



第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

2 自然と観光事業を一体的に考え、ツーリズムの拠点となるまちづくり

1 観光の拠点化の推進

2 イベントによる観光振興

3 観光宣伝及び誘客の企画

めざす方向(施策の目的)

胎内観光ゾーン(胎内スキー場・胎内溪谷等)と白砂青松ゾーン(村松浜海水浴場・長池公園等)の連携を図り、歴史・文化的な遺産を継承し、新たな観光資源の掘り出し、既存の施設の活用と重点的な施設の整備をし、観光協会等各種団体との連携強化、ホームページ・新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどあらゆるメディアを活用し、内外への情報発信を行う。更に豊かな自然のなかで広く市民に保養の機会と利便を与え、何度も来たいと思えるような施設整備を進める。

■ これまでの取り組み

- ・就労の場の創出と人口流出歯止め政策の推進
- ・民間資本に頼らない市直営方式
- ・観光開発と施設整備

■ 現状

- ・観光拠点として胎内観光ゾーンと白砂青松ゾーンの連携を図っていく必要がある。
- ・既存施設の有効活用及び内外への情報発信が不足している。
- ・歴史的な遺産と観光を絡めた取組が必要である。

■ 市民の声

- ・観光拠点としてのアピール
- ・観光施設の運営方法の検討

■ 課題

- ・新聞・雑誌の有効活用
- ・集客促進のための観光施設のアピール
- ・観光施設間の連携強化
- ・観光施設の維持管理と整備
- ・伝統的行事、自然資源、歴史的文化遗产を活用した観光ルートの確立

■ 施策の展開

○観光客の需要にあった施設の整備・充実

- ・観光施設の維持管理と整備
- ・観光施設関連への交通利便性の向上
- ・観光施設職員の接客マナーの研修と強化

○広域的に連携した観光ルートの開発と地域間交流の促進

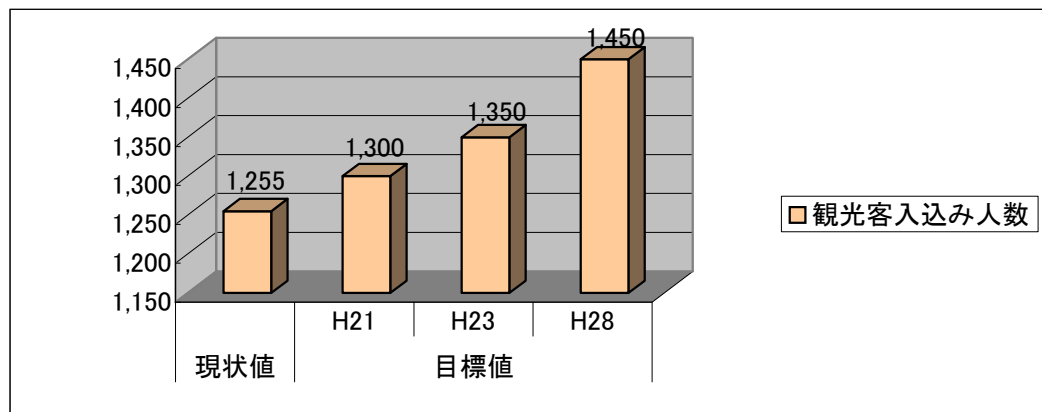
- ・新聞・雑誌への掲載とメディアを活用した情報発信
- ・施設間を利用できる「周遊券」の発行

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
観光客入込み人数	千人	1,255	1,300	1,350	1,450	観光入込み客数目標

■ データ

○観光客入込み状況(千人)



	H15	H16	H17
観光客入込み人数 (千人)	1,259	1,280	1,255

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

- 2 自然と観光事業を一体的に考え、ツーリズムの拠点となるまちづくり
 - 1 観光の拠点化の推進
 - 2 **イベントによる観光振興**
 - 3 観光宣伝及び誘客の企画

めざす方向(施策の目的)

四季を通じ地域の自然や特産物を活用した独自のイベントを展開することで集客を図る。また、各種シンポジウムなどの会議を積極的に誘致し、宿泊施設の活用とPRを図る。

■ これまでの取り組み

- ・胎内川観光協会との共催による事業
- ・ラジオ、テレビ特別番組の作成
- ・関東圏でのイベント開催

■ 現状

胎内市には、自然、歴史、文化に関する観光資源が多くあり、これらを広域的にPRすることが不足しており、そのよさが知られていない。

■ 市民の声

- ・市民参加型のイベントの開催
- ・自然、歴史、文化を活かした観光振興

■ 課題

- ・各種情報媒体を活用したPRの強化
- ・イベントの見直し

■ 施策の展開

○関連施設との連携強化とイベントの見直し

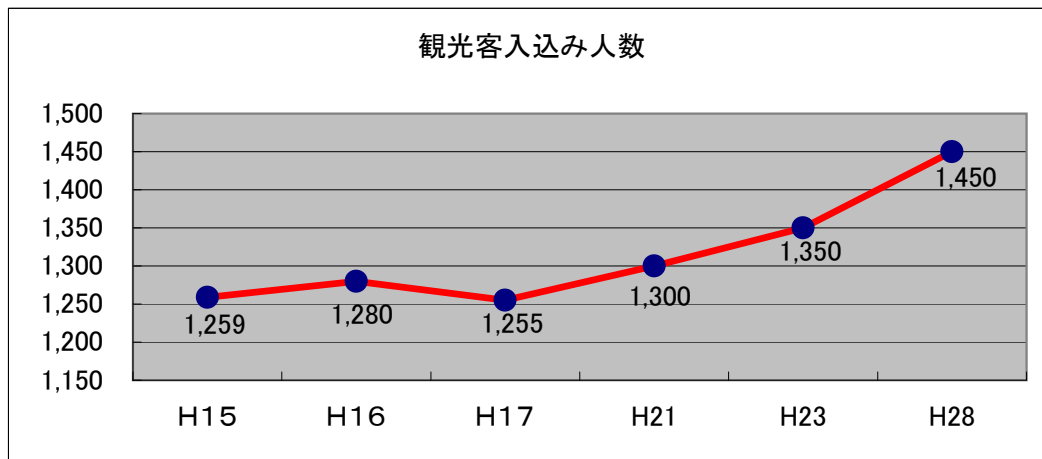
- ・広域的なイベントへの積極的参加
- ・既設イベントの見直し

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
観光客入込み人数	千人	1,255	1,300	1,350	1,450	観光入込み客数目標

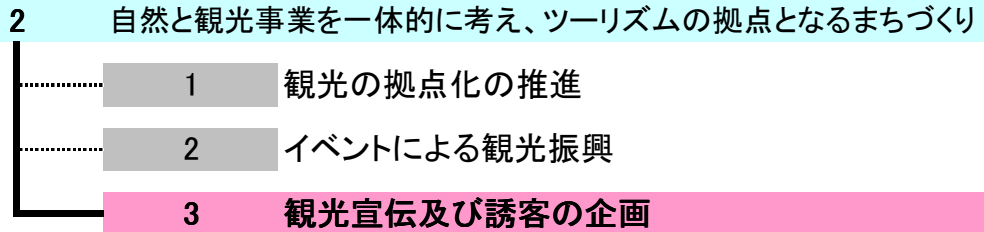
■ データ

○観光客入込み状況(千人)



	H15	H16	H17
観光客入込み人数 (千人)	1,259	1,280	1,255

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち



めざす方向(施策の目的)

山・川・海の豊かな自然環境をはじめとする魅力的な観光資源を活かすとともに、新たな観光コースを構築して観光振興を図り、何度も訪れたいまちを目指す。

■ これまでの取り組み

- ・パンフレット及びポスターの作成
- ・県人会との交流と胎内市の宣伝

■ 現状

胎内市の観光資源は、豊かな自然が中心であり、自然、歴史、文化に関する観光資源が数多くありますが、PRの不足により、十分にその良さが知られているとはいえず、来訪者を受け入れる環境整備が必要である。

■ 市民の声

- ・自然や歴史・文化をいかした観光振興
- ・地域のすばらしさを紹介できる環境

■ 課題

- ・各種情報媒体を活用したPRの強化
- ・観光資源のネットワークづくり
- ・観光関連団体や市民との連携の強化

■ 施策の展開

○観光モデルコースの作成

- ・歴史文化と連携した滞在型、体験型観光の構築
- ・市民参加型の企画作成

○観光客誘客のための観光情報の発信

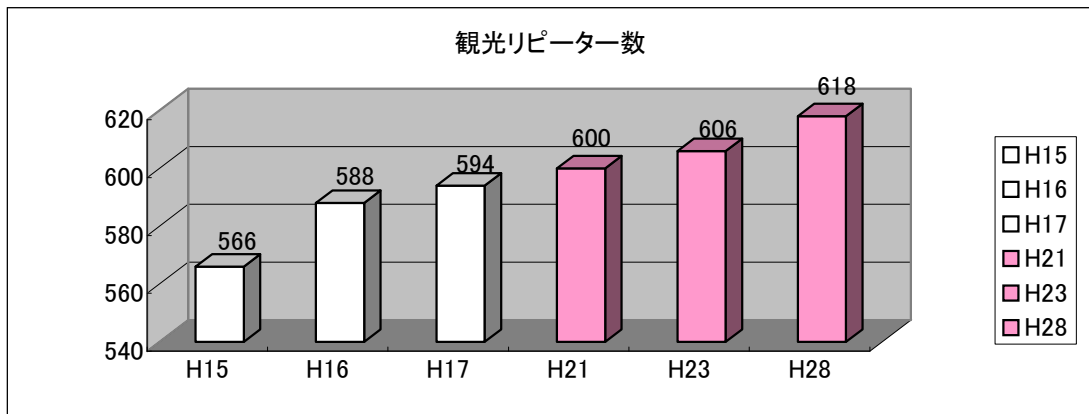
- ・関係団体や市民団体と連携し、宣伝方法や情報提供の仕組みを整備

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
観光リピーター数	千人	594	600	606	618	来訪者の推移

■ データ

○観光リピーターの状況(千人)



	H15	H16	H17
観光リピーター数	566	588	594

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

3 新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり

1 雇用の促進と安定化

2 観光事業と地域産業の連携

3 商業の活性化

4 新産業の育成・支援

めざす方向(施策の目的)

商工業関係者並びに関係機関等と連携し、求人・求職情報の収集及び提供のための体制づくりや各年齢層に対応した相談事業や就業支援の実施により、人材の発掘・育成と就業機会の拡大とともに、雇用を促進し生活の安定化を図り活力あるまちづくりを目指す。

■ これまでの取り組み

ハローワーク、関係機関等からの求人情報や就業支援情報等を庁舎窓口において提供を行ってきた。

■ 現状

関係機関からの情報を窓口において情報を提供しているもので、広く市民に対しての情報提供となっていない。

■ 市民の声

- ・情報が広く提供できていない
- ・パートタイムの情報がない

■ 課題

- ・地域内の商工業者から情報提供を行ってもらうための体制づくり(登録制度)
- ・求職者への就業相談や支援事業の整備
- ・技術者や担い手の発掘と育成支援の強化
- ・情報提供システムの構築

■ 施策の展開

○情報提供の推進

- ・商工業者等からの求人情報提供システムと求職希望者への情報提供のための体制づくり
- ・ホームページ等での情報発信体制やシステムの構築

○人材の育成・発掘

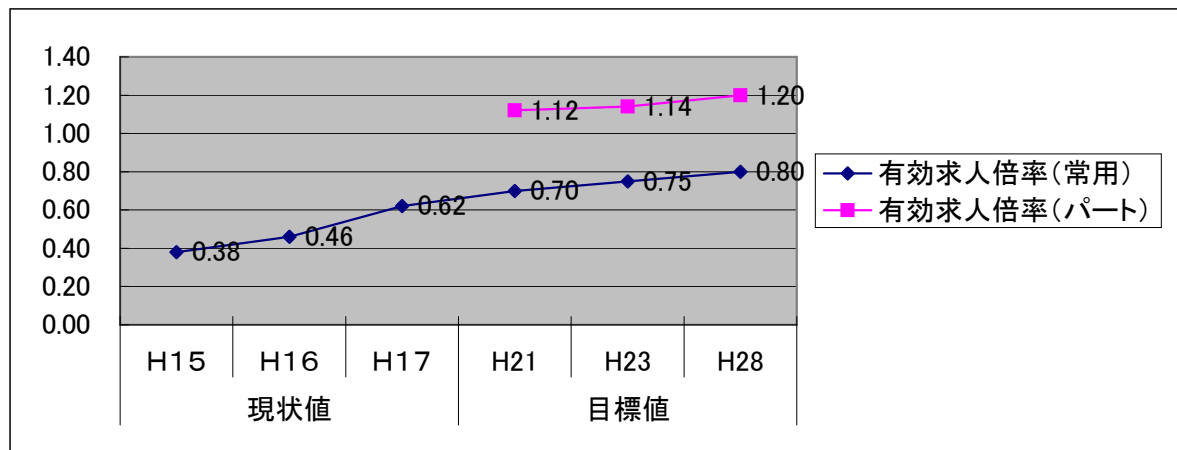
- ・地域における担い手の発掘と育成事業の実施
- ・求職者への就業相談と技術研修等の実施体制の確立

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
有効求人倍率 (常用)	倍	0.62	0.70	0.75	0.80	雇用の促進状況
有効求人倍率 (パート)	倍	1.10	1.12	1.14	1.20	

■ データ

○求人倍率の状況



(新発田管内)

	H15	H16	H17
有効求人倍率 (常用)	0.38	0.46	0.62

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

3 新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり

1 雇用の促進と安定化

2 **観光事業と地域産業の連携**

3 商業の活性化

4 新産業の育成・支援

めざす方向(施策の目的)

豊かな自然環境や地形を活かした観光資源と施設運営による観光事業、そして産業基盤である農業と商工業が連携し、魅力的な観光資源の発掘と支援による胎内ブランド商品の開発等を促進し、地域全体の活性化を目指す。

■ これまでの取り組み

農畜産物及びその加工品に付加価値を付けて地域の特産品として位置づけPRを実施し特産品販売所、民間店舗等において販売してきた。

■ 現状

地域内において消費できる製品と広く市場へ流通させたい製品とあるが、販売経路の確立がなされていないため、販売実績の伸び悩みやPR不足による認知度の低迷が続いている。

■ 市民の声

- ・特産品として付加価値を付けて販売しているものが多く、割高感がある
- ・他の地域と同じようなものが多い
- ・販売を行っている場所がさまざま、購入しにくい

■ 課題

- ・特産品ブランドとしての認知度の向上
- ・地域内及び市場への販売体制の確立
- ・魅力ある特産品、新しい特産品の開発と生産・販売
- ・民間企業との連携

■ 施策の展開

○地域産業の振興

- ・商品情報の整理
- ・既存産業への支援

○生産・販売体制の整備

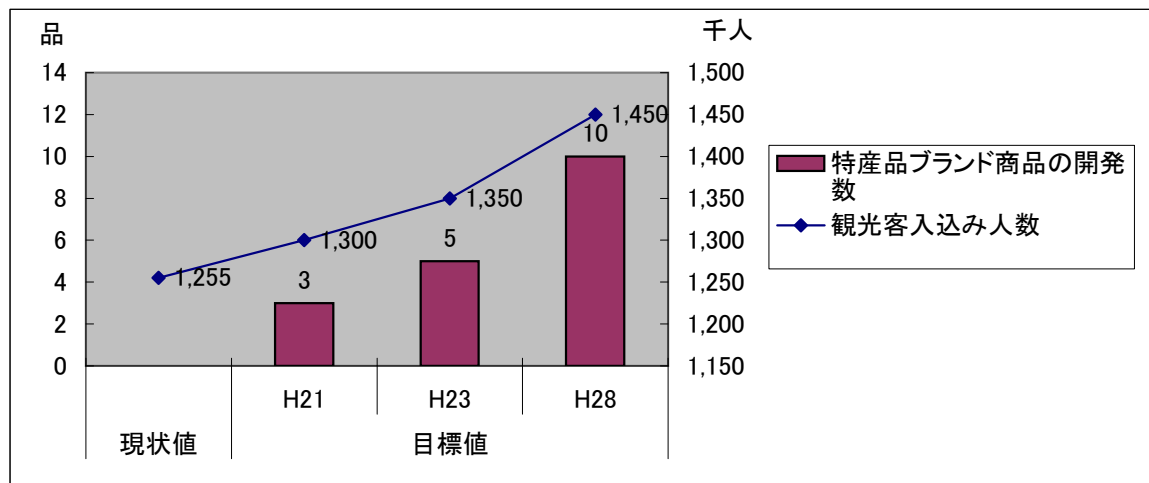
- ・生産者、加工業者、販売店、流通業者等の連携体制整備への支援
- ・生産体制の確立による、魅力ある特産品、新しい特産品の開発とブランド化
- ・販売体制の確立による、地域内及び市場への販売と流通
- ・アンテナショップ等の設置による、地域一体的な情報発信機能の整備
- ・農産物処理加工施設整備事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
特産品ブランド商品の開発数	品	-	3	5	10	新商品開発目標
観光客入込み人数	千人	1,255	1,300	1,350	1,450	観光客入込数目標推移

■ データ

○観光客とブランド商品の開発状況



第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

- 3 新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり
- 1 雇用の促進と安定化
 - 2 観光事業と地域産業の連携
 - 3 **商業の活性化**
 - 4 新産業の育成・支援

めざす方向(施策の目的)

機能的な商業スペースの確保による基盤を整え、地域商店並びに商店街の地域特性を活かした経営手法の活用や、人材育成の支援により商業経営の安定と活力の回復を図り、地域の活性化と商業振興を促進する。

■ これまでの取り組み

古くから親しまれてきた中条市や地域で発展してきた商店や商店街の活性化を図るため、補助金交付や事業への支援を行ってきた。

■ 現状

駐車場が整備され品数の豊富な大型店等が進出し、地域の商店や商店街での購入機会が減少しており、経営が厳しい状況にある。地域の商工業者が参加する商品券発行事業へ補助金を交付し商業の活性化を図っている。

■ 市民の声

- ・商品の品数が少ない
- ・車でいった場合の駐車スペースがない
- ・一つの店舗で必要な買い物ができない

■ 課題

- ・品揃え等に対応した、商業基盤整備による集積
- ・駐車場の確保
- ・経営者及び担い手の育成
- ・地域コミュニティーの場、情報発信の場としての利用

■ 施策の展開

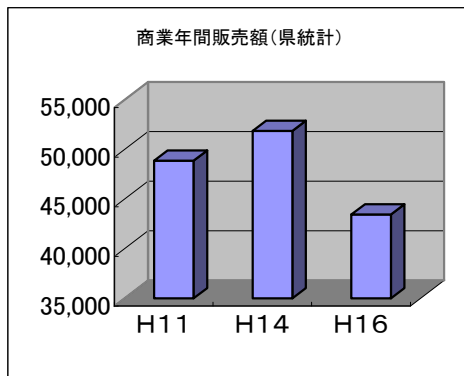
- 商業の活性化
 - ・商業団体と連携した地域商業の振興
 - ・集客イベントの開催
 - ・中条市開催の支援
- 人材育成・支援
 - ・意欲ある経営者への支援
 - ・後継者の育成・支援
- コミュニティ機能の活用
 - ・店舗の有効活用
 - ・情報発信機能の設置

施策に対する目標

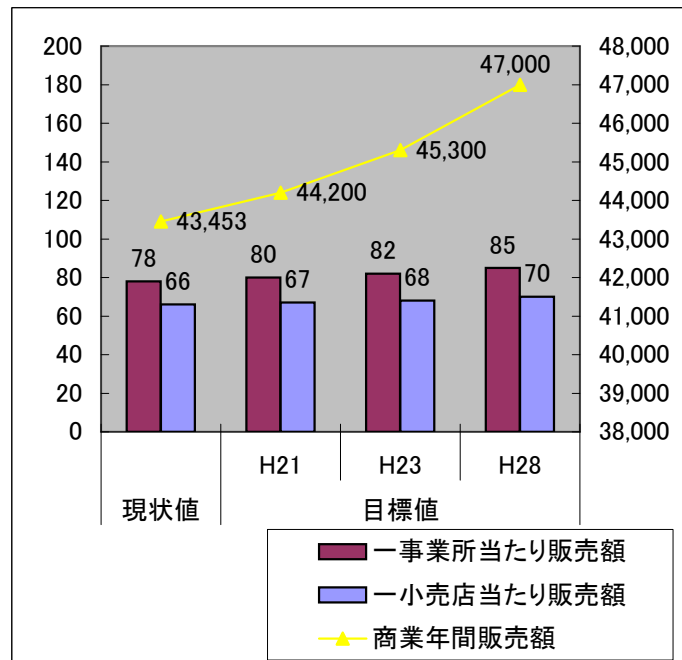
指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
商業年間販売額	百万円	43,453	44,200	45,300	47,000	商業の活性化の度合い
一事業所当たり販売額	百万円	78	80	82	85	
一小売店当たり販売額	百万円	66	67	68	70	

■ データ

○商業年間販売額



(注)平成16年より調査対象が変更されたため販売額が減少



第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

3 新しい活力を生み出す産業育成と雇用を促進するまちづくり

1 雇用の促進と安定化

2 観光事業と地域産業の連携

3 商業の活性化

4 **新産業の育成・支援**

めざす方向(施策の目的)

企業誘致の促進を図る一方、次世代を担う新産業の創業に取り組む起業家や意欲ある経営者はもとより、人材の育成・支援のための制度、事業を産官学の一体的な取り組みで推進することにより、地域産業の育成と雇用機会の拡大を図り、活力あるまちづくりを目指す。

■ これまでの取り組み

中小企業への支援については、関係機関からの情報提供に努めてきた。

■ 現状

企業においては、新しい技術や製品の研究・開発に力をいれ経営の安定に努めていることから、セミナーや研究会の情報、技術相談窓口等の紹介を行ってきたが、十分に紹介しきれていない。

■ 市民の声

- ・新産業の創出・育成のための情報提供や支援策
- ・人材の発掘と育成

■ 課題

- ・情報提供機会の拡大
- ・研究開発型企業の誘致
- ・大学、研究開発型企业との連携体制づくり

■ 施策の展開

○中小企業振興の推進

- ・新産業創出のための情報提供
- ・企業の産業分類別情報の集積
- ・地域的な産業振興の取り組み体制づくり

○新産業の研究・開発

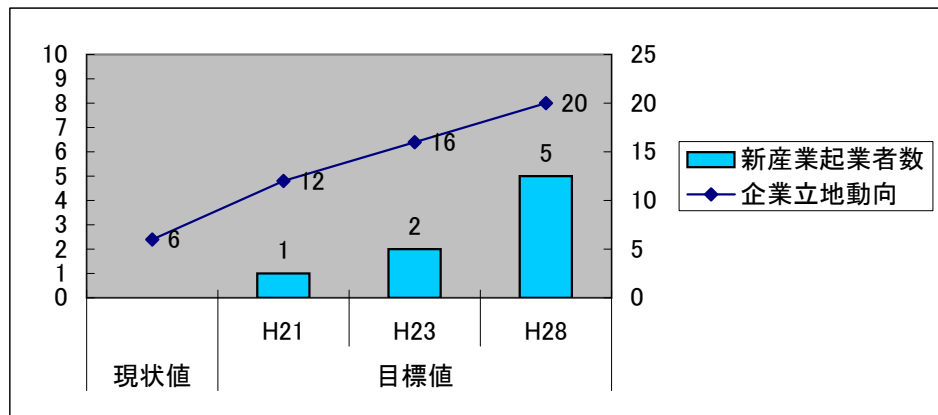
- ・起業家の発掘・支援
- ・研究開発型企業の誘致促進と研究・開発機関との連携
- ・事業化への支援

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
新産業起業者数	件	-	1	2	5	2年に1件程度を目標とする

■ データ

○新産業起業者数と企業立地動向



○企業誘致目標(企業誘致の推進施策より)

	現状値	H21	H23	H28
企業立地動向	6	12	16	20

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

4 農村環境を地域間交流に活用し、活力と定住を生むまちづくり

1 グリーンツーリズムの推進

2 地域資源を活かした農林業の振興

めざす方向(施策の目的)

緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動が脚光を浴びる中、観光と農業の一体化により都市住民に自然や農業体験の場と機会を提供し、地域住民の生きがい対策や地域農業の振興を図る。

■ これまでの取り組み

滞在型交流施設と連携した体験型施設の整備を実施。

■ 現状

- ・交流拠点施設はあるが、グリーン・ツーリズムとして活用がされていない。
- ・農業体験や田舎暮らし体験が整備されていない。

■ 市民の声

- ・山間部地域の離農に伴う休耕地や空き家の有効活用
- ・地域住民の生きがい対策

■ 課題

- ・体験プログラムの整備
- ・滞在型農家(民宿等)の確保
- ・受け入れ農家の意識啓発

■ 施策の展開

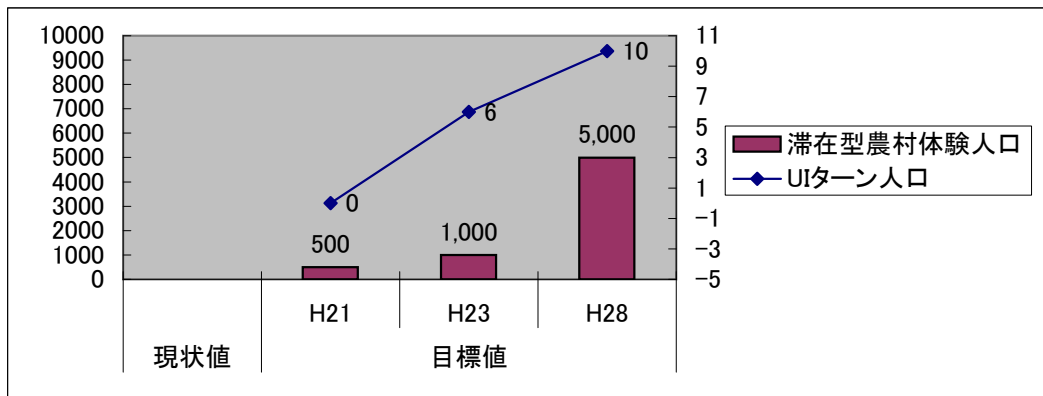
- ・休耕地や空き家を活用した滞在型の農村体験制度の創設
- ・就農者への支援及び地域間交流の促進によるUIターン(※1)の促進
- ・体験プログラムインストラクター等の育成

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
滞在型農村体験人口	人	-	500	1,000	5,000	農村交流人口
UIターン人口	人	-	-	6	10	地域の活性化状況

■ データ

○滞在型農村体験人口及びUIターン人口



※1 UIターンとは、自分のふるさとに戻る(Uターン)、都市出身者だが田舎に住みたい(Iターン)という人々のこと、あるいはその動きのこと。

第3節 活力と希望を生み、交流を育むまち

4 農村環境を地域間交流に活用し、活力と定住を生むまちづくり

1 グリーンツーリズムの推進

2 地域資源を活かした農林業の振興

めざす方向(施策の目的)

緑豊かな山林、田畑等の地域資源の活用で、農業・林業体験や畜産物の特産品化などを通じて、都市住民との交流を促進し、農林業の振興を図る。

■ これまでの取り組み

- ・黒毛和牛の繁殖事業の実施による、農家への安定供給。胎内黒豚、ジャージー乳などの畜産物加工による特産化
- ・作付け日本一をキャッチフレーズにした「チューリップフェスティバル」の開催
- ・土砂流失防止や水源かん養機能保全のための森林づくり

■ 現状

- ・県産和牛の評価向上に寄与している。
- ・直営特産品の消費は伸び悩んでいるものの、チューリップフェスティバルは、県内春のイベントとして定着している。
- ・治山対策並びに森林保育を適宜実施している。

■ 市民の声

- ・農業・林業体験ゾーンの充実
- ・担い手の育成に対する支援

■ 課題

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足に対する担い手等経営体の確保
- ・中山間地域における遊休農地の増加解消対策
- ・林業の素材価格低迷による経済効果は期待できないため、森林資源を活かした観光との連携

■ 施策の展開

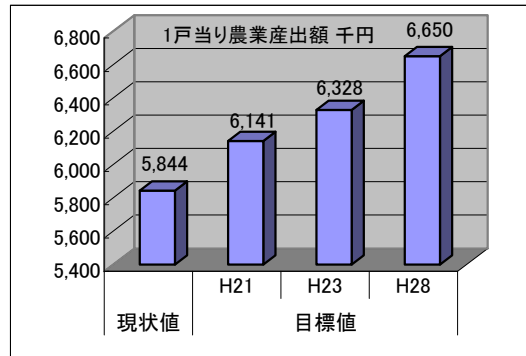
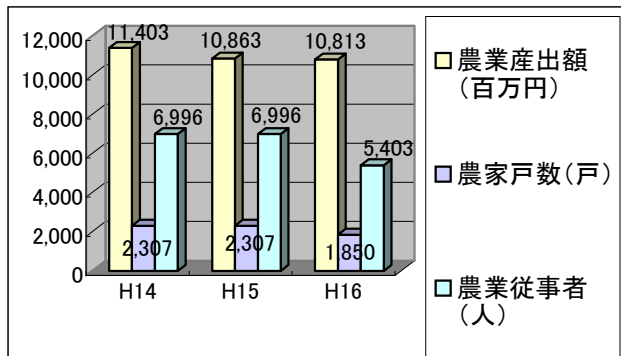
- ・農業・林業体験ゾーンの充実
- ・畜産物の特産化や担い手の育成に対する支援の実施
- ・地域の多様な食材を販売促進するための流通促進施設整備事業
- ・遊休農地の有効な活用

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
農業産出額	百万円	10,813	9,262	8,796	7,535	1戸当り年1.0%の伸び率
農家戸数	戸	1,850	1,508	1,390	1,133	農林業従事者の推移
農業従事者	人	5,403	4,269	3,885	3,218	

■ データ

○ 農業産出額の状況



	H14	H15	H16
農業産出額(百万円)	11,403	10,863	10,813
農家戸数(戸) (世界農林業センサスより)	2,307	2,307	1,850
農業従事者(人) (世界農林業センサスより)	6,996	6,996	5,403
1戸当り農業産出額 (百万円)	4.94	4.71	5.84

第4節 新しいしくみにも対応できるまち

施策
通し番号



1	新市の計画を推進するための行政基盤を備えたまちづくり	
1	時代に即応した組織機構の構築	47
2	コミュニティ組織の育成	48
2	新制度や住民ニーズに対応するため、更なる行政改革を推進するまちづくり	
1	効果・効率的行政運営	49
2	財政の健全性の確保	50
3	市税の適正な賦課と徴収	51
4	人材の育成と活用	52
3	積極的な情報提供と市民参加型(パートナーシップ)行政によるまちづくり	
1	広報広聴機能の充実	53
2	市民と行政との協働	54

第4節 新しいしくみにも対応できるまち

- 1 新市の計画を推進するための行政基盤を備えたまちづくり
 - 1 時代に即応した組織機構の構築
 - 2 コミュニティ組織の育成

めざす方向(施策の目的)

時代に即応した行政サービスを考慮しながら、住民が分かりやすく、利用しやすい、住民の声を適正に反映することができる事務組織・機構の構築を目指す。

■ これまでの取り組み

- ・本庁部門は総務・人事・企画・財務等の総合的な計画策定・調整部門と各事業課を設置
- ・支所機能は直接住民の窓口となる業務を置き、住民生活に支障のないようにするため、地域振興係、総合窓口係、事業推進係を設置

■ 現状

地方分権が推進される中、市を取り巻く環境の変化や高度化、多様化した住民ニーズに対応できる事務組織・機構の構築が求められている。

■ 市民の声

- ・住民が分かりやすく、利用しやすい組織・機構の整備

■ 課題

- ・市民の声や行政課題を総合調整できる機構
- ・指定管理者制度の導入

■ 施策の展開

- ・市民の声を市政に適正に反映できる組織・機構の構築
- ・地方分権社会における行政課題を市政に反映できる組織・機構の構築
- ・地域コミュニティの推進について支援できる組織・機構の構築
- ・簡素で効率的な組織・機構の構築
- ・地方分権に対応した組織・機構の構築

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
住民が分かりやすく、利用しやすいと感じる割合	%	-	↗	↗	90	利用者の声に耳を傾け、常に向上を目指す

第4節 新しいしくみにも対応できるまち

- 1 新市の計画を推進するための行政基盤を備えたまちづくり
 - 1 時代に即応した組織機構の構築
 - 2 **コミュニティ組織の育成**

めざす方向(施策の目的)

自治会と各種団体の連携体制を構築するシステムとして、コミュニティ組織を育成し、コミュニティ活動において、より広いエリアと視野で、より多くの人を対象に、誰もがふるさとと感ぜられるような心のふれあうまちづくりに取り組む。

■ これまでの取り組み

- ・コミュニティ意識の啓発
- ・集落、自治会活動への支援、情報提供
- ・コミュニティ活動への助成

■ 現状

集落、自治会単位での交通安全活動や防犯活動など実施されており、地域の生活・安全向上のため、地域でできるものは地域で活動を行っている。

■ 市民の声

- ・まちづくりのための情報交換や交流の場の提供
- ・集落、自治会を超えたコミュニティ組織の形成

■ 課題

- ・コミュニティ組織の育成
- ・コミュニティ活動の拠点確保
- ・コミュニティ意識の醸成
- ・地域活動、保健・福祉部門へのコミュニティ組織の積極的参加

■ 施策の展開

○コミュニティ組織の育成

市内のコミュニティ組織の育成を図るため、集落、自治会、PTAなど各種団体が連携して「ふれあいの場づくり」や 体育・文化・環境・福祉・安全などの主な地域活動を推進します。

○コミュニティ活動拠点の充実

地域独自の特性に合わせたまちづくりを進めるため、学校施設の開放等コミュニティ組織の活動拠点を提供し、市民活動の交流・連携の強化を支援します。

○コミュニティ活動への助成

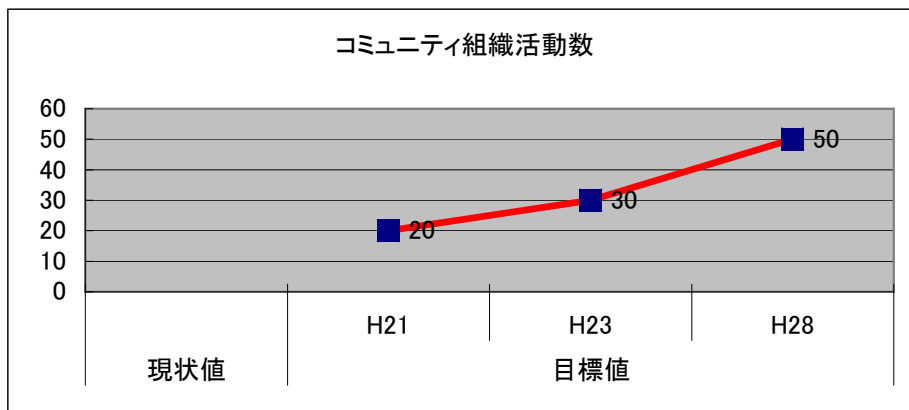
地域コミュニティ活動の活性化を図るため、各種のコミュニティ事業への助成を行います。

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
コミュニティ組織活動数	回	-	20	30	50	地域コミュニティ活動の活性化の度合い

■ データ

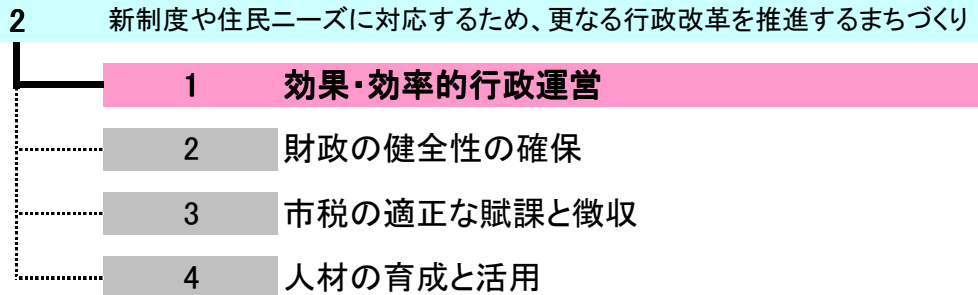
○コミュニティ組織の活動



○行政区数

中条地区	乙地区	築地地区	黒川地区	合計
70	19	16	31	136

第4節 新しいしくみにも対応できるまち



めざす方向(施策の目的)

最小の経費で最大の効果を果たす行政運営をおこなっていくため、行政評価などを通じて効率的・経済的な事務事業の執行につとめ、市民に分かりやすく利便性の高いサービスを提供する。

■ これまでの取り組み

「行政改革大綱」を作成し、健全な財政運営、機能的組織の形成、事務改善などを実施している。

■ 現状

本市を取り巻く財政状況が厳しさを増すと予想される中、少子高齢化や環境問題など新たな行政サービスへの対応が求められており、自治体の自主性や自己責任に基づく施策の展開を積極的に取り組むためには、より一層の行政改革を進めることが求められる。

■ 市民の声

- ・業務の効率化、適正な定員管理などによる経費の節減
- ・行政の役割を見直し、民間的発想による事業の推進

■ 課題

- ・効果・効率的な事業執行と、それを検証する制度の導入
- ・少子高齢化や環境問題など新たな行政サービスへの対応

■ 施策の展開

○行政改革の推進

・成果とコストを意識した効率的で質の高いサービスを提供していくため、新たな行政運営をめざし行政改革大綱(※1)に基づき行財政改革を推進する。

○定員管理の適正化

・効率的な行政運営のため、定員適正化計画に基づき、職員の適正な定員管理に努める。

○最小の経費で最大の効果を果たす行政運営

・効率的・効果的な行政運営を確保するため事務事業評価を行う。

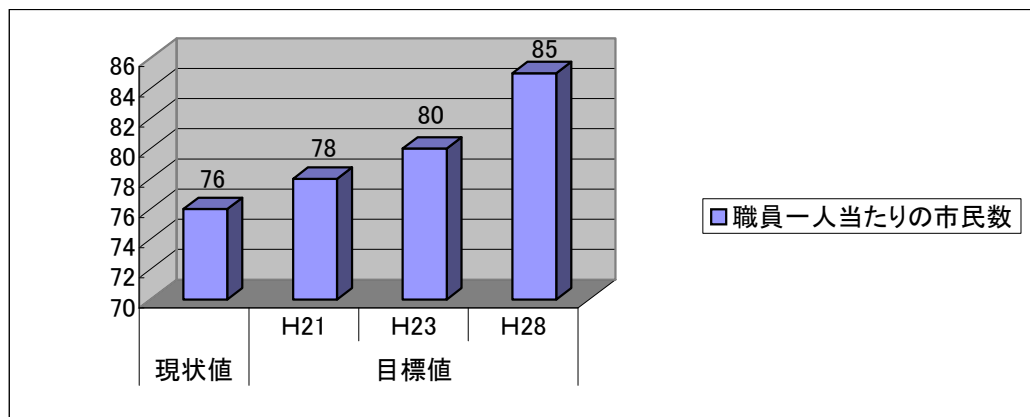
○包括的民間委託の推進

・行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入を推進する。

施策に対する目標

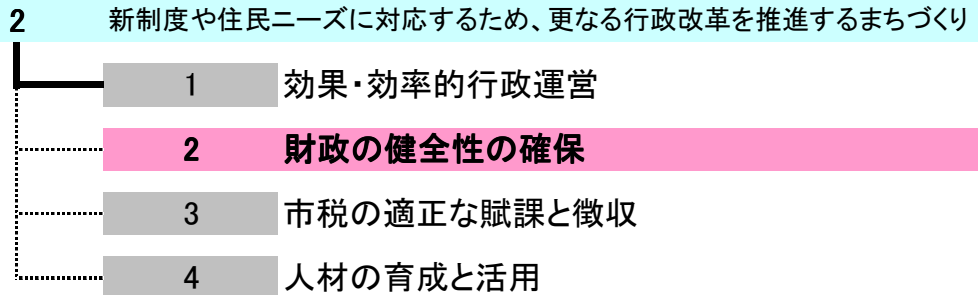
指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
職員一人当たりの市民数	人	76	78	80	85	行政サービスの水準を維持しながら、職員一人当たりの市民数を拡大していく

■ データ



※1 行政改革大綱は、市のまちづくりの将来像を達成し、市民福祉の向上を図るためのしくみづくりと財政基盤づくりのため、期間を定めて策定された実行計画のこと。

第4節 新しいしくみにも対応できるまち



めざす方向(施策の目的)

歳入歳出の徹底した見直しにより自主財源の強化と歳出削減を行い、基金を取り崩さない収支均衡の財政運営を確立する。

■ これまでの取り組み

- ・経常経費マイナスシーリングによる予算要求
- ・遊休市有地の売却
- ・滞納整理の強化
- ・事業内容や計画年度の見直し
- ・公債費負担適正化計画の策定

■ 現状

- ・経常収支比率 95.0% (80%が危険ライン)
- ・実質公債費比率 23.1% (少なくとも18%未満が望ましい)
- ・財政調整基金残高 約6億円(県の指導基準は4億円以上)

(平成17年度普通会計決算より)

■ 市民の声

- ・健全な財政運営に努めてほしい。

■ 課題

- ・新市建設計画を実施しながら実質公債費比率を減少させる。

(実質公債費比率が18%を超えると、起債を発行する時に「公債費負担適正化計画」を策定し比率を早期に是正することが求められます。25%を超えると一部の起債発行が制限されます。)

■ 施策の展開

- ・公債費負担適正化計画に基づき借入金の抑制等を確実に実施し目標を達成するよう努める。
- ・財政健全化計画を策定し、次のような取り組みにより歳入歳出を徹底して見直す。

<歳入>

- ・滞納整理の促進
- ・企業誘致による税収増
- ・施設使用料等の見直し
- ・遊休市有地の売却

<歳出>

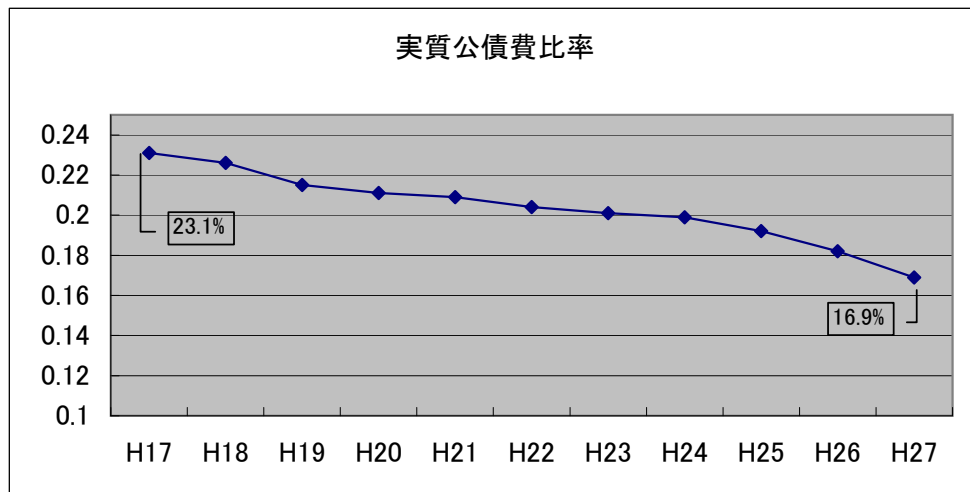
- ・住民ニーズや費用対効果を総合的に検討し事業内容を精査
- ・補助金の見直し
- ・指定管理者の導入により施設の維持管理費を削減
- ・職員数の適正管理による人件費の抑制

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H27	
実質公債費比率	%	23.1	20.9	20.1	17.0 以下	標準財政規模に占める実質公債費の割合

■ データ

○実質公債費比率の抑制計画



○実質公債費比率計算式

$$\frac{A+B+C+D-E-F}{G-F}$$

A=起債の元利償還金(借金返済額)

B=一部事務組合への負担金のうち公債費としてとらえられるもの

C=公営企業への繰出金のうち公債費としてとらえられるもの

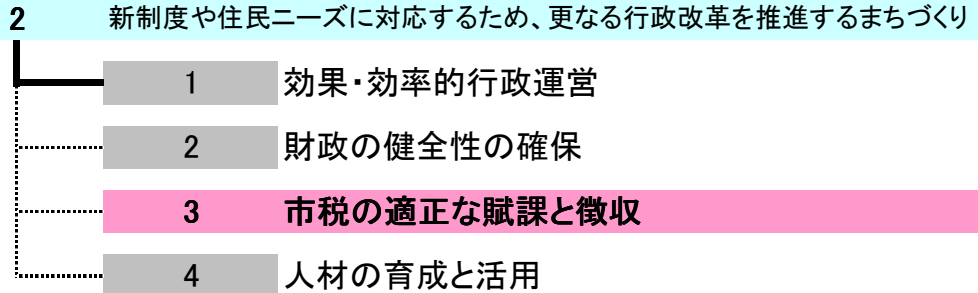
D=債務負担行為のうち公債費としてとらえられるもの

E=A~Dに対する特定財源

F=A~Dに対する交付税措置

G=標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

第4節 新しいしくみにも対応できるまち



めざす方向(施策の目的)

市税の課税客体(※1)の把握と徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努める。

■ これまでの取り組み

- ・市税徴収対策部の設置
- ・滞納整理

■ 現状

滞納繰越額の増加、徴収率減少の傾向にある。

■ 市民の声

- ・公平な市税の賦課

■ 課題

- ・国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲に伴う収納体制の強化

■ 施策の展開

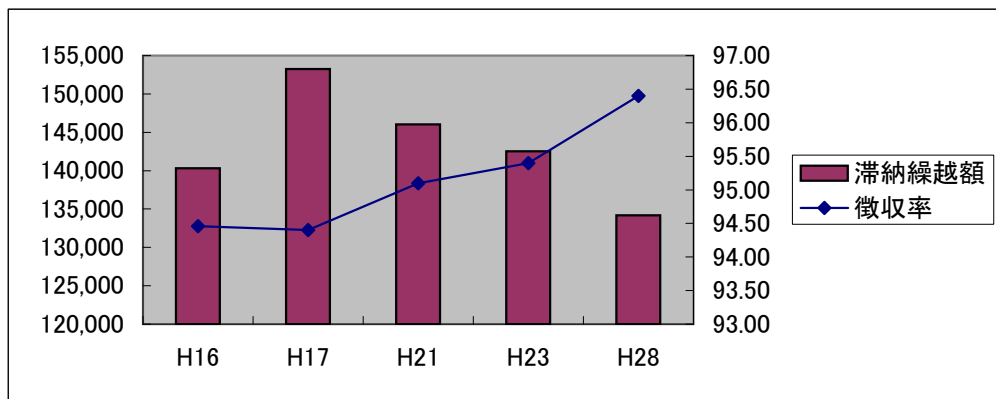
- ・市税納入への啓蒙活動
- ・市税徴収対策部の組織強化
- ・滞納整理の強化
- ・家屋評価システム事業

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
滞納繰越額	千円	153,246	146,022	142,538	134,189	市税の徴収状況
市税徴収率	%	94.4	95.1	95.4	96.4	

■ データ

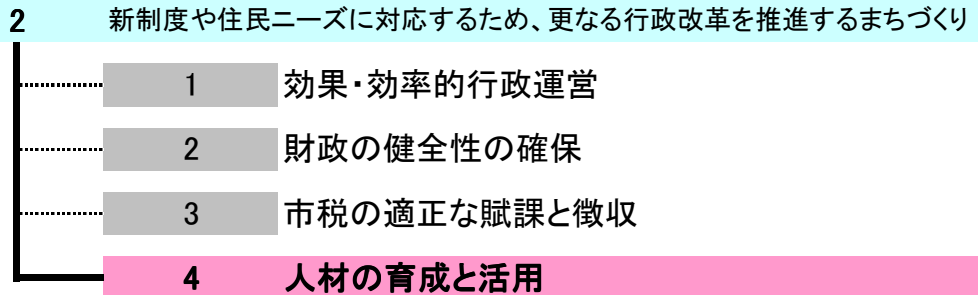
○市税の徴収率と滞納繰越額



	H16	H17
滞納繰越額(千円)	140,310	153,271
市税徴収率(%)	94.46	94.40

※1 課税客体とは、租税を賦課する客体となるべき物、行為その他の事実をいう。

第4節 新しいしくみにも対応できるまち



めざす方向(施策の目的)

高度化・多様化する市民要望、厳しい財政状況、地方分権時代の都市間競争に対応し、より質の高い市民サービスをつくり出していく職員の育成を図るとともにその活用に努める。

■ これまでの取り組み

職員の自己啓発活動
「おこなう研修」の成果発表会の実施
人事事務組合の研修参加

■ 現状

現在、公務員をめぐっては、前例踏襲主義、コスト・サービス意識の欠如など、厳しい指摘がなされています。
公務員が互いに競い合う中で持てる力を最大限に発揮し得る環境を整備するとともに、高い使命感と働きがいを持って職務遂行できるよう、さまざまな制度改革が予定されている。

■ 市民の声

- ・厳しい財政状況から、経営感覚を持った職員の育成が必要
- ・高度・複雑な問題を自ら解決できる頼りがいのある職員の育成が必要

■ 課題

- ・市民感覚を有する職員の育成
- ・経営感覚を有する職員の育成
- ・チャレンジ精神を有する職員の育成
- ・豊かな人間性を有する職員の育成

■ 施策の展開

○新たな人事制度の導入

・職員の能力・適正・業績などを的確に把握し、適材適所の人事配置や人事上の処遇に反映するなど、やる気を高め、人を活かす人事制度の導入

○研修制度の充実

・より質の高い市民サービスをおこなうために、職員の持つ能力を最大限に引き出し、高める研修制度の一層の充実

○職場づくりの推進

・仕事におけるさまざまな場面を活用して、人を育て、活力を生み出す職場づくりの推進

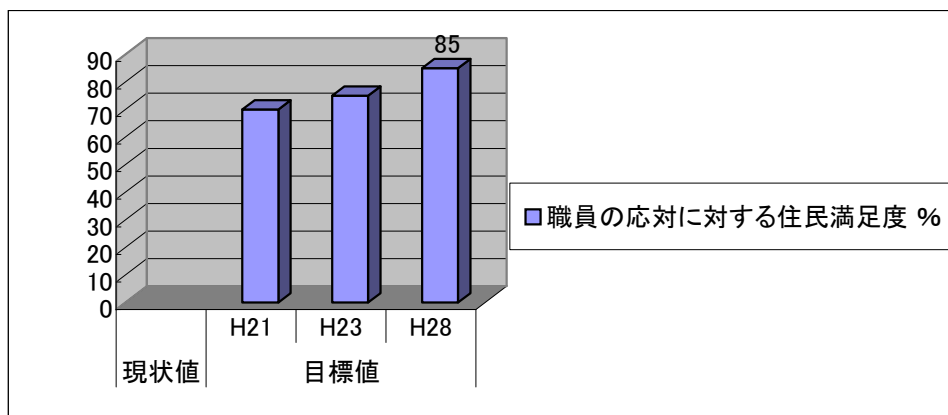
○安全衛生の推進

・市民の満足度を高めるより質の高いサービスを提供するため、職員の心身両面にわたる健康管理を含めた安全衛生の推進

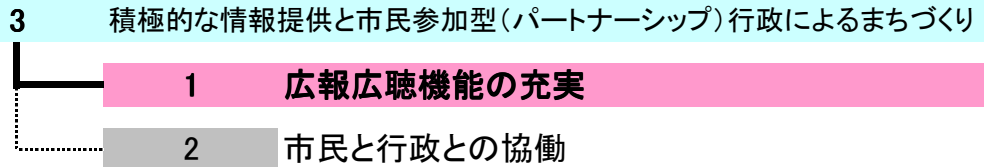
施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
職員の対応に対する住民満足度	%	-	↗	↗	85	職員の育成度合い

■ データ



第4節 新しいしくみにも対応できるまち



めざす方向(施策の目的)

市民と行政の円滑な情報交換を進めるため、広報広聴機能(双方向性)の充実に努めると共に、開かれた行政としての透明性の確保や市民参加型の行政の推進を図って行く。また、将来的には自宅でも各種行政サービスの提供が受けられるような環境整備の検討を進めて行く。

■ これまでの取り組み

市への意見・要望・提言などを市民が発信しやすいようインターネットを活用する。

■ 現状

市ホームページにEメール対応の「市長への手紙」「各課への問合せ」を設置し、広聴機能の充実に図る。

■ 市民の声

・市民の意向がより行政に反映されるようなシステムの構築

■ 課題

・重要な施策などを決める際に市民から意見を求め、寄せられた意見を施策に反映させる「パブリックコメント制度」の導入

■ 施策の展開

○パブリックコメント制度(※1)の構築

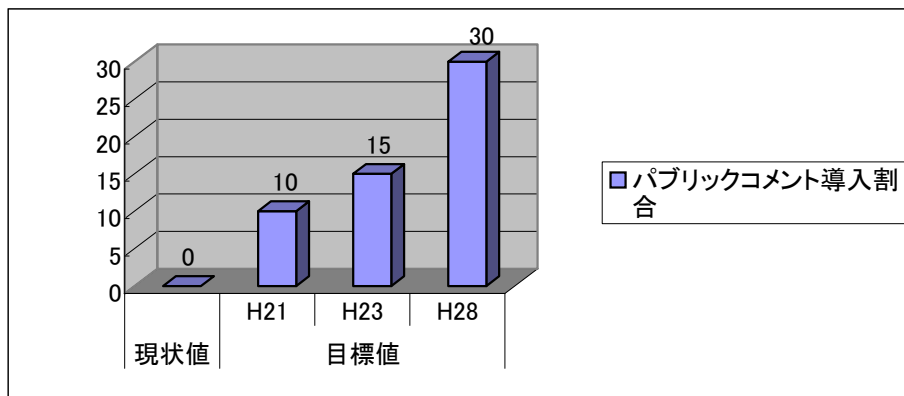
各課の重要施策に市民の意見が反映されるよう広報紙・ホームページでお知らせし、各施設に設けた行政コーナーで市民に閲覧後、意見を聴取し、策定後に意見が反映されたか、広報紙・ホームページで公表する。

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
施策策定に対するパブリックコメント制度導入割合	%	-	10	15	30	市民の意見反映度合い

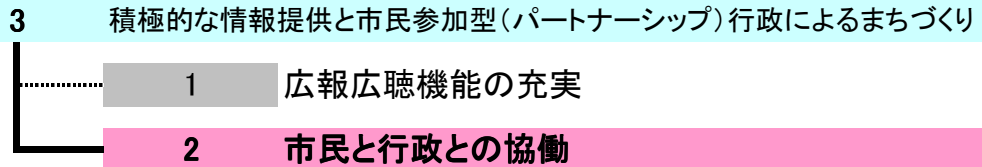
■ データ

○施策策定に対するパブリックコメント制度導入割合



※1 パブリックコメント制度とは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。

第4節 新しいしくみにも対応できるまち



めざす方向(施策の目的)

「行政主導」から「市民と行政が対等な立場で、相互特性を認め、地域の問題の解決や共通する目標の実現に向かって協働、協調するまちづくり」へと転換する。
 そのために、行政と町内会、自治会、市民活動団体、企業がそれぞれ相互に連携をとりあい、さまざまな立場から参画、協働していける環境をつくる。

■ これまでの取り組み

- ・市民の生活環境に関わる要望を整理し事業化
- ・区長会、町内会を通じた情報提供や意見集約
- ・地区懇談会の開催
- ・市民出前講座の開催

■ 現状

多様化する市民要望に行政だけでは対応できなくなっており、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、行政の努力はもちろんですが、市民がそれぞれの英知を結集し、互いに協働して、よりよい社会を目指すまちづくりを進めることが重要になってきている。

■ 市民の声

- ・市民の自由な活動や市政への参加を促進するため、町内会、自治会、市民活動団体相互の連携を進め、地域のネットワークをつくる必要がある。
- ・市民活動団体の多くは、資金、人材不足、他の団体との交流の不足といった問題を抱えている。

■ 課題

- ・行政が本来行うべき事業が、市民との協働により行うのがふさわしい事業なのかの整理
- ・市民が自由に市民活動に参加でき、その活動が自立したものとして発展できる環境づくり、情報の提供や活動の場づくりが必要
- ・行政と町内会、自治会、市民活動団体、企業との相互ネットワークの構築とその運営方法

■ 施策の展開

○市民参加、参画のしくみづくり

・市民参加及び協働を推進するため市民自治を確立するための基盤となるしくみ、制度を市民とともに整備する。

○市民参加、参画の環境づくり

・市民が市政へ参加、参画しやすい環境を整備する。

○町内会、自治会、市民活動団体との協働

・町内会、自治会、市民活動団体を支援する規定の整備を行い、市民活動を支援する。

○協働推進のための連携

・市民がさまざまな活動ができるようにするため、協働を総合調整する市の体制の明確化、一本化を図ることにより、行政と町内会、自治会、市民活動団体との連携を強化する。

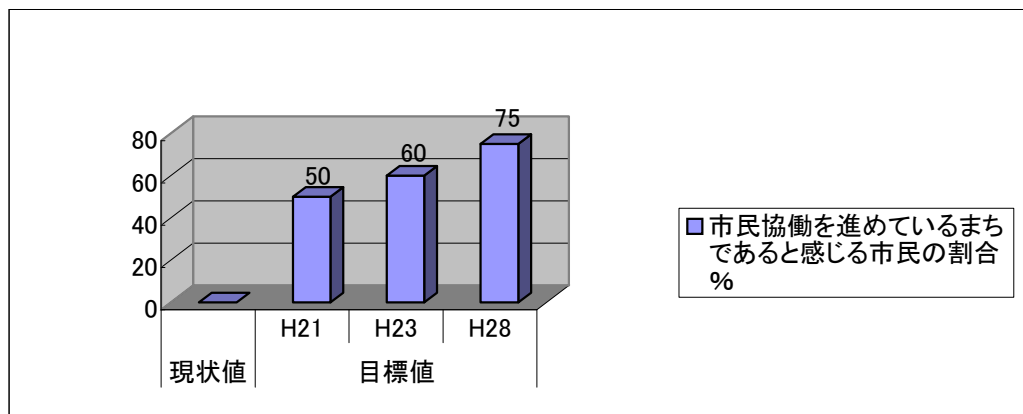
・協働推進のための組織、人材の育成を図るとともに、市民、職員に協働の輪を広げるため、講座を開催するなど、活動の場を設置する。

施策に対する目標

指標名	単位	現状値	目標値			指標の説明
			H21	H23	H28	
市民協働を進めているまちであると感じる市民の割合	%	-	50	60	75	市民協働への市のとりくみ度合いを測る指標 計画最終年度には4人に3人の市民が「協働のまち」と感じていることを目標とする

■ データ

○市民協働を進めているまちであると感じる市民の割合



第3章 総合計画の推進について

1 計画推進のための基本的考え方

総合計画を確実に実行していくためには、市民をはじめとする多くの人たちにこの計画を認知してもらい、その内容を理解することが重要です。

そのため、総合計画の概要版や市報、ホームページなど、様々な情報提供を通じて、市民や各種団体、関係機関への周知を図ります。

総合計画は「まちづくりにおける最上位計画」として位置づけし、行政改革推進計画、財政計画、各課の個別の事業計画等との連携・整合性を確保し、具体的に推進していかねばなりません。

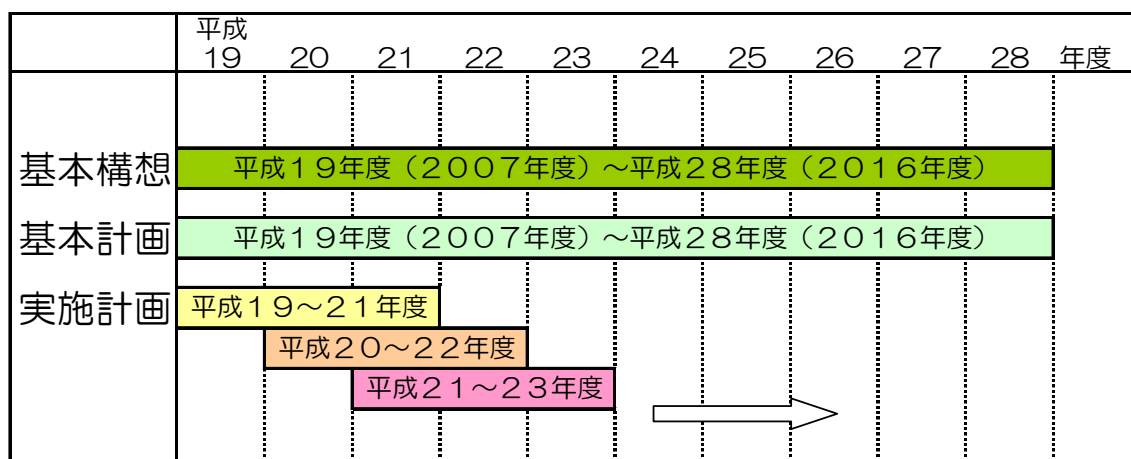
総合計画の中には、その具体化に向けて更に検討を要するものや個別の策定が必要なもの、国や県など関係機関への協力を要するものも含まれており、それらについては、検討組織・関係機関へ総合計画の重要性を理解してもらうよう働きかけながら、実施計画の検討を重ねていくこととします。

また、総合計画は計画期間が長期であるため、計画期間中の社会情勢の変化や進捗状況などに応じて、計画内容を見直すなど柔軟に対応していくこととします。

2 総合計画の実施計画

実施計画は基本計画で体系化した施策を具体的な事業として示し、それぞれの実施年度、事業量、実施主体、財源内容などを明らかにしたものです。

計画期間は3か年で、年度ごとのローリング※（見直し）により、実効性の確保に努めます。



3 総合計画の進行管理と行政評価

「基本構想」の基本理念を具体化するため、「基本計画」に定められた方向性に沿って、各事務事業を推進することとなりますが、その計画の進行管理にあたっては、「行政評価システムを活用して行います。

行政評価システムでは、施策及び事務事業の各段階において、成果指標と目標を設定します。

成果指標と目標の設定にあたっては、「進捗率」や「整備率」など、事業の実施量（活動量）を表す項目ばかりでなく、「市民にとってどういう姿であれば満足度が向上するのか」という視点に立ち、事業実施後の効果について測定します。

また、これらの目標がどのくらい達成されているかを毎年度測定し、市民に公表することで、行政の透明性の確保と市民起点に立った行政経営の実現をめざします。

この評価システムを総合計画の施策体系に沿って機能させることによって、「計画（Plan）－実施（Do）－評価、改善行動（Check-Action）」のサイクルを確立し、着実な計画の推進を図ります。

P－D－C－Aサイクル

